

1 日目 (3月4日)

第1回福生市議会定例会会議録（第1号）

平成20年3月4日福生市議会会議場に第1回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長 事務取扱	高橋 保雄君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐 員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第1回福生市議会定例会議事日程

開議日時 3月4日(火) 午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長の所信について及び教育委員会の基本的な考え方について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度福生市
下水道事業会計補正予算(第4号)〕
- 日程第6 議案第1号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第2号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第3号 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第4号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第5号 福生市民会館条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第6号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第7号 福生市体育館条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第8号 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第14 議案第9号 福生市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第10号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第11号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第12号 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第18 議案第13号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第14号 福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第15号 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第21 議案第16号 福生市再編交付金事業基金条例
- 日程第22 議案第17号 福生市教育センター条例
- 日程第23 議案第18号 福生市後期高齢者医療に関する条例

- 日程第24 議案第19号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第25 議案第20号 平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第21号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第22号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第23号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第29 議案第24号 平成20年度福生市一般会計予算
- 日程第30 議案第25号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 平成20年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成20年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 平成20年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第35 議案第30号 平成20年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第36 陳情第20－1号 介護保険の改善を国に求める陳情書
- 日程第37 陳情第20－2号 「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」
厚生労働省通達（事務連絡）を徹底させる陳情書
- 日程第38 陳情第20－3号 国民健康保険税に関する陳情書

午前１０時 開会・開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成２０年第１回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第８０条の規定により、議長において、１４番、青海俊伯君、１５番、大野聰君、１６番、高橋章夫君、以上３名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- １ 平成２０年第１回福生市議会の招集について（別添参照）
- ２ 議案の送付について（議案第１号外３０件）（別添参照）
- ３ 陳情書の受理について（陳情第２０－１号、陳情第２０－２号、陳情第２０－３号）（別添参照）
- ４ 市議会議事説明員の委任について（別添参照）
- ５ 議案説明員の出席要求（別添参照）
- ６ 平成１９年１１月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- ７ 平成１９年１２月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- ８ 平成１９年度第２回定期監査の結果について（別添参照）
- ９ 平成１９年度第３回定期監査の結果について（別添参照）
- １０ 平成１９年度第２回財政援助団体等監査の結果について（別添参照）
- １１ 平成１９年度第３回財政援助団体等監査の結果について（別添参照）
- １２ 本会議資料の提出について（議案第１号、議案第８号、議案第９号、議案第１１号、議案第１７号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る２月２６日に開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告させていただきます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から報告１件、議案３０件と陳情者から陳情３件が提出されております。

また、一般質問につきましては１５名の議員から通告されており、通告時間は１６

時間となっております。

それから、日程第3につきましては市長の所信についてと、教育委員会委員長より教育委員会の基本的な考え方について発言することになっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いましてお手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第5、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第4号）及び日程第24、議案第19号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更については、慎重審議の上即決でお願いすることになっております。

それから、他の案件につきましては、既に御配付いたしております付託表のとおり所管委員会に、また日程第29、議案第24号、平成20年度福生市一般会計予算につきましては特別委員会を設置して付託し、審査をお願いすることといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数等を勘案いたしまして3月4日、3月5日、3月6日及び3月7日の4日間を本会議とし、3月8日から3月27日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を3月28日とする25日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、議会側からの協議事項がございますので、開催することといたしました。なお、協議事項の関係で2回に分けて行うことといたしまして、1回目は一般質問をすべて終了した後にいき、2回目は3月7日の本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり3月4日から3月28日までの25日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第3、この際、市長及び教育委員会委員長から、市長の所信について及び教育委員会の基本的な考え方についての発言の申し出がありますので、これを許します。

まず、市長から発言をお願いいたします。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） おはようございます。平成20年第1回市議会定例会に当たり、貴重なお時間をいただきまして、私の所信を述べさせていただきますことを心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、私の2期目の任期も余すところわずかとなり、今議会が任期最後となります。

この間、第3期総合計画に基づき自立したまち、輝く街ふっさに向けて市議会、市民の皆様とともにまちづくりを着実に進めてまいりました。おかげさまで総合計画による施策、新たな施策とも順調に進んでおります。これもひとえに議員各位を初め市民の皆様への深い御理解と温かい御支援、御協力の賜物と心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。残された短い任期ではございますが、この間いささかでも市政運営に停滞があつてはなりませんので、全力を上げて職務を全うしてまいる所存でございます。

さて、私自身昭和37年に当時の福生町役場に奉職いたし、20年間の社会教育の仕事を経て、一般行政の仕事26年のうち24年ほど、市行政、財政に関わる中心的な仕事をさせていただいたわけで、その面から申しますと少し長くなったなと思いがございます。

分権型社会での自立したまちづくりは、いまだ道半ばではございますが、市民、職員の意識改革にも一定の前進が見られております。また懸案でございました福生病院の建て替えや新庁舎建設、拝島駅自由通路の整備などの主要事業につきましてもほぼ完了いたし、第4期総合計画の策定作業も始まっております。これらのことから、後進の方に道をお譲りする時期であるとの判断をいたし、任期満了に伴います市長選挙には出馬をしない旨、去る1月に表明させていただきました。

したがいまして、本来ならば第3期総合計画の仕上げに向けての考え、平成22年度からの第4期総合計画策定の基本的な考え方などを申し上げなければならないところでございますが、次の市長に政策判断をお願いすることが望ましいと考えまして、ここでは遠慮させていただき、平成20年度予算についてのみ申し上げさせていただきますと存じます。

なお、平成20年度予算につきましては、骨格予算ということも考えましたが、現行の第3期総合計画、実施計画の継続性の視点から、総計予算主義の考え方に基づいて年間を通して編成をさせていただいておりますので、御理解をいただきたくお願いを申し上げます。

さて、自治体の行財政運営は、従来国や都の施策に基づいて行えばよいという考え方がたくさんございました。しかし、グローバル社会、分権型社会では国際情勢の中での日本の状況、その影響というものを考えなければならなくなっております。アメリカの低所得者向け住宅融資、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安などがもたらす市民生活や、国、地方自治体への行財政への影響といった点も考慮しなければなりません。

地球環境の悪化、あるいはエネルギーのほとんどを輸入に依存し、カロリーベースでの総合食料受給率40%という日本の現状の中で、私たち国民は現在の国の行財政状況を十分に理解し、そして長期的視点に立った我が国のあり方を考える必要があります。今だけの負担軽減策ではなく、人口減少時代に入った後世の日本、日本国民のことを考えた議論や良好な地球環境の維持を前提に、持続可能で発展する社会を実現するための行動が求められております。

このことは、市の行財政運営にも言えることであり、平成20年度の予算についま

しては第3期総合計画の推進、長期的視点に立った予算編成、財政運営の健全化を指針に編成をさせていただいたところでございます。

編成の考え方の一つは、不確実な社会状況の中、市民、地域にとって最も有効な行財政運営を行うことが大切であり、そのための計画としての第3期総合計画を、急激に変化する時代に合わせつつ着実に推進していくことにありました。

二つには、長期的視点に立った後世の福生市民に負担を残さない行財政運営であります。一層の行財政改革に取り組み、スリムな、そして身の丈にあった財政運営をしていかなければならないと考えております。

そのようなことから、部単位での予算枠配分方式を継続実施し、一般枠配分として旅費、需用費、役務費等については5%の削減、扶助費枠配分では生活保護費等を除いて3%の削減、工事費については経常的な工事請負費の10%を削減した枠で配分実施をいたしました。

新年度での一般会計の予算規模といたしましては201億9300万円と、対前年度予算と比較いたしますと10.6%、23億9000万円の減となっております。その主な理由は、新庁舎建設事業の終了に伴う減額でございます。

市の現在の歳入状況を見ますと、この辺が基準になるだろうと考えておりますが、基金もまだございますので、適切な政策選択を後継の市長に今後行っていただければと考えております。

次に、平成20年度の主要な事業について申し上げます。大規模な継続事業としては福生病院の建設事業、拝島駅の整備事業などがございます。また基本設計、実施設計に基づき20年度から工事に着手いたしますものとして第二市営住宅エレベータ設置工事、市道幹線Ⅱ-18号線改良事業などがございます。

ハードの面での新規事業での主なものとしては、太陽熱利用機器の設置を行う福祉センターのエコライトハウス事業がございます。これは二酸化炭素削減を目的に、市民、事業者、行政の協働による福生スクラム・マイナス50%協議会が進めるエコライトハウス事業の対象事業でございます。

また、ソフトの部分では議事録作成の効率化のための音声反訳議事録作成システムやインターネット議会中継の導入、自主的に環境保全の取り組みを進めるため庁内環境に関する方針や目標等をみずから設定し、達成するための環境マネジメントシステム、LAS-Eの導入などがございます。

少子化対策、子育て支援策として、妊婦の方々の健康診査受診を促進し、母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査の公費負担の拡充や、妊産婦、新生児への訪問指導事業の拡充、また年度途中での開設となりますが、市内保育園での病後児保育事業への取り組みなどがございます。

交通弱者の方々の移動手段の確保として、福祉交通網の一翼を担う福祉センター送迎バスを活用した福祉施設等送迎バスの試行実施に取り組んでまいります。

教育施策では、生活習慣、学習習慣の改善に向けて、中学校第1学年全生徒を対象にした合宿型の体験学習の実施や、ふっさっ子の広場のさらなる拡充などがございます。

収納率の向上対策につきましては、最重要課題として収納率向上対策本部を中心にさまざまな取り組みを進めるとともに、全庁一丸となった収納率向上、滞納整理対策をさらに推進してまいります。

なお、分野ごとの具体的な事業につきましては、実施計画により明らかにしておりますので、御参照いただきますとともに、後ほど御提案いたします平成20年度当初予算案の中でも触れさせていただきたいと存じます。

さて、私の任期も本年5月20日まで残り77日となりました。私が市長として市政運営に携わることになった平成12年は、第3期総合計画の初年度であり、また地方分権一括法が施行された年でもあります。この第一次の地方分権一括法では、国と地方の役割の見直しが進められましたが、依然として国や都の関与が残り、まだ不十分な改革となっております。しかし、方向性は示されたと思います。

その後、平成16年から実施された三位一体改革は、分権の基盤としての税源移譲と行財政改革が同時進行で取り组まれました。基本として目指すところは、財政面だけではなく、行政、立法面を含めた市民のための地方自治を担う自立した自治体づくりであります。市民の最も身近なところで、行政のあり方を含めて市民みずからが決定し、コントロールできる仕組みをつくることであります。そのため市民、そして自治体が自己選択、自己決定、自己責任を自覚し、行動することが必要となりました。

地方分権は、遅々とした歩みであつても着実に進んでまいります。そうしなければグローバル化した国際情勢に国として適切な対応ができなくなるからであり、また市民がゆとりと豊かさを実感して暮らせる、持続可能で発展する社会を実現することができないからであります。

振り返って福生市を考えた場合、現在でこそ多くの市民会議があり、計画策定過程への市民参加や事業推進の際の市民との協働、主体的な行政運営が進められ、一定の成果を上げておりますが、市長就任当時は市民主権、地方自治の考えはあつたものの、実際には中央集権型の中での地方自治行政でありました。

私自身、福生市のことは福生市で考える、市民とともに考えるというのが市政運営の根幹であるとの認識を持っておりましたので、この地方分権の流れを市民とともにまちづくりを進める絶好の機会であるにとらえ、どのような形にしる、市民と一緒に考える場をつくりたいとの想いを強くいたしました。

その一つの形として、まちづくり市民フォーラムの開催があります。平成13年度から始まり、現在も開催されております市民フォーラムは、さまざまな課題についてできるだけ多くの市民の皆さんにお互いに話し合う機会、情報を共有する機会を持っていただき、協働作業で課題解決の方向性を探っていただくことを目的としておりました。幸いにも福生市を自分の住むまちとして考える市民の方が多くおられ、その方々を中心にフォーラムを実施することができました。このフォーラムの特徴は、テーマが設定されていることと、企画、進行、問題提起のすべてを市民の方が行いまして、職員は裏方に徹することになりました。

平成13年度から15年度までの第一期とも言うべき「一緒に話そう、まちづくりフォーラム」は16回開催され、延べ667人の市民の参加をいただき、青少年問題、

国際化、都市景観や環境問題などさまざまなテーマについてそれぞれの立場から話し合いがなされたところでございます。行政の要望へではなく、テーマごとの福生の課題を一緒に考え、まちづくりの方向性を見極める中で情報を共有し、協働していくことの重要性について、ともに認識を深めることができたと考えております。

このまちづくりフォーラムから環境や都市景観などの課題解決に積極的、主体的に取り組まれる市民会議が巣立ち、現在もすばらしい活動をされていることは御承知のとおりでございまして、自立した市民がいる自立したまちづくりへの第一歩であったと考えております。

さて、自立した自治体構築でのもう一つの考え方が、私の市政運営の基本的な考え方として常々申し上げております後世の市民のために持続可能なまちをつくることです。それは自然環境面のことであり、行財政面のことであります。後年度負担をできる限り減らすことが求められており、現在を生きる私たち自身の意識を変えなければならないということでもあります。

自然環境面では、市民一人一人の意識、行動が最も重要な要因であり、福生市におきましては市民環境大学や水辺の楽校等での市民の具体的な取り組みが進められ、また福生萌芽会では緑地の保全にも取り組んでおります。またCO<sub>2</sub>問題も同様でございます。市民意識は高まってきていると、そんなふうに思っております。

行財政面では、身近な問題との認識は浅くても、国の借金、国債発行残高については新聞報道などで情報として知っている市民であっても、自分の住むまちの財政状況についてはほとんど知らないという現実が少なからずあるということを認めなければなりません。そのため行政の責務としての情報提供のあり方の一つとして「データから見る福生」や「財政白書」などを作成し、出前講座も実施をいたしたわけでございますが、市民が自分の住むまちの現状、光も影も含む福生市の等身大の姿を知っていただくきっかけとなり、情報の共有が少しずつ進んでいるものと考えております。

また、持続可能なまちづくりへのアプローチとしての行政改革につきましては、その真の目的を市民、そして職員が共有し、初めて効果が上がるものと考えております。単なる事務事業の縮小廃止や職員数の削減ではなく、市民の需要の高い施策や弱者に対する徹底的な支援策への重点化であり、適正な市民サービス提供主体としての適正職員数、組織への移行のための行政改革であることを理解していただくことが必要であります。地方分権の流れの中で第3次行政改革大綱、そして現在の第4次行政改革大綱へと、市民との協働と相まって順調に進んでいることに安堵の念を感じております。

そして、財政面では予算編成の基本的な考え方として、就任以来一貫して申し上げましておりますとおり、財政調整基金の取り崩しをせず、臨時財政対策借入額を可能な限り圧縮することで、第4次行政改革の予算規模での数値目標も達成可能なレベルになっており、当面安心して財政運営ができる環境は整えたと考えております。

さて、第3次基本構想の基本理念では、すべての市民、そしてこれから生まれる子どもたちが福生市を愛し、そこに住む喜びと誇りを実感できるようなまちづくりを目指すとして、五つのまちづくりの目標を掲げております。その一つ一つの目標を達成

するために、どのようなことをすることができたか、ここで反省とともに振り返ってみたいと思います。

日本の総人口が減少する中で、福生市においても少子高齢化が伸展しております。特に小学生の数は最高の時期の半分に近づきつつあり、高齢化率は18.7%となるなど人口減少が始まっております。

高齢者や障害者などに配慮した対策、少子高齢化に対応した介護支援や子育て支援などへの取り組みがより一層求められる中、一つ目の目標、「安全とやすらぎのあるまち」で申し上げますと、子育て支援策では、課題を持つ子どもへの子ども家庭支援センターを中心に徹底した個別の支援、そしてそれ以外の子のさらなる成長支援としてのふっさっ子の広場も始まりました。

また、高齢者の介護保険も3期目を迎え、後期高齢者医療制度も始まり、ともに助け合っていくという理念のもと、着実に進んでおります。自己選択、自己責任、すなわち自立をしていくということの根底には、社会的弱者への個別的状況に応じた支援がなければならないことは言うまでもございません。

現在、地球の温暖化現象で語られる環境問題については、福生市では平成14年10月に環境基本条例を施行し、環境対策に取り組む姿勢を明らかにいたしました。この条件制定に当たっては、平成13年度から導入いたしました職員の資質向上と従来の縦割り行政を廃止して、施策課題に対し横断的、総合的に研究、検討を進めるための政策課題別プロジェクトチーム制度を活用し、その素案については広報やホームページによる市民への周知、そして御意見をいただきながら策定をいたしたところでございます。

環境問題への適切な取り組みの出発点は、市民一人一人が、そして多くの市民が自分の問題として考えられるかどうかということにあります。環境をテーマとしたまちづくりフォーラムに参加された皆さんによる福生環境市民会議は、ワークショップ方式での熱い議論のもと、市民プランの策定とともにすべての市民の環境意識を高めるさまざまな事業を主体的に進められました。その市民プランをできる限り反映させた、まさに市民参画の市民による市民のための環境基本計画の策定へとつながり、現在も市民意識高揚のための広報活動などの取り組みがなされております。このように市民が主体となり行政と協働する形ができてまいりました。

次に、人の心を引きつける魅力を持った個性的なまちを目指す「集いとにぎわいのあるまち」では、福生駅東口のペデストリアンデッキ整備が思い出され、やなぎ通りの整備とともに、東口は大きく変貌いたしました。また桜まつりに始まるさまざまなイベントは蛍まつり、そして七夕まつりへと続き、市内外の多くの人々に愛されております。これらの魅力あるイベントにつきましても、市民の方々のお力に負うところが大きいわけで、特に七夕まつりでは市民による疑似店、飾り付け、イベントの各部会が根付き、来客数が20万人から40万人に倍増するという賑わいを醸し出しております。市民同士の協働、一つ一つの力は小さくとも、それを合わせることでまちづくりの大きな流れをつくり出すことができるということを強く実感をいたしたところでございます。

また、商業地域としての福生市の広域的環境は、首都圏中央連絡道の中央自動車道との接続や日の出インター等へのアクセス道路の整備、国道16号線の拡幅も進み、拝島駅自由通路についても現在開設に向けて進んでおり、大きく変わろうとしております。今後利便性の高まる広域的環境をいかに活用していくかが重要なこととなると考えております。

次に、美しい町並みのある住環境を整える「美しさとゆとりのあるまち」では、今年も開催された景観フォーラムが心に残ります。まちづくりフォーラムでのまちの景観の議論をきっかけに、町並み、景観というものへの関心が高まり、よき環境はよき福生人を育む、したがって、未来を担う子どもたちへ美しい景観を残さなければならぬとの思いを持った市民が育ってまいりました。その多くの市民で構成された福生まちづくり景観会議では、福生の景観、美しい町並みとはどのようなものか、どうあるべきかなど熱心な議論がなされ、すばらしい景観市民プランとしてまとめられました。そしてその市民プランの一字一文字に込められた福生の景観への熱い思いがまちづくり景観基本計画、まちづくり景観条例へと結実しております。

多摩川や玉川上水、緑等の自然、旧街道沿いに残る蔵などの景観資源を守り育て、そして福生の景観に新たな魅力を付加する試みは、市民、事業者が主体となり、行政を含めた協働によって成し得られるものであり、地道な活用に取り組まれている市民の皆さんに心から敬意を表すものであります。

次に、まちづくりにはまちを愛する心が必要であるとする「ふれあいと愛情のあるまち」ですが、私は今までもまちづくりというものは人育てであり、その人々によるまち育てであるということを申し上げてまいりました。すべての情報とさまざまな知識を共有し、議論をするとともに、市民は自分が住むまちを自分のまちとして意識し、そのことにより福生というまちに誇りを持つ自立した自治的市民が生まれるということでもあります。

市民、市民活動団体の活動支援、協働の拠点としての輝き市民サポートセンターの設置は、その開設から市民の方々の御意見をいただき、まさに市民との協働で環境整備をさせていただいたもので、今後行政との協働、人育て、市民主体のまちづくりの礎になるものと考えております。

次に、五つ目の「目標、多摩地域を広くつなぐまち」でございますが、事務事業の広域的な共同処理としての一部事務組合は、福生病院、西多摩衛生組合、瑞穂斎場など市町村間の連携のもと順調に取り組みがなされております。また西多摩広域行政圏協議会では戸籍証明書等の広域交付や図書館の広域利用が推進され、他の公共施設においても広域利用の検討が進められるなど連携強化が図られております。

しかし、市民の日常生活圏は一層の広がりを見せており、このため立川市周辺自治体との新しい連携や多摩川流域自治体との連携など、より広域的な観点から対応すべき行政課題に対し、近隣自治体との連携、協力、調整に今後とも取り組んでいく必要があると考えております。

さて、福生市の行財政運営、まちづくりにとって横田基地の存在を抜きにしては語ることができません。私は「基地はないことが望ましい。しかし国策として存在する

以上容認するしかないが、存在による迷惑については、国、全国民によって十分な配慮をしていただきたい」と常々申し上げてまいりました。基地があることによる不安感、市東側の閉塞感など市民生活、まちづくりにとって大きな障害ともいえる横田基地は、米軍再編成問題や軍民共用化問題など、その態様を大きく変化させようとしております。現在、騒音被害は低下しているものの、基地がある限り、そして滑走路がある限り飛行機は飛び続け、基地周辺住民はその被害を受けるわけですから、国策といえどもその態様の変化についての十分な情報提供がなされ、基地周辺住民の意思が反映されなければならないことは言うまでもありません。

横田基地関係で思い出しますことは、夜間連続離着陸訓練、NLPのことです。横須賀を母港とする米空軍の艦載機によるNLPは、硫黄島が暫定施設として提供されたことで、平成5年から硫黄島での訓練が始まり、台風等で硫黄島が使えないときのみ横田基地も使われる状況でございました。

しかし、平成12年2月と9月の訓練では硫黄島が使用されず、横田基地を初めてする三沢、厚木、岩国の各基地で行われ、基地周辺住民は大変な騒音被害を受けました。特に9月の訓練では夜10時過ぎまで、昼夜合わせて8時間を超す長時間にわたり、市街地低空旋回、離着陸訓練が行われ、受忍限度を超えた市民から多数の苦情が寄せられました。本来、家族団らんの温かい話し声が静かに聞こえ、穏やかに流れるはずの時間を突如として破る騒音に我慢の限度を超えた市民の悲痛なさけびと怒りの声は今も脳裏に蘇ります。

基地住民の大きな声を持って望んだ抗議行動の一つとして、神奈川県大和市等からの呼び掛けで、NLP実施4基地関係市長の意見交換が行われました。各市それぞれの考え方があるものの、基地周辺住民の苦痛、不安感を和らげることとの意見の一致をみまして、ともに行動し、さらに広範囲な行動へと進めていくこととなり、すべての訓練を硫黄島で行うよう要請をいたしました。そのおかげでしょうか、平成13年2月に予定されておりました訓練は硫黄島で全面実施され、横田基地等でのNLPは中止となりました。その後の訓練も実施されておられません。しかし、硫黄島はあくまでも暫定施設であり、恒久施設の設置については現在も国に対して要請していかなくてはならないと思います。

軍民共有の問題は、日米での意見の一致を見ず、頓挫しているということですが、どのくらい騒音があるのか、ターミナルがどこにできるか等によって市及び市民への影響が大きく変わってまいります。国からの情報が全く出されない状況や、近隣市町との関係の中で今日まで慎重に対応してまいりました。

国防を考える国民の立場と、生活者としての住民の立場のギャップは克服の難しい問題であります。米軍再編問題では国からの情報を市民の皆さんにすべてお知らせし、御意見をお聞きしながら、6項目の要請という形で議会とともに判断できましたことは一つの方向であったと、そんなふうにも思っております。

さて、分権型社会における基礎的自治体のあり方、市民自治を考える上で重要な要因となりますのが行政のプロとしての市職員であります。地方分権改革は今後より一層本格化してまいります。市といたしましても自立した自治体を目指して一層の行政

改革を進めなければなりません。その目的とするところはコストを上げることなく市民満足度を高めることにあり、単なる減量型の改革ではありません。新しい公共への対応、多様な主体との協働での公共サービスの提供など新しい仕組みを構築することであり、市民と行政との関係を変えていく、そして職員の意識を変えていくことが行政改革の本質であると考えております。

福生市も将来的に合併ということも考えなければならないと思いますけれども、どのような選択をするにしても自立していなければならないと思います。小さくても質の高い自治体を目指し、事業官庁から知識集約型の政策官庁へと変らなければなりません。

このような考えから、横断的政策課題へ適切に対応していくための本部長制度、政策課題別プロジェクトチーム制度などを導入し、職場環境、そして職員の意識改革を進めてまいりました。また平成16年度から制度化いたしました全庁での水曜日開庁時間延長、土曜日開庁につきましては市民サービスの向上策として大変好評であり、他の自治体からの視察も相次いでおりますが、経費をかけずに実施することは職員の創意工夫に負うところが大きく、この面でも職員の意識改革は進んでいるものと考えております。

折に触れて職員には、20世紀までの職員と21世紀の職員とは全く違うものであると話しております。職員一人一人が自分で考え、行動する、そして多様な主体と協働することが求められており、市民の価値観、意識の多様化、経済社会での21世紀型の危機の出現など、社会状況の変化に適切に対応できる能力を高めた新しい職員というものが、自立した自治体になれるかどうかの重要な要因となります。そのような21世紀型職員がふえてきているということを大変うれしく思うと同時に、全職員がそのような意識を持ってもらいたいというふうに願っております。

さて、これからの自治体は、地域住民の生活ニーズに思考の出発点を置くことになります。しかし限りある財源問題などから、すべての生活ニーズを行政が担うことは出来なくなってきております。また新しい公共といわれる市民サービスの領域もあらわれている状況の中で、市民の皆さんの意識も変えていただきたいと思います。誰かが何とかしてくれるという他者依存ではなく、自助・共助ということでもう一度考えていただき、自分たちでできることは自分たちですという意識を持っていただくことにより、市民自治、市民が主役の福生市がつくられていくと考えております。

昭和37年、福生の駅頭に立ったときから現在まで、私は多くの力を持った市民の方と知り合うことができました。そして御指導、御協力をいただきながら未熟な私を育てていただき、多くの市民の方と育ち合うことができました。このように福生というまちには自立した市民のいる自立したまちに向かって、大変能力のあるまちであると、こんなふうに思っております。

自分が住むまちをもう一度見直して、どのような将来像が描けるかを考え、それぞれの役割を担っていただきたいと思いますし、私も市民の一人してともに考え、行動してまいりたいと思っております。

最近、小学校のころの思い出の本に再会いたしまして、読み返す機会がありました。

内村鑑三の「後世への最大遺物」という本ですが、読み返ししながら私の人生で残したもの、残すものは何であろうかと考える自分がそこにおりました。

内村鑑三は、後世へ何を残せるかと問う中で、それぞれできる立場によりお金であるとか、事業や思想などを上げた上で、誰にでも残すことができ、利益ばかりあって害のない遺物、それは勇ましい高尚なる生涯であるといっております。勇ましい高尚なる生涯とは、失望の世の中にあらずして、希望の世の中であることを信ずることである、悲嘆にあらずして、歓喜の世の中であることを考え、我々の生涯の中で実行することであると語っております。

私自身、大学を卒業と同時に福生へきて、専門職として社会教育の仕事をさせていただきました。若いころでしたから、青年団などの地域の方々と夜遅くまで福生の将来を語り合い、議論をした思い出がございまして、希望の世の中というものを実感したわけでございます。その後、職場、立場は変わっても、その時々の方々の皆さんとの関わりは、希望の世の中というものを実感するに十分足りるものでございました。

現在、福生市にはさまざまな問題があります。しかし、それを失望の世の中と思わず、市民、議会、そして行政がともに希望の世の中であることを信じて一歩ずつでも進んでいく先に、必ずや輝くまち福生があらわれてくると信じております。市民一人一人が希望を持ち、瞳を輝かせ、このまちで暮らしていくことこそ将来の福生市民への最大遺物であると考えております。

さて、長々と私の思いなどを申し上げてまいりましたが、分権型社会の中で自立したまちをつくっていくということは限りのないことであります。また継続して取り組まなければならない課題もありますが、これまでの流れに新しい考えを加えて取り組んでいただける方に市長のたすきをお渡しいたしたいと願っております。

最後になりましたが、2期8年の長きにわたりまして市民各位の深い御理解と御協力、そして何よりも本日御出席の議員各位並びに諸先輩、また副市長、収入役、教育長、職員の皆さんに温かく、そして力強い御支援、御協力をいただきましたことを深く感謝申し上げますとともに、心からお礼を申し上げます。

任期わずかではございますが、最後まで皆さんとともにまちづくりに取り組んでまいっている覚悟でございます。どうぞ最後までご指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。所信とさせていただきます。

御清聴いただきましてまことにありがとうございました。(拍手)

**○議長（原島貞夫君）** 以上で市長の所信についての発言は終わりました。

続きまして、教育委員会委員長から発言をお願いいたします。

(教育委員会委員長 長谷川貞夫君登壇)

**○教育委員会委員長（長谷川貞夫君）** 教育委員会委員長長谷川貞夫でございます。本日はよろしくお願いいたします。

平成20年第1回市議会定例会に当たり、貴重なお時間をいただきまして、福生市教育委員会の基本的な考え方について申し述べる機会をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

さて、国においては平成18年12月、60年ぶりに教育基本法の改正を行い、そ

の後、中央教育審議会は昨年３月１０日に教育基本法の改正を受けて「緊急に必要とされる教育制度の改正について」と題される答申がとりまとめられました。これを受けまして学校教育法、教育職員免許法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律のいわゆる教育３法の改正が行われました。このように社会総がかりで教育改革を推進するという制度改正の動きがあったことは御記憶に新しいことと存じます。

これらの法律は、その大部分は本年４月から施行するもので、私ども地方教育行政の一たんを担う教育委員会としまして、改正法の趣旨を十分踏まえ、福生市における学校教育の向上や地域社会との連携を深めるべく努めてまいり所存でございます。

また、先般２月１５日に新学習指導要領の改定案が発表され、その主な内容は、現行版から引き続き生きる力の育成を掲げ、さらなる知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成バランスを重視し、教科での総授業時間数の増とともにあらゆる学習の基盤となる言語力の育成に注目し、各教科で論述を重視したものとなっております。また小学校課程に外国語の学習を加え、さらには道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成する内容となっております。

そのような中で、市教育委員会といたしましては、平成１５年に決定いたしました教育目標と市教育委員会の基本方針につきまして、改正教育基本法の趣旨を踏まえ、その理念を反映する一部修正を行うべく、さきの定例教育委員会におきまして見直しをいたしまして、平成２０年度の福生市教育委員会教育目標及び基本方針を定めました。さらに具体的な施策を盛り込んだ平成２０年度から２２年度までの教育推進プランを策定したところでございます。

これらは、福生市の学校教育並びに社会教育における教育施策推進の基本をなすものであり、以下にその概要を申し述べさせていただきます。まず教育目標でございますが、改正教育基本法で新たに五つの目標が掲げられたことに伴いまして、本市の教育目標におきましても、福生市の子どもたちが思いやりと規範意識のある人間、公共の精神をととび、社会・地域の一員として貢献しようとする人間、個性と想像力豊かな人間、伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに国際社会の信頼と尊敬を得る人間に育つための教育を推進することといたしました。また同法で新たに規定された生涯学習の理念も反映いたしております。

そして、これらの教育目標を実現するため、学校・家庭・地域が連携し、それぞれがその責任と役割を果たすことができるよう、すべての市民が参加する教育の実現を目指すことといたしました。

ただいま述べました教育目標を実現するための基本方針でございますが、昨年同様四つの柱により具体的な推進の内容を示しております。まず基本方針１では、人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成を掲げ、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任、生命尊重についての認識を深めさせ、公共心を持ち、自立した個人を育てる教育を推進いたします。

基本方針２では、豊かな個性と想像力の伸長を掲げております。具体的には、確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な知識と技能の確実な定着を図り、子どもたちの個性と想像力を伸ばす教育を重視するとともに、我が国の伝統や文化を理解し、

国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進いたします。

基本方針３では、社会教育と文化・スポーツの振興を掲げております。昨年度までは生涯学習とスポーツの振興という表現でございましたが、教育委員会としての責任とその範囲をより明確にするため、社会教育という表現に改めております。市民一人一人が生涯にわたってあらゆる機会、あらゆる場所において学び、社会に貢献できる必要性を認識するとともに、みずから学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しみ、社会参加と健康づくりができる機会及び場所の充実を図ります。

基本方針４では、市民の教育参加と学校経営の改革の推進を掲げております。特に保護者、地域に信頼される学校づくりが求められているところから、今後とも教育活動の積極的な公開、学校評価の充実及び学校評議員制度の有効活用及び外部評価の導入を進める所存でございます。

次に、以上の教育目標と教育方針を踏まえまして決定いたしました平成２０年度の主な教育施策について、一つは学校教育の改善充実の視点から、二つは社会教育の振興の視点から申し述べさせていただきます。

第１点目の学校教育にかかわる今年度最大の施策は、懸案でありました、仮称ではございますけれども、教育センターの開設でございます。学力問題、健全育成問題及び不登校問題の３点が学校教育における福生市の固有課題として今までも認識し、改善に取り組んでまいりました。これらは互いに関連し、呼応し合う課題であることから、教育委員会としても大きな課題として受け止めるとともに、その解決、あるいは改善に向けた方策を検討してきたところでございます。

それは、福生市の子どもたちを取り巻く環境や置かれている状況を考え、生活力を育成する取り組みを優先させ、発達段階に応じた継続する指導が必要であるとの認識のもと、まずは基礎的・基本的生活習慣の習得を目指し、また学習のつまづきや、小学校から中学校への入学段階での適応障害、いわゆる「中１プロブレム」と呼ばれる問題解決を図るため、キャリア教育の視点に立った系統的、継続的指導を行ってきたところでございます。これは小・中学校の教員間で連携を図り、授業研究等が持たれなければならない、教員研究、研修活動の充実、支援が不可欠であります。さらに学校教育法等の改正により発達障害の児童・生徒を含めた通常の学級における特別支援教育の取り組みの充実が必要になってまいります。

これらの課題解決に向けて、市長部会の御理解のもと、教職員の研究・研修所、教育相談室及び学校不適應児童・生徒の教育支援室という三つの機能で構成される福生市教育センターを新たに教育機関として設置しようとするもので、今議会に条例及び予算を提案予定でございます。

また、関連する新規事業として中学校１年生全員を対象にした学習習慣、生活習慣の改善に向けた合宿型の学習教室を行います。教育センターの開設によりすべての課題が解決されるわけではなく、改善の緒についた段階であります。今後とも努力し、義務教育の一層の充実に向けて努めてまいります。前に述べました新学習指導要領の完全実施に向けましては、各校の教務担当者による検討委員会を組織し、遺漏なきよう着実に準備を進めていく所存でございます。

次に、2点目の社会教育の振興に関して申し述べます。学社融合の施策として、昨年第六小学校に開設いたしましたふっさっ子の広場は、放課後における異年齢の子どもによる遊びや、地域の人との交流を通じた体験や学習など、子どもの創造性や自主性を育成する機会の場の提供としてその成果を期待するものですが、今年度はさらに第三、第五、第七の各小学校に拡大し、施策の促進を図ってまいります。

このほかに今年度実施する主な新規、レベルアップ事業を紹介いたしますと、中学生を対象にした青少年海外派遣事業は、事業の見直しにより派遣先を変更し、さらに内容の充実を図ります。中央図書館には貸出確認装置、いわゆるブックディテクションを設置し、資料の盗難防止を図ります。文化財係で管理する郷土資料室では、市史編さん事業の終了に伴い正規職員の配置数の見直しを行い、新たに嘱託職員を配置し対応することとしています。そして平成21年度から指定管理者制度の導入を予定しております二つの地域体育館及び市民会館では、その準備に遺漏がないよう努めてまいります。

最後に、本教育委員会が毎年策定しております教育推進プランにつきまして申し述べます。このプランは、昨年度までは学校教育編として策定し、学校教育において推進する具体的な施策を総合的、体系的に整備し、教育委員会並びに市内小・中学校の取り組みの指針といたすと同時に、その取り組みの成果や課題を明らかにし、次年度以降の教育施策の、あるいは学校改善に反映してまいりました。本年度からはさらに社会教育編を含めた二部構成に編さんし直し、社会教育分野も施策の取り組みの指針とすべく学校教育に準じて構成を再構築し、教育委員会の所管する事務事業を1冊で網羅したプランとして新たに作成いたしました。

学校教育では四つの視点で、また社会教育では六つの各視点ごとにそれぞれの現状と課題、年度ごとの目標及び推進事業の内容を定め、各年度のプランにつきましては逐一その取組状況をまとめ、成果や課題を明らかにしてまいります。明らかとなりました課題等を踏まえ、以後の年度のプランや施策の点検、見直しに生かすとともに、教育行政の一層の改善・充実に努めていく所存でございます。

冒頭に述べました教育基本法の改正に始まる一連の教育改革は、関係法令の改正が進み、新たな展開が始まろうとしております。今後の国や東京都の動向をしっかりと見据えながら、福生市教育委員会としても中・長期的なスパンを持って新たな教育課題、あるいは制度改革に速やかに対応できる体制づくりと、その前提となる日ごろからの十分な研究・検討を進め、福生市の教育行政全般にわたり責任を持ち、全力を傾注して取り組んでまいり所存でございます。議員各位並びに市民の皆様には、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成20年度福生市教育委員会の基本的な考え方についての説明とさせていただきます。

御静聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（原島貞夫君） 以上で教育委員会委員長の教育委員会の基本的な考え方についての発言は終わります。

11時15分まで休憩といたします。

午前 11 時 4 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 16 分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず、15 番大野聰君。

（15 番 大野聰君質問席着席）

○15 番（大野 聰君） それでは、御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきますけれども、先ほどの市長のすばらしい所信表明、ありがとうございます。職員も議員も最後の方でちょっとうるうるしていたところがあったと思うのですが、私自身も最後のくだりで、市長が社会教育主事として福生にお見えになって、青年団の皆さんと夜遅くまでというような話がありましたけれども、当時私自身も成年団長なんかやらせていただいていたので、私自身もちっと感動しました。ありがとうございました。

それでは、今回の質問については、特に最後の市長の議会ということで、ダブる面もあると思いますけれども、幾つかお伺いしたいと思います。先に通告申し上げました、大きな 1 点目は平成 20 年度の予算編成について、2 点目は野澤市政 8 年を振り返っての 2 項目についてお伺いをさせていただきます。

まず、第 1 点目の予算編成につきましては、12 月第 4 回定例会でも同様な内容について考え方をお伺いいたしました。さらに先ほどの所信表明の中でも申されておりますので、ダブる点があると思いますが、お許しをいただきまして質問をさせていただきます。

まず、市長は 12 月定例会で平成 20 年度予算編成方針の基本的な考え方として五つの基本方針を示されました。一つは、修正後期基本計画分野別計画等々に基づく実施計画による総合計画の推進、二つ目は、現在負担すべき負担を後の世代に残さない歳入に見合った予算編成、三つ目は、自主財源の確保努力や事務事業の見直し等による歳出の削減を図る財政運営の健全化、四つ目は、既存事務事業の精査による事業の縮小ないし廃止、5 点目は、新規、レベルアップ事業は事業効果、緊急性、費用対効果等を勘案した真に必要とされる事業の予算措置の 5 点を上げられております。

今回本会議で提案されました平成 20 年度の一般会計予算は、この基本的な考え方に沿って編成されたものと思慮いたします。予算規模といたしましては総額 201 億 9300 万円、対前年度比 10.6%減で、庁舎、拝島駅、福生病院等の経費を除くと 193 億 4600 万円となる内容で、市長が常日ごろ申されております身の丈に合った予算編成になったと思っております。

しかし、歳入総額に占める市税収入の割合は 41.9%となっており、前年度の 37.64%より上がっているものの、税源移譲等によります国税等の減額が予想される現状を勘案しますと、かなり厳しい財政運営だと思っております。担税力の低い我が市にとって独自財源の確保努力は喫緊の課題であると考えております。特に市税等

の収納率向上は至上命題だと考えております。幸い副市長を本部長として収納率向上対策本部を設置し、滞納整理対策に積極的に取り組まれ、徐々にその効果があらわれていることは一定の評価ができるものであります。

そこで、1項目目の再編交付金等の編成の考え方を含めた予算編成の基本的な考え方についてお伺いいたします。1点目は、先ほど申し上げましたけれども、今回の編成については身の丈に合った予算規模の編成ができたのかどうか、2点目につきましては、特に重点を置いた施策はどのようなものか、3点目は、再編交付金の現時点での編成の考え方と平成20年度の具体的な事業内容、簡単に結構でございますから、お知らせいただきたいと思います。2項目目は、主な新規、レベルアップ事業、廃止事業とその理由の1点目、スクラップアンドビルドの考え方、2点目は具体的な施策内容、次に3項目目の第3期福生市総合計画の達成状況につきましては、計画の具体的な達成状況についてどうだったかということについてお伺いいたします。

以上、平成20年度の予算編成についてお伺いいたしますけれども、先ほども申し上げましたとおり、所信表明等ともダブる部分は簡単に結構でございますので、よろしく御答弁お願い申し上げます。

次に、野澤市政8年間を振り返ってについてお伺いをいたします。

先ほど申し上げましたけれども、所信表明の中でもいろいろ具体的なお話をいただきました。市長は市長就任以来、市民との協働の考えのもとに施策を進められてまいりましたけれども、大きな成果を上げられたと思います。

特に地方分権の流れが進み、国と地方の関係は従来の上下関係から対等の関係に移行し、自分の市のことは自分で考え、進めなければならなくなりました。市民の皆さんの市政に対する御要望、御意見は役所で決めるだけでなく市民の皆さんとともに考え、行政を進めていく時代になりました。今こそ自助、共助、公助を基本とする行政運営が強く求められておると思います。野澤市政の8年間はそのような流れの中の8年間だったと思っております。

私は、昨年12月定例会でも正和会を代表いたしまして野澤市長に3期目への挑戦をぜひお願いしたいということでお願いしたところでございます。しかし、本年1月の記者会見で、今期限りで御勇退されるという強い御意志を表面されました。何とか第4期総合計画の策定の先頭に立ってほしいということで、市政運営を進めていただきたいということで強く要望させていただいたところでございますけれども、御勇退の御意志は硬く、逆に私の方に、正和会に対して私の後継者として正和会から候補者を出してほしいと強い御要望をいただいたところでございます。そこで、既に御承知のとおり我々正和会といたしましては、正和会一致団結いたしまして同僚議員を野澤市政の後継者として擁立したところでございます。

まだ野澤市長の任期は、先ほど七十何日とおっしゃったと思うのですが、任期は2カ月以上もあります。次回の定例会には、本席には野澤市長はおられませんので、この時期の質問で大変恐縮でございますけれども、野澤市長の8年間を振り返ってと題した質問をさせていただくことにいたしました。この質問につきましても、先ほどの所信表明とダブる点があると思いますが、よろしくお伺いを申し上げます。

まず、1項目目の野澤市政の成果と課題で、その1点目は野澤市長自身8年間をどう評価されたか、評価というのは当然自分自身が行うものではなくてよそが行うものだという事は重々承知しておりますけれども、あえて8年間、御自身の評価についてどうだったかということについてお伺いをさせていただきます。お許しいただきたいと思います。2点目は、この間の課題がどんなものがあったか、3点目は市民との協働の達成度、達成状況はどうだったかの3点についてお伺いさせていただきます。

2項目目につきましては、次期市長に望むことで、その1点目につきましては、次期市長にどのような点を望まれるか、2点目は、政策課題をどのように引き継がれるか、最後に職員に望むことで、職員の意識改革が大分進んでいращやるというお話を伺いました。そこで職員の意識改革というのはどの程度達成がされたのか、2点目につきましては、職員に対して今後どのようなことを望まれるか、以上、2点についてお伺いいたします。

御答弁、取材事項もあると思いますが、現在の市長の御心境を含め御答弁をお願いいたします。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 大野(聡)議員さんの御質問にお答えをいたしていきたいと思います。

まず、平成20年度の予算編成についての1点目、編成の基本的な考え方についてでございますが、平成20年度予算につきましては、暫定骨格ともいえますけれども、予算ということも考えたところでございますけれども、総合計画、実施計画等を踏まえまして、既にいろいろと議会の方とも御相談をしてくれているといったような問題もございますので、通常予算で編成をさせていただき、懸案となっておりました事案や実施に向けて検討してきたものにつきましては新規事業、あるいはレベルアップ事業として計上させていただいております。

一般会計の予算規模については、先ほど申し上げましたが、マイナス10.6%ということになっておりますが、これは大規模事業、いわゆる新庁舎の問題と拝島駅、それから福生病院もことしの10月には新しいところで診療がされるようになってまいりますので、そういった意味での3事業を除いた予算ということになりますと、先ほど来お話のございました193億4600万円、それからさらに、昨年からということになりますと、再編交付金の問題が出てまいりまして、これが約1億3900万円ほどございますので、これをさらに差し引きますと192億700万円という数字が残ってまいります。結局この192億700万円というもので通常の仕事がやっていける、そういうことが一定の形では望ましいことというふうに思っております、行政改革大綱でも目標としての190億円という数字を出させていただいております。これは大規模事業を除いてということになります。

ただ、人口の減少そのほかもございますので、この数字だけがずっと一人歩きしていくということはないと思いますけれども、いずれにしましても、そんなところを目安にした形での予算編成をさせていただくということになりますと、これは歳入の方

を、要するに基金からの取り崩しを、例えば財政調整基金からの取り崩しをどんどんしたり、あるいは臨時財政対策債、借金をどんどん借りたりすれば、これは幾らでも膨らむことができるわけでありすけれども、現行の状況からいくと190億円前後のところ、新年度につきましては、臨時財政対策債は平成13年度に創設されたけれども、初めてゼロという計上をさせていただきました。それから財政調整基金につきましても19年度に引き続きまして取り崩しゼロという中で190億円というところを目安にした予算編成をさせていただいたと、こういうことでございますので、もちろん基金まだございますし、そういう意味での余裕というものは若干あるわけですが、さらには再編交付金等も出てまいりましたので、そういったもののいろいろな変化というものもこれから出てくると思いますが、ひとつの目安としての予算は組めたのではないかと、そんなふうに思っております。

それから、再編交付金等のことについての御質問がございました。いずれにしましても、再編交付金というのは横田基地の軍軍、要するに自衛隊がここに来るということに伴って今年度から入ることになりましたお金でございまして、19年度分の交付金が5191万7000円と、この金額については全額を基金に積み立てまして、20年度はこの基金の中から3400万円を繰り入れまして、市制40周年記念映画製作事業310万円と福祉バスの試行運行経費、これは福祉センターの施設指定管理委託料ということになりますが、1900万円、それから妊産婦の健康診査委託料820万円と中学校の宿泊学習教室事業380万円の4事業に充当をさせていただいております。

なお、20年度の再編交付金は、当初予算ではすべて基金への積み立てをいたしておりますので、今後新たな施策を展開していく中で有効に活用していただければと、そんなふうに思っております。

それから、2点目の主な新規、レベルアップ、廃止事業とその理由についてということでございます。主な新規事業としては、ハード面では先ほど来申し上げております福祉センターのエコライトハウス事業、これは大きいと思います。ソフト面ではインターネット議会中継や庁内環境マネジメントシステム、LAS-Eの導入といったようなこと、あるいは福祉バスの試行運行、福生保育園での病後児保育事業といったようなものがもろもろございます。また耐震改修助成事業も初めていきたいというふうに思っております。

また、教育施策では生活習慣、学習習慣の改善に向けての中学校第1学年全生徒を対象にした合宿型の体験学習事業が始まります。それから中央図書館へのブックディレクション、あるいは教育センターの事業といったようなものも始まっていくと、こういうことでございます。

レベルアップとしては、妊産婦健康診査の公費負担の拡充、それから妊産婦、新生児への訪問指導事業の拡充、ふっさっ子の広場事業では20年度に新たに3校が加わりまして、計4校で実施するというようになってまいっております。

廃止事業ということになりますと、東京都の制度廃止に伴うひとり親家庭休養ホーム利用宿泊助成事業の廃止、また資源回収の際の実施団体への回収報奨金は継続をい

たしますが、資源売却価格の値上がりなどの市況の好転によりまして、事業者への助成金については廃止をさせていただきます。

予算編成の前提となる実施計画の策定に当たってはスクラップアンドビルド、新たな施策の財源に対応する縮小・廃止事業の選定に基づき新規施策を提案することとし、また新規施策につきましては、目標達成年度を明らかにしたサンセット方式を基本として、事務事業評価制度や進行管理との連携により策定をいたしております。

3点目の第3期福生市総合計画の達成状況ということでございますが、平成12年度から16年度までの前期基本計画では事業内容や事業費等を明記されまして、101件の主要な事業につきましては94件が前期期間内で取り組まれております。17年度から後期基本計画を含めまして、全体としての達成状況等につきましては、現在取り組んでおります第4期総合計画基礎調査の中で市民世論調査の分析や、各課ヒヤリングの実施により検証していくということになりますが、順調に進んでいるというふうに思っております。

しかし、分権型社会での自治体、施策のあり方は大きく変化し、新しい公共サービスがあらわれてきておりまして、現在の総合計画は後期基本計画としての社会変化に対応した修正を行ってはおりますが、基本的な部分での地方分権、市民参加、協働等への取り組みについては不十分な面もあると考えております。第4期総合計画で進めていただければと考えております。

次に、8年間を振り返ってということでございます。所信でも申し上げましたように、第3期総合計画、地方分権とともに歩んできたというふうに思っております。1点目の成果と課題につきましては、第3期総合計画の諸施策、新たな施策とも順調に進んでおりまして、分権型社会での自立した自治体づくりについても、まちづくり市民フォーラムを第一歩としましてさまざまな形での市民参画、協働が進んでおります。財政面におきまして行政改革の推進による歳出削減や収納率向上対策などによる歳入増など、身の丈にあったスリムな財政運営を目指しまして、当面は安心できる財政状況になっているのではないかと、そんな環境は整えたというつもりでおります。

ただ、そうは申し上げましても福生市だけではどうにもならない問題というのは福生の場合はございまして、一つは基地問題でございます。それからもう一つは依存財源の減少等といったような問題から、今後の要するに市民サービスの確保といった面からいうと少し広域的な視点から、例えば合併といったような問題も含めて考えなくてはならない時期というのが出てくるというふうに思っております。

いずれにしても、少子高齢化が進んでおりまして、人口減少が進み始めております。そういった中での財政運営ということについて考えますと、要するにあの数字、議会の方でもいろいろお話申し上げております定住化対策、あるいは住民の所得向上のための産業構造の変革といったようなもの、いわゆる商業だけではなくて中小の工業、IT産業といったようなものまでも含めた問題、それから子どもが育つ環境の整備等のさまざまな問題がどんどん発生してくると思いますし、次々に新しい課題というものもまた別に生まれてくると、そんなふうに思っております。

また、地方分権による税源移譲は、自分で努力をしなければ税源はあっても収入は

ふえないということでございまして、自主財源比率が低く、依存財源に頼る福生市特有の財源構造についても十分考慮し、対処していかなければならない課題でございます。これらの課題解決や市民、行政の役割の明確化、さまざまな主体が担うことになる新しい公共への対応など、自立した自治体完成への道のりは限りないものと、そんなふうに考えております。

次に、2点目の次期市長に望むことというお話がございましたけれども、これはもう私が何か申し上げるということではなくて、ただ、私自身は市長というものは外に出れば市を代表する、あるいは象徴するみたいなのところがございますので、そのことに気をつけるということ、それから市民がいて市というのは成り立っていて、いい市民というのはよきまちをつくっていつてくれると、こう考えて仕事をしてきたというふうに思っております。いろいろな考え方があるわけでございますので、新しい視点で大いに頑張っていただければと、こんなふうに思うところでございます。

次に、3点目の職員に望むことですが、自立した自治体として小さくても質の高い自治体、事業官庁から知識集約型の政策官庁といったふうに変えることが必要と考えておりまして、職員もそのような意識を持ってほしいということで進めてまいりました。横断的政策課題への対応等の問題、本部長制度、あるいは政策課題別プロジェクトチームそのほかについて、先ほど申し上げましたとおりでございます。

また、16年から制度化をしてくれた開庁時間の延長といった問題は先ほど申し上げましたけれども、これは今まで来れなかった市民の人たちが役所に来てくださる、それからそこから職員が学ぶことができる、また話し合う中でいろいろな形での問題、あるいは考え方というものを職員の方も勉強させていただけると、こういうことだろうと思います。要するにそういった意味での協働の前提になるさまざまな条件を進めていって、そのことが同時に市民の方々へのサービスの向上という、一くりにすればそういうことになっていくと、要するに市民が伸びるということはサービスの向上ということにつながるわけでございますので、そんなことを思っております。それでやっていたいただきました。

また、私の考えそのものについては、庁内にホームページをつくってくれたものですから、庁内ホームページの中でいろいろと問題提起をさせていただいたり、話をさせていただいたりしてきておりまして、そういう意味では職員の考え方も含めてでございますが、私が助役をやっていたころと比べるとかなり大きな変化が出てきているのではないかと、そんなふうには思っております。

しかし、市民の相対としての意見の把握能力といったもの、あるいは社会状況の変化に適切に対応できる能力を持った新しい職員というものが、これからまさに自治体にはどうしても必要だというふうに思っております、そういう意味では全職員が今後とも自己研さんに努めまして、21世紀を担うにふさわしい一層の資質の向上と意識改革に努めていただければと、そんなふうに思っております。また福生市役所内の職員同士の競争といったようなことで考えるのではなくて、全国の同じ仕事分野でやっている職員との競争であるというような意識を持って頑張っていただきたいと、こんな願いも持っております。

そんなことを含めまして、抜けているところがあるかもしれませんが、以上で大野（聰）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○15番（大野聰君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。先ほどの所信表明、今の御答弁、本当に市長の8年間の御苦勞のお話が節々に感じられました。そこで幾つか御意見、要望等をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の20年度の編成予算ですが、市長からもお話がありましたけれども、行政改革大綱で目標とされております190億円に限りなく近づいたと、まさに市長が日ごろおっしゃっています身の丈に合った予算編成だと評価をさせていただきます。

また、予算編成に当たっても、御答弁にありましたように暫定予算ではなく本格予算を編成されたとのことでございますけれども、これは当然総合計画等を踏まえた編成ということで、行政の停滞を招かないためにも一定の評価ができるものでございます。特に再編交付金の関係については、その使途を時期市長にゆだねられるというようなことも適正な扱いだと考えております。

またもう一つ、これも日ごろ市長がおっしゃっております後の世代につけを残さない、長期的な視点に立った財政運営を目指されることは野澤市長がおっしゃっていることで、この基本的な姿勢、考え方については今後も継続をしていかなければならないものだというふうに考えております。特に基金をやみくもに取り崩したり、起債を無秩序に発行するなどによってばらまき行政を推進するという考え方は、第二、第三の夕張市になる恐れがあり、到底容認できるものではないと思います。

我が市にとっても、かつて再建団体におちいりまして、市民サービスが大きく低下したことがありました。たしか市長、まだ在職中だと思いますけれども、そういうことを御存じの方もほとんどおいでにならなくなってしまったということですが、あのときの苦しさというのは、経験された方はおわかりだと思いますけれども、そういうことがあってはならないわけですし、健全財政を堅持する、後世に負担を残さないという基本的な考え方については、絶対に今後も踏襲していかなければいけないのだと考えております。次期市長にもこの考え方を踏襲されますよう、我々も強く要望していきたいと思っております。

自己財源の確保については、収納率の向上とかの話はありましたけれども、大きな考えは特にありませんでしたけれども、現在、市の中で検討されております未利用地検討委員会の検討結果、前からいろいろな議員さんの質問で検討中というようなお話がありまして、今回、在任中結論が出るのかどうかちょっとわかりませんけれども、今後土地の売却等も含めて、財源確保も必要になってくると思います。その他使用料等の見直し、負担の公平の観点からも検討が進められるべき事項だと思っております。また当然のことながら市税等の収納率の向上も、現在いろいろな対策を講じてやられておりますけれども、新しいいろいろな市税、実験的に実施している方策もございますので、それらの方策も含めてさまざまな方策を検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。具体的な細かい予算の内容につきましては、今後設置されている予算審査特別委員会でも質問をさせていただくつもりですので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、野澤市長８年間振り返ってについて意見、要望等を申し上げさせていただきます。

ただいまの御答弁や、先ほどの所信表明をお伺いいたしまして、市長在任中の８年間は地方分権の流れが本格化し、三位一体改革により従来の財政基盤や行政改革の嵐が吹き荒れた時期であったと思います。所信でも述べられておりますとおり、市民のための地方自治を担う自立した地方自治のために、行政のあり方について市民みずからが決定し、コントロールできる仕組みづくりに奔走された８年間だったと思います。そのため市民、自治体が自己選択、自己決定、自己責任を自覚し、行動するための市民との協働活動は大いに評価されるものであると考えます。

しかし、私が議員就任当時、ある公園の名称決定に当たり、市民からの名称の募集を公募したわけですが、数名の応募しかなかったということでしたが、当時の担当部長、たしか条例審査のときに市民の意見を聞いたと、これで決めたいというような内容の答弁をされたことがありました。議会の意見はどうでもよいというような、市民の意見が最優先だというような内容だと記憶しておりますけれども、この程度の認識持っていない職員がいらっしやったということについては残念でなりません。

そのような方が市議会の一部議員は市民との協働に反対しているというようにおっしゃっているようでございます。これについては議会、全般的に市民との協働を市長とともに推進するという立場で進んできたわけですので、ただ、市民との協働なり市民参加が本当にどうあるべきかということについては、まだまだ全職員が十分理解しておらない部分もあるのではないかと思いますので、この辺についてはぜひ御検討をお願いしたいと思います。

市長が職員に望むことの中で、市民の総体としての意見の把握能力や、社会状況の変化に対応できる能力を持った新しい職員というものが自立した自治体になれたかどうかの重要な要因となることから、全職員が今後とも自己研さんに努め、一層の資質向上に取り組んでもらいたいと願うところでございますと申されましたが、まさにそのとおりだと思います。まだまだ任期、ありますので、この間にもぜひ職員の意識改革を一層進めていただきたいと思います。

私も過去の経験で、昔の上司からたまたま仕事の中で、自分の仕事を理解し、仕事を進めることについては当たり前のことですが、せめて一職員であれば係の仕事ぐらひは全部精通しなければいけない。係長になったら課の仕事なり部の仕事、それから課長は全市の仕事について精通しなければいけないというようなことを言われた、指導されたことがありますけれども、そういう点についても職員の方の意識改革、やはり自分のところだけやればいいという発想でなくて、市政全般がどういう動きをしているかということについても職員自身の皆さんがこれからは研さんをしていただければと思います。

８年間の自己採点について、特に御答弁がありませんでしたけれども、一応調べさせていただいたところ、この８年間に新たな施策としてざっと数えましてもハード、ソフト合わせて約１００施策、ダブるものもありましたけれども、１００施策ぐらひありました。

具体的内容についてはいろいろ先ほどのお話もありましたし、省略をさせていただきますけれども、この内容につきましては、もちろん職員が英知を集めて実施された施策や、前市長からの引き継ぎの事業等もあると思いますけれども、合わせまして議会の意見、御要望を十分取り入れましたこれだけのたくさんの施策が打ち出されましたことは、トップである野澤市長の輝かしい業績であると大いに感謝するものでございます。我々正和会といたしましても、市長の後継者には野澤市長の施策を継続、発展させるために最大限の活動をしていく所存でございます。

以上で私の意見、要望等を終わらせていただきますけれども、先ほど申し上げましたように、まだまだ任期は残っております。長い間御苦労さまでしたと申し上げる時期ではないと思いますが、あえて申し上げさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

任期の最後まで市民、議会、職員とともに輝くまち福生のために御尽力を賜りますようお願いいたします、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、青海俊伯君。

（14番 青海俊伯君質問席着席）

○14番（青海俊伯君） それでは、御指名をいただきました。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

大きく4点、予算全体についてと市営住宅について、環境行政について、そしてがん対策について何点かお伺いをいたします。

初めに、予算全般についての中で税収増、いわゆる歳入の増、あるいは歳出削減についての考え方をお伺いするものでありますが、野澤市政最後の予算編成となる平成20年度一般会計予算について、幾つか切り口を確認しながらお伺いをいたしたいと、政策のよしあしの判断はさておきまして、昨今歳入増だとか、予算編成の中で話題になりましたのが、杉並区長が報道いたしました、70年後でしょうか、杉並区は住民税をゼロにするという施策でございます。毎年予算の1割を基金として運用、ためておいて、ある一定額になりましたらそれを運用して、運用益でもって市民税相当額を生み出していこうと、区民税相当額を生み出していこうと、そうすると約70年後にはうまくすると住民税がゼロになるということでございます。また十数年後には必ず住民税10%減税は恒久的な減税として果たせるという考えを述べられました。

先ほど大野（聡）議員の質問で、市長の方はことは、20年度は190億円と、約1割ぐらいの例年よりも少ない形で予算を編成しているということでございます。たえず私もは、前々からいろいろな機会を通じまして、180億円ぐらいの中で何とか市民サービスを減らさない中でうまくやっていけるぐらいのものにならないかと

というようなお話もさせていただいておりますが、それを先取りしたような形のことが現職の区長の方から出て、なるほどなという思いもございます。

その政策のよしあしの判断は別個としまして、そもそも福生市の税収が市民税の割合が高く、19年度で37.6%でございますが、そういった担税力が限られている中で、環境が激変するとも思えない、こういう状況の中でどのような形で税収の増、あるいは歳入の増を見込んだのか、いろいろな御研究をされたと思いますので、その辺のところをお伺いします。

また、市税でいうならば就労人口をどうやってふやしていくかというのも大きな課題になるかとも思いますので、その辺の就労人口の増加を図っていこうとするのか、あるいは市当局も認識をされているいわゆる定住化促進のためには住宅政策も必要になってくるでしょう。これらについてどのようなお考えなのかを、この税収増、歳入増という観点からお伺いをするものでございます。

歳出の面からいうならば、この一般会計のみならず特別会計の厳しい国民健康保険特別会計等への繰出金等々もございますが、いわゆる出を抑えるという意味におきましてはどのようなお考えをもってされているのか。

また、本年度は、20年度はいよいよ第二期工事も終わりました庁舎が統合されます。庁舎統合による歳出削減見込みはどのようになるか、当初計画に対してどうだったのかお伺いするものでございます。

続きまして、20年度予算の中で例年と違っておりますのは再編交付金、またあるいは地方財政対策費でございます。再編交付金は昨年度から向こう10年間、福生市においては総額約15億円と言われておりますが、昨年度末は約5000万円ほどの再編交付金が入って基金として積み立てたと聞いておりますが、この再編交付金の事業基金として基金化したようでございますが、この再編交付金というのは実は従来にない使い勝手がいいといえますか、非常に地方自治体にとっては思う存分使えるといえますか、使途の範囲が広い、決済権の広い交付金だと思っておりますが、福生市はどのように活用しようと考えているのかお伺いするものであります。

また、地方財政対策費は6100万円だと思いますが、およそ入ってくるわけでございますが、このような対策費につきましては、私自身は単なる財布の中に6100万円入ってきたというのではなくて、この地方財政対策費として、従来計画としてはあるのだけれども、歳入がないから、財源がないからできなかった諸施策をこの6100万円の地方財政対策費を運用してやったのだというような明確な、本来予定にあったのだけれども、やろうと思っても財源がなくてできなかった部分に対して使ったのだというような形で使途を明確にさせていただきたいと、こう思っておるのですが、それらについてどのようにお考えなのかお伺いをするところでございます。

予算全般についての3点目、高齢者施策と子育て支援策と一緒に伺いますが、高齢者対策と子育て施策というのは表裏一体の関係にあると私は思っておりますが、今年度は後期高齢者医療制度の開始など、医療制度改革など高齢化に対して各分野が新たな制度改革を開始するわけでございます。またひとり暮らしの高齢者が増加していく、確実にふえていくという中で具体的な、高齢者の方にとって安心のメニューと

して20年度は何を行おうとされているのかお伺いをいたします。

子育て支援につきましては、私ども公明党が国や東京都、市においても訴え続けてきました妊婦の無料検診の拡大について、20年度の施策がどのようなになるのか、手元にいただいた資料で載っておりますが、具体的にお伺いをいたします。

厚生労働省は、昨年度の普通交付税の中で最低5回程度まで地方自治体が無料検診ができる原資として各地方自治体に、約400億円を普通交付税として上乗せしたと、こう言っております。それでもって今まで妊婦の無料検診が2回程度とか、1回ぐらいしかできなかった地方自治体が本年度からこぞって、あるいは昨年度からこぞって5回程度まで財源がついたのだとして行っておりましたけれども、20年度予算を見ますと、福生市におきましてはその普通交付税の中ではないわゆる基準財政需要額の中に入っているんで、ひっくり返ってしまっているんで、その財源が確かではないという形で昨年は見送りになっております。今年度再編交付金の中で、20年度実施していかうということでした。

これは私の認識と大きく変わっておりまして、私は国が言うように、厚生労働省が言うように、普通交付税の中で既に5回分はできるという、原資として財源確保はしているという前提に立つならば、昨年度において2回から5回にして、さらに再編交付金を使うのであれば5回から7回とか8回とか上乗せできるのが普通ではないのかなと、このように考えておりますが、その辺の計算の問題といいますか、どうしても事務方から計算してみますと、ほかのいろいろな事業のところと合わせもって潜ってしまうのかどうか、お考えをお伺いをするものでございます。

次に、市営住宅につきましてお伺いをいたします。

第二市営住宅は、昭和55年に建設された3階建て4棟、72戸でございますが、実施計画の实行によって20年度と21年度において各階通路付きのエレベーターを外に付けるといいますかね、外付けするという計画でございます。既に19年度の実施設計委託をされて進んでおりますが、今後2年間で2億3000万円をかけるというふうに実施計画書に載っておりました。

建設されてから既に28年経過をしている建物であります。建て替えるとするのとあと何年先に建て替える計画なのか、通常、私が入っている公社住宅だと、当初建ててから50年間ぐらいで随時建て替えをしているようでございますが、50年もたすのか、70年もたすのか、そのもちろん建物の強度といいますか、そのときの工法等によって大分居住環境も違っております、公社住宅とか公団住宅というのは非常にがっしりしております、そこそこ表に、外に付けたとしても影響がないといいますか、付けたところはさすがに、生活しながら付けるものですから、やはり私の家でも外付けで6畳と3畳、外に付いている棟に住んでおりますが、約2度から3度温度が違います。夏は暑く冬寒いと、非常に湿気が多くなっております。あとからつくるといのは大体こういうものですね。

そういう意味からいうと、非常に実は危惧をしております、向こう2年間で2億3000万円で、28年経過している第二市営住宅にエレベーターを付ける、バリアフリーというのはとても大事なことです。住んでいる方にとっては朗報かもしれませ

んが、全体の大局観に立って見たときにそれでいいのかどうか、押し並べて実施計画が3年でローリングしていく、1年ずつローリングしていった実施の年になったのでやろうということではないかとは思いますが、慎重にすべきところもあるのではないかと考えております。

これは、市営住宅の居住の環境からすると、私もすぐ近くなものですからしょっちゅうお伺いをいたしますが、防音といいますか、プライバシーの確保も普通の今の住宅と比べるとかなり音が通ってしまう。上から下、そして寒さも相当なものでありますし、端の部屋は御案内のようにかなり湿気も多くて、もう黒かびが相当生えている状況でございます。

そうであるならば、バリアフリーというよりも全面的な建て替えを検討すべきではないかと、こうも考えるところでございますが、今回の第二市営住宅のことについてどのようにお考えなのかをお伺いをするものでございます。

それで、建築条件が可能であるならば、高層階に建て替えてより住みやすい環境にした上で入居希望の多い若年世帯など入居促進することによって、若年世帯の子育て支援の政策にもつながるのかなとも思っておりますが、総合的にどのようなお考えで今回のエレベーター設置事業をされようとするのかでございます。

また、背景としては最近の統計によりますと、年収300万円以下で子育てをされている世帯がかなりふえております。少なくとも定額の家賃によって少しでも所得の低い若年世帯の方が可処分所得として、自分の使えるお金として少しでも多くふやして、安心して暮らせるという地域社会をつくるという意味では、この公営住宅、市営住宅等の見直しもとても大事なことでないだろうか、このように思っております。

さらに、第二市営住宅の下に第一市営住宅というのがございます。木造平屋の市営住宅でございますが、現在の居住世帯は何世帯入っておりますでしょうか。今は年に何軒かが引っ越されたり、お住まいの方がお亡くなりになったりして平地になって、駐車場になったり家庭菜園になったり、歯が抜けたような形で点在をしておりますが、この第一市営住宅をどのようにされるおつもりなのか、私は議員になった平成11年のときに真っ先にお聞きしました。築50年の木造住宅が、例えば大風なんかで甚大な被害に遭ったときに市はどうするのですかと、今の家賃の問題もあります。他の集合住宅としての市営住宅に入っている方と比べるといろいろな問題が出ております。何が問題となってさわれないのか、このまままた何十年も、最後のお一人が転居されるまで、空くまで待つおつもりなのか、この公営住宅全体のお考えをお伺いするものでございます。

続きまして大きな3番目、環境行政についてでございます。

ことは7月7日から9日にかけて、北海道洞爺湖町におきまして主要国首脳会議、いわゆるサミットがございまして。地球温暖化対策が主要課題の一つでありまして、議長国日本はより具体的な削減提案をしていくことになるわけですが、その前に3月に京都議定書の新たな目標達成計画を決定するという大きな流れになっております。

開催国日本が温室効果ガス削減の先頭を切っている姿を示してこそ洞爺湖サミット

で世界のリーダーシップをとれるのではないのでしょうかと、こう考えるわけですが、このことを地方政治の身に置く私たち議員並びに行政を担当する職員の皆さん方は、我が市の温室効果ガス6%排出削減のための具体的行動計画に乗り出さなければならない。

福生市におきましては、新エネルギーの詳細ビジョン等が打ち出されておりました、若干基準年は違っておりますが、2010年までに大きな、基準年に対してたしかマイナス10%だと思いますが———ものが出ております。すべての市区町村がより具体的に、自分たちの自治体ではどうするのか、予算上はどのように反映させていくのが求められていると考えるところでございます。特に福生スクラム・マイナス50%協議会、そして新庁舎のCO<sub>2</sub>対策等々具体的な事項についてお伺いをすることにいたします。

そこで五つ、1番目が地球温暖化対策の市の取り組みと目標について再度確認をいたします。2番目、温室効果ガスの排出削減目標と本年度予算化した具体策、三つ目、新庁舎の温暖化対策と目標、管理目標がいかにになっているか、4番目は、この温暖化とはちょっと離れますが、大きく環境行政という意味で市内の粗大ごみの取り扱いと、先般うちの堀議員からも質問がありましたけれども、高層階からの持ち出し等についての施策がどのように展開していくことになりますか。またひるがえって高齢化が進む市内の公営住宅、世帯が約13%と伺っておりますが———ぐらいあるわけで、1割強の方々がいわゆる団地とかにお住まいになっていると思いますが、高い階にお住まいの高齢者の方々のこのような粗大ごみ等の排出が一つの大きな課題となると思いますが、それらについて本年度はどのようにお考えなのかをこの中でお伺いをいたします。

最後に、がん対策についてでございます。

がん対策基本法が制定されて1年経ちました。福生市におきましてもがん対策としてがんの検診に取り組んでいただいております。現在は大腸がん、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん検診を実施しておりますが、受診率は決して高いとは言えません。

がん対策推進基本計画、これは国の計画でございますが、10年以内に75歳未満のがんによる死亡率を20%減少するとしております。私どもは前立腺がんの検診とか子宮頸がん検診を推進して、一人でも多くの患者さんに寄与したいと考えておりますが、参考までに福生市の平成16年度の市民の方の死亡原因の第1位はがんであり、27.2%でございます。第2位の心疾患が17.1%、大きく上回っております。がん対策基本法並びにがん対策推進基本計画と、福生市のがん対策についてのお考えをお伺いをいたします。

特に今回お伺いしたいところの子宮頸がんについては、年間1万2000人の方が発症して2500人の方が亡くなっておられますが、ワクチンの投与や検診によって、早期発見によって100%完治できると言われている数少ないがんでございます。

東京大学医学部の附属病院、放射線科の中川恵一准教授は、私どもの公明党代表代行浜四津敏子との対談の中で、日本人は2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんて亡くなる時代ですと、一方がんの半分は直ると強調されております。そして実の

ところがんの治療の技術自身は、技術自体は劇的に進歩しているわけではないのですと、なのになぜ死亡率が下がってきたのか、結局早期発見が大切だすとお話になっております。

余談ですが、この中川先生の本の中にこうも書いているので付け加えておきますが、これは全くのこのがんのことのみの余談でございますが、米国では禁煙は当たり前で、がん予防の項目にも入っていないくらいの常識になっております。今、たばこがなくなれば男性のがんは3分の1に減りますと話が出ておりましたが、子宮頸がんは100%近く予防することができるわけでございます。

そこで、福生市の子宮頸がん検診の実態を教えてください。定期的な検診でがんになる前に発見することができる。福生市におきましては、事前の調査におきましては子宮頸がんと子宮体がんを検査しているとのことでございますが、他市の多くの子宮頸がんを力を入れて、希望者のみ子宮体がんの検査をしているところが圧倒的に多いわけでございます。そのような形で、福生における子宮頸がん検診につきましてのお考えをお伺いをするところでございます。

以上で、あちこち飛んで恐縮でございますが、最初の質問とさせていただきますので、前の議員の質問と重なるところは省略してもらっても結構でございますので、よろしく願いをいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

平成20年度予算全般についての1点目の税収増、歳出削減に対しての取り組みの関係で、歳出1割減で運用できる行政についての考え方というお話をいただきました。既にお話しましたように、一般会計190億円を目指しているわけですが、1割分を積み立てに回すということになりますと、19億円が少なくなるということは大体170億円で、今190億円でやっている仕事をやらなくては行けないと、こういうことになってまいります。そうなるこの19億円をどういうふうなところで削っていくかという、歳出の方ですね。歳出では削るかということになりますし、歳入ではふやすかということになります。

190億円というものが絶対必要だということになれば、これは歳入を19億円ふやさないと190億円にならないと、こういうことになるのだらうと思います。いずれにしても、削るということになりますと人件費、あるいは交際費、扶助費、特別会計の繰出金、一部事務組合の負担金といったようなもの、いわゆる義務的経費に近いものと、それからごみ処理経費や施設管理費等に変わる物件費、維持補修費、団体等への補助金、普通建設事業費といったような形でありますその義務経費以外のものということのどこをどういうふう削っていくかという作業をしていくことになりますが、今の段階ではこの190億円を下げた形で、こういった部分を削減するということは、恐らく市民の皆さんの納得は得られないだろうと、こんなふうに思います。

そうすると、逆にいえばあと20億円ぐらい歳入をふやせばいいのではないかと、こういう話になるのですが、いずれにしても、そうすると今度は徴収率を上げる

という仕事、あるいは新たな財源を確保するという、または適正な受益者負担をしてもらおうと、例えば国保だけでもちゃんと国基準のところまで取れば、恐らく4億円とか5億円とかという金は出てくるわけですね、国保税を上げれば———ということになってはまいります。それが要するにそういった削減と、それから今言ったやり方みたいなもののどっちをとるかという話になってくるわけであります。

いずれにしても、積み立てをしていくということになりますと、これは市税、あるいは普通交付税と基地交付金等の一般財源を充てていくと、いわゆる特定財源はそういうことに使えませんので、一般財源を充てていくことになりますけれども、そうしますとこれはまた、こういう一般財源は市の対独事業ばかりに使われているのではなくて、国や都の補助事業の部分の一般財源としても使われておりますので、歳出ベースでいいますと、19億円を減らすということは、実はそれ以上に予算総額を削減しなくてはならないと、こういうことになってまいります。

言い換えますと、歳出ベース1割相当額の積み立てをするということになりますと、歳出を1割以上削減しなければならないということになりまして、毎年歳出の1割を基金に積み立てて9割行政を行って、そのストックで将来の市民の税負担を減らすといった取り組みをするということは大変大事なことで、基本的な考え方として後年度負担を減らすということは非常に大事だと思っておりますが、現時点では、非常に難しいだろうと、そんなふうに思っております。

それから、20年度の市税収入見込み額、ピーク時の平成9年度と比較しますと税源移譲がありましてもなお約2億円以上低い水準でございます。また地方交付税の額もピーク時の平成12年度と比較いたしますと約13億6800万円、既に約40%程度減っております。これまでも市税の減少には住民税の減税補てん債の借り入れ、地方交付税の減少には臨時財政対策債の借り入れで対応するという形になっておりましたが、普通交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられた平成13年度以降、平成15、16年度にはさらに財源不足が生じたので、2年間で財政調整基金から約4億3000万円の取り崩しを行いまして何とか仕事をしてきたという状況がございます。貯金の取り崩しと借金で家計を維持してきたと、こういうことになっているわけであります。

また、平成17年度以降はおかげをもちまして行政改革が順調に進みましたものですから、財政調整基金を取り崩すことなく、また20年度の当初予算では臨時財政対策債の借り入れをゼロといたしました。

なお、平成19年度末の一般会計の起債残高は約121億5800万円ほどございますが、そのうち住民税等減税補てん債と臨時財政対策債残高と合わせた起債残高は53億8000万円に上っておりまして、この二つの起債の元利償還費だけでも20年度は4億円近い予算を当てることとなります。

御存じのとおり、建設事業等にかかります起債については、後年度の人のも当然のこととして便益を受けるわけですから、負担をしていただくというふうになりますが、今の人が使ってしまったお金の借金を後年度の人に返させるということになってまいりますと、これはこれからの人口減少時代のお話もございましたけれども、生産年齢

が減っていく時代の中であって若い人たちの希望というもの、あるいは不安というものをますます大きくしてしまう、希望は少なくなってしまうと、こういうことになっていくだろうなというふうに思います。これは福生のことだけでなく国全体がまさにそうなのでありますけれども、そういう中で少子高齢化の時代の若い人たちのことをどういうふうに考えて我々やっていくかという、そういった課題だろうなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、現時点では事務の効率化と、嘱託員の採用等による職員数の削減や、市民、民間企業との役割分担の見直し、あるいは協働、小さな行政を目指した取り組みを含めまして、とにかく行政改革を推進しまして、臨時財政対策債の借入れや財政調整基金の取り崩しを可能な限り圧縮していくと、そういう選択をさせていただきたいと思っております。

それから、定住化、就労人口増への取り組みというお話がございました。市ではこれまでのハード的な部分では昭和30年代から区画整理事業を開始し、これまで道路、公園の整備、あるいは社会教育施設や児童福祉施設等の充実を図りまして、ある意味では都市基盤、生活基盤というのは他市に比較して非常に高いレベルで整備をされているというふうに思っております。

また、ソフト面でも道路を活用したさまざまな事業も展開をされておりますし、生涯学習を促進、あるいは子育て環境、高齢者、障害者の生活支援、バリアフリー環境の整備等も進めておりまして、住みよい環境づくりといったようなものもかなりのレベルで進めてきているところでございます。

また、今年度策定いたしました新たな住宅マスタープランでは、市民が愛着を持って住み続けることができるまちづくりを目指しまして防災面、あるいはバリアフリー面、環境面等、あるいは省エネルギーといったような側面から良質な住宅を確保しつつ、魅力ある住環境づくりに努めていくこととしておりまして、4月から担当の係も置くことにしております。

また、住宅関連予算につきましては、一般住宅の耐震診断助成金及び耐震改修助成金、第二市営住宅エレベーターの設置事業、また福生スクラム・マイナス50%協議会を通じての一般住宅エコライトハウス事業も予定をしております。

また、就労対策としましては、平成18年度からハローワーク青梅と共催で業種別の就職面接会や求職支援セミナーを行っておりまして、今年度は製造業や販売職を希望する方への面接会を2回開催し、94名の参加者がございました。若年層を対象にした就職フェアも実施をしております。

それから、新庁舎建設による庁舎の統合で光熱水費、あるいは清掃委託料などの管理経費についてのお話がございます、20年度予算では第1棟完成前の旧庁舎等の予算とを比較しますと、面積増などがございしますが、20年度予算の方が試算では約900万円程度の増になる見込みでございます。

次に、2点目の再編交付金、地域再生交付金の使途についてですが、これも既にお話をいろいろ申し上げておりますので、いずれにしましても、新たな新規事業、レベルアップ事業として特に単独のソフト事業に対して充当していきたいという考え方を

持っております。19年度の交付金につきましては基金に積み込みまして、20年度でその基金を取り崩しをして、市制40周年の映画だとか、福祉バスの試行だとか、妊婦健康診査だとか、中学校の宿泊学習教室事業といったようなものに充てさせていただくと、それで20年度いただきます再編交付金につきましては、当初予算としてはすべて基金に積み立てをしていく予定をしております、今後前年度の残りと今年度くる部分を新たな施策の展開をしていく中で使っていただければと、こう思っております。

また、地域再生対策費の問題が出されました。普通交付税の基準財政需要額の中に特別枠としての経費として設定されておまして、福生市の場合は約6100万円と試算をされております。これは地方交付税の算定を通じて市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分されるもので、あくまでも普通交付税の一環としてとらえておまして、都でもそんな見方をしているということですので、一般財源としての扱いをさせていただいております。したがって、市の全体事業の財源の一部として活用しているということでもあります。

逆にいいますと、この6100万円を別の仕事に、新しい仕事に充ててしまった場合には、結局6100万円ほかのものに回りませんので、その分財調を取り崩すという形にならざるを得ないと、こういうことに形の上ではなっております。もちろん6100万円をどこかで削減をすればよろしいわけですが、現行の歳出予算の中でやろうすればそういうことになる、ということになりますので、とりあえず一般財源という形でとらえさせていただいて、新年度の予算を組ませていただいていると、こういうことでございます。

次に、3点目の高齢者対策についてですが、一人暮らしの高齢者の見回り、あるいは安否確認等につきましてはさまざまな形で行っているところでございます。まず在宅介護支援センターが大きな役割を担っておりまして、平成8年度に事業開始以来12年ほど経過いたしました。寝たきりや一人暮らし、認知症、虚弱等で不安になったり、困ったりしているときに相談に乗ることや、センター職員が直接お宅へ訪問すること、あるいは電話相談、面談など高齢者の生活全般への対応をいたしております。

また、福生市社会福祉協議会の小地域福祉活動における高齢者への取り組みも少しずつ拡大してきました。地域の中で見守りを必要とする人を住民と各種機関、団体とが連携して見守りをするという仕組み、見守りネットワークづくりなどの協働活動の推進も進んでいるところでございます。

また、民生委員の皆さんにも日常的に地域の高齢者の方々の見回り、安否確認等をしていただいております。老人クラブの活動でも高齢者の福祉の向上や親睦を図る中で高齢者相互の見守り活動などを実施しており、大変ありがたく思っております。さらに、平成18年度の介護保険法の改正に伴い設置されました地域包括支援センターでは、見守りを含めた高齢者への様々な対応を行っております。

なお、市が行っております具体的な安心メニューとしては、高齢者緊急通報システムや火災安全システムなど緊急時の対応を図っております。昨今、新聞配達員、宅配事業者、飲料販売の事業者など民間事業者による高齢者見守り活動などの動きがござ

いますので、そういった取り組みについても大いに期待をしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、高齢者比率が比較的高い公社、公団等の集合住宅については、危険率も高いわけでございますので、集合住宅を管理する部門への見守りへの取り組みについての協力等のお願いもしていかななくてはならないと、そんなふうにも思います。

相対的には、このような多様な活動がそれぞれ行われておりますので、個別に点で行われているこれらの活動を面的な活動になるよう連携していく地域ネットワークの構築など、そういったものが高齢者が安心してお住まいになれる仕組みづくりといった形でより必要であると、こんなふうに思います。

次に、4点目の子育て支援策についてですが、昨年1月に厚生労働省より妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についてが示され、妊婦が受けるべき健康診査回数は、妊娠から分娩まで14回程度であり、妊婦健診において健康な妊娠、出産を迎える上で、経済的理由により受診をあきらめる者を生じさせないため、最低限5回程度の公費負担による妊婦健康診査を実施することを原則に、その取り組みの財源は普通交付税での措置をするということがございました。

当時、近隣他市の状況も福生市と同じく、公費負担による妊婦健康診査を5回実施している区市町村はございませんでしたが、その後、26市全体とも5回実施に向かっております。

現在、福生市では妊婦健康診査を2回、出産予定日現在35歳以上の妊婦の方に妊婦超音波検査1回を公費負担しておりますが、この4月から妊婦健康診査を3回上乘せして5回実施するよう予算措置をしております。なお、この3回の上乗せ分につきましては1回5000円で、550人の3回分と、事務費を合わせました856万7000円ほどが必要でございますが、当面再編交付金での対応としてまいりたいと存じます。妊婦の皆さんには妊婦健康診査の重要性について、母子手帳交付時等機会あるごとに周知、啓発を図ってまいりたいと思います。

また、普通地方交付税の関係のお話でしたが、普通地方交付税に算入をされているという意味は、需用額に算入をされていることでございます。普通交付税の実際の交付額というのは、需用額から収入額を引いた額でございます。そうしますと福生市の場合、19年度、20年度当たり大体19%から20%実額として入ってくるという形になります。さらに算入の基礎額がどのくらいの額で入ってくるか私もよく存じませんが、需用額の中に丸々今回必要になる856万7000円が入っているということでは全くございませんで、その辺についてはどうか御理解をいただいております。おきたいと、こんなふうに思います。

次に、市営住宅についての1点目、第二市営住宅のエレベーター設置についてでございます。市営住宅の整備計画は、平成16年3月に作成しました福生市公営住宅ネットワーク総合活用計画により進めているところでございます。この計画は平成25年度までの10年間と計画期間後の10年間についての20年間の整備プログラムがまとめられておりまして、住宅を長く使用するための改善計画やバリアフリー化を目指しているところでございます。

1棟を一括で居住環境を改善すること、これがエレベーター設置との関連でいって財政的、あるいは耐用年数的にいつてどうかという御指摘をいただきましたけれども、このことについてもいろいろと検討してきた結果として、当面バリアフリー化のためのエレベーター設置ということで進めさせていただきたいと、こういうことでございます。

また、第一市営住宅の建築関係にかかるわる諸条件みたいなものと居住者の年齢構成そのほかについては、担当部長から答弁をさせていただきます。

2点目の、市営住宅の今後でございますが、現在は福生市公営住宅ストック総合活用計画により整備等を実施しているところであり、現在のところ新たな建築計画はございません。

また、建築計画がない理由とのことですが、公営住宅建替には公営住宅法により建替計画の承認を受けることになっておりますが、その承認された戸数は270戸で、現在木造37戸と、借上シルバーピアを含めますと市営住宅戸数は343戸でございます。老朽化した木造住宅37戸を取り壊しましても306戸となりまして、計画戸数270戸を上回っており、必要数が確保されているということになります。

子育て現役の若年家族への対応といった問題を、市営住宅の中でというようなお話もございましたが、特定の期間だけを対象にした形での市営住宅の提供というのなかなか難しいということでございます。

また、木造の市営住宅について、建築から50年経過して老朽化も進んでおりまして、いずれにしましても、引き続き移転協力をお願いをしていかざるを得ないというふうに思います。

次に、環境行政についての1点目、地球温暖化対策の我がまちの取り組みと目標についてですが、これもいろいろとお話を既にさせていただいたところがございますので、かいつまんでお話をさせていただきます。

16年度の福生市の地域新エネルギービジョンを策定しまして、2010年で二酸化炭素換算で温室効果ガスがマイナス10%、2020年25%、2030年には半分にするという目標値を設定をいたしました。その後、新エネルギービジョンではこの基準年というものを、2004年を基準年と使うことにしております。

その後、環境フォーラムでのいろいろなお話も市民の皆さんからございまして、具体的な形での計画をつくろうということから、17年度に地域新エネルギー詳細ビジョンというものを策定をいたしました。詳細ビジョンの中では太陽光発電だとか、太陽熱温水器など新エネルギー、省エネルギー機器の普及の具体的な目標数を掲げまして、2030年までの方向性が示されているところでございます。

2点目の、温室効果ガスの排出削減目標と本年度予算化した具体策ですけれども、1点目と重なるところが多いわけですが、予算化した具体策としては、ハード事業として福祉センターに太陽熱温水器の導入と、省エネ照明への切り替えを計画をしているところでございます。

それから、3点目の福生スクラム・マイナス50%協議会の取り組みですが、平成18年度に詳細ビジョンの考え方に近い環境省の施策、環境と経済の好循環のまちモ

デル事業の募集がございましたので、応募いたしまして、これを受けることにいたしました。市としまでも福生エネルギー市民会議、これは商工会、市内事業者に働きかけをいたしまして、福生スクラム・マイナス50%協議会というものを設立をさせていただき、環境省に対して福生スクラム・マイナス50%協議会からその事業を提案をしまして、平成18年12月に採択され、事業がスタートしております。18年度、19年度、20年度の3カ年にわたる事業ということになります。

ハード事業では、環境にやさしいモデル事業の役割を事業所や戸建て住宅に担っていただくエコライフハウス事業というものがございまして、19年度には市内の食品製造業において、重油ボイラーを天然ガスコージェネレーションシステムへの転換を図りまして、年間約114トン、CO<sub>2</sub>換算でございますが――削減を、特別養護老人ホームでは石油ボイラーを太陽熱温水器とヒートポンプに転換することで年間約97トン、これもCO<sub>2</sub>換算でございます。削減を予定しております。戸建て住宅におきましても3戸の住宅の窓、断熱材などを取り替えることができる省エネ住宅への転換を予定しております。

また、ソフト事業としては環境家計簿ソフトの開発、省エネアドバイザー講座や技術者支援セミナーなどを実施しております。地球温暖化対策は、省エネ月間のお話もございましたが、ハードとソフトをどのようにつなぎ合わせていくかが重要なことになるだろうと、こんなふうに思います。

4点目の新庁舎の温暖化対策と目標管理でございますが、現在建設中の新庁舎では太陽光発電システム、天然ガスコージェネレーションシステム、地熱利用熱源システムなど合わせて11の省エネ対策を実施しております。省エネ対策に伴う二酸化炭素の削減量は106.5トンを用意をいたしております。

地球温暖化対策は地球規模の課題と申しますか、世界で取り組むべき課題でございますが、それを解決するためには一人一人の市民の方々がどう取り組むかということが非常に大事でございますので、地球温暖化対策の協議会もございまして、協議会と協力しながら市民の啓発に努めていきたいと、こんなふうに思います。

5点目の、市内の粗大ごみの取り扱いと高層階からの排出についての施策ですが、運び出しが困難なお年寄り等につきましてのサービスとして、現在5市ほどが制度化を既に行っているようでございます。昨年4月から始めました日野市では、高齢者のみの世帯及び身体障害者手帳1、2級の交付を受けた方のみの世帯を対象としておりますが、今後これは制度化をするという意味での課題ということになるかと思います。

6点目の高齢化に伴う排出方法の見直しにつきましても、前と同様な考え方で検討課題となると思います。

次に、がん対策についてですが、平成18年度にがん対策基本法が制定をされ、都においてはがん対策推進計画の策定が検討されております。市町村でも平成20年度からがん検診が健康増進法に基づく事業として規定され、努力義務とされております。

がんの状況ですが、西多摩保健所によれば福生市の平成18年度のがんの死亡者は110人、死亡者全体の25%とのことでございます。

がんの予防対策としては、例えば喫煙による肺がんなどの予防のためにその啓発等を行っておりますが、がんは早期発見、早期治療が必要です。市では毎年度実績を超える受診者を見込んで、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの健診事業に取り組んでおります。

子宮がん検診につきましては、昭和46年度から事業開始をしており、福生市では当初に行う頸部検診800人分と、さらに詳細が必要とされた方の体部検診150人分の受診が可能となっております。

がん検診事業につきましては、できるだけ申し込み者全員が受診できるよう努めてまいります。またがん予防についての啓発等にも今後も努めていかななくてはならないのではないか、こんなふうに思っているところでございます。

以上で、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○副市長・総務部長事務取扱（高橋保雄君） それでは、私の方から市営住宅の市長の補足答弁をさせていただきます。

第一市営住宅の現在でございますが、現在木造住宅は22戸ございます。その中には22世帯、35人の方がお住まいでございまして、年齢構成を見ますと、70歳以上の方が22人、63%を占めているところでございます。

今後の考えでございますが、高齢者が多く住んでいることもございまして、ほかの住宅のあっせんも大変難しいところでございます。建て替え等につきましては、もしそういった事実がございましたら、未利用検討委員会等で検討をさせていただきます。

あと数値上での住宅規模ですが、第二市営住宅を参考に計算いたしますと、建物全体の約90%程度が住宅部分であり、住宅部分は4869平方メートルとなります。目標とする1戸当たりの住宅面積を65平方メートルといたしますと、現在の跡地につくりますと、住宅戸数とすると75戸が対象になるのではないかと考えております。

○議長（原島貞夫君） 2時5分まで休憩いたします。

午後1時54分 休憩

~~~~~

午後2時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（青海俊伯君） それでは、再質問させていただきますが、御丁寧な御答弁ありがとうございました。

さて、るるいただきまして、本来ですともうあと1時間ぐらいないといけないなと思ったのですが、はしりながら要点のみをお聞かせをいただきたいと思います。予算の中での予算規模のお話が市長の方からございましたので、端的にお答えいただきたいのですが、市長が8年間市長として経験をされて、二十数年行政の第一線でやっていただいておりますが、この福生市の今後、行政改革その他精いっぱいやる中で目標とする、ここまできけば他市に誇れるスリム化した筋肉体質の行政になるかなというのは大体どれぐらいの予算規模ぐらいまでいけそうかなと、これはできないかは別個として、御感想で結構でございますので、教えていただきたいなど、このように思います。

そういう中でおっしゃるように、御答弁の中で臨時財政対策債、あるいは財政調整基金等で返すお金が、起債の償還がこれから起きてくるという中でございますが、きのうも実はテレビの番組の中で伊藤忠の会長がこう言っていました。「借金は借金しか生まない」と、あっそうだなと、これは家計でも市の行政でも同じだと思います。そういう意味では、後年度の負担をふやさない、そしてなるべくスリムな、健全化できた財政運営は必要かと思いますが、そこで再質問につきましては何点か、歳入の面での、要は市税の徴収率はそんなに劇的にふえるわけでもないし、限られているわけなので、何とか知恵を出して歳入をふやせないかということで各地方自治体はいろいろな苦労をされながらいろいろな工夫を、奇抜なアイデアともいえるようなものも取り組んでおりますので、それらについて福生市はどのようにお考えになっているのか、あるいは20年度予算編成のときにそのような、先ほど市長もお話がありましたように、単なる職員の方々も市の中での競争ではなしに、他の地方自治体での同じような立場の方々とも競争し合っているという意味で、かなりの情報をお持ちのはずなので、御検討されたのかどうかお聞かせいただきたいことがございます。

1点は、全国約30の自治体で実施をしております寄附によるまちづくり条例というのがございます。要するに、今でも教育委員会の方に篤志家の方が何々に使ってくださいという形で毎年のように寄附されているとかございますが、そのようことを条例化して、市の方として五つぐらいのメニューをつくって、こういう事業を行いますので篤志家の方、あるいは思いをお持ちの方は寄附をしていただけないかと、そしてその寄附がたまれば、たまってから事業化をしていこうという形でございます。

神奈川県の大和市、あるいは埼玉県鶴ヶ島市で、今鶴ヶ島市の方は委員会を通過したと、そういうことでございますが、例えばの話、未来を担う子どもたちを応援する事業だとか、身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業とか、五つばかりの事業があって、それを市の方で提案をして一口5000円で寄附を募ると、そうしますともしかししましたら福生市御出身で地方で活躍されている方が、地元の福生のためになるならばという形で寄附してくださる可能性もあるわけで、そういうのをためてある一定の金額までできましたと、いよいよ単発の事業ができそうですというときに、それを公表して、皆さんの寄附によってこの事業ができましたというような形にしていこうというところでございます。

また、これは考え方が二つありまして、安易に寄附に頼ってやるというのはおかしいと、もっと自助努力が必要ではないかということもございますが、一つの考え方としてこういうことも考えてやっていく自治体もあるのだということでございます。それについてどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいということでございます。

それと、同じ歳入関係なのですが、実は地方自治法の238条が改正されて公有財産の貸し付けが可能になりました。そこで、今各市が何とか市税をふやせないかと、歳入をふやせないかということでやっていることで、現状をお聞かせいただきたいのですが、これも地方自治法238条は「行政財産は次に掲げる場合にはその用途、または目的を妨げない限度において貸し付け、または私権を設定することができる」ということでございまして、簡単な話、市内の公共施設に設置しています自

動販売機の設置スペースを入札で貸し付ける自治体がふえてきています。

そこでお伺いいたしますが、福生市内の公共施設、あるいは土地だとか公園だとかにおきましては、今は多分取ってないと思うのですよ。今何台自販機が設置されておりまして、多分事業収入はあると思うのです。いわゆる設置している売上高に対して幾らかとか——が何台ありますかお伺いをさせていただきたいと思っております。

これが、入札すると大体1台当たり10万円ぐらいは、一般的にですよ。地方の都市だと入札すると落ちるのではないかと、大きな、政令都市といいますか、でかいところだと1台100万円レベルぐらいになってくると、こう言われておりまして、川崎市の市議会議員からの情報では、川崎市は全体で500台あるのだそうですが、それをこの地方自治法238条の公有財産の貸し付けでもって、まずできるところからやろうというので大所を41台入札をしたところ、なんと年間5000万円入ってくるということになったそうでございます。これは駅前の立地だとかいろいろなことがあるから、人の動きもあったりとか、売り上げも相当なものですから、福生市はそこまでいかないとしても、10万円あったとすれば、それが10台あれば100万円でございます。純増になるわけでございます。50台あれば500万円という形になるので、今の台数がどれぐらいなのか、そしてせつかく地方自治法が改正になってこういうことが可能になっているわけなのですが、こういうことをするおつもりが、研究、あるいは御検討するおつもりがあるかどうかを、この点お伺いをいたします。

さて、ほかにお話した部分は幾つか再質問したいという部分もあったのですが、ちょっと省きまして、妊婦の検診につきまして、わかりました。とにかく基準財政需要額に入ってしまうために全額、真水ではもらえないのだということでございますから、それはそれとしまして、再生交付金を使って2回から5回にさせていただくということでございます。

非常にありがたいなと思っておりますが、さてそこでさらに一步お母さん方に、同じ2回から5回にふやしていただくのであれば、さらにやっていただきたいと思うのが、御検討いただきたいことが里帰り検診でございます。この妊婦検診は各地方自治体によって、医師会との連携によって値段が違うのですね。5000円から1万5000円くらいありますから、福生市は5000円と伺っておりますが、例えば福生の方が、福生でお住まいになっていて、実家に里帰りして、例えば地方へ行ったときに実際は検診が受けられないわけですよ。そのときに、償還払いでも結構でございますので、その診察券をいただくわけですよ、母子手帳交付のときにね。いただいたときに、向こうの領収書を持ってきてこちらへ戻ってくれば、そして提示すればその5000円なりが後で返ってくるような里帰り検診のことができるかどうか、ぜひとも御検討いただきたいなと、このように思っております。

それともう一つは、4月1日から動きますから、4月1日以降に母子手帳交付の方については丸々5回の無料検診の診察券といいますかね、券がいくと思いますが、例えば5月に出産予定だとか、7月に出産予定の方は既に母子手帳をもう持っているわけでございます。せつかくの制度でございますので、4月1日から運用はするというものの、これから出産されるまでの間、年間14回ほどの検診を受けなければいけな

い残り何回かある場合には、ぜひともその方も対象にして実際に渡していただけるような形をとっていただきたいと、その経過措置といいますかね、そういうのがあってこそ初めて、あつ福生は4月1日から妊婦の無料検診が名実ともに完備したと、こう言えるのではないかなと思いますので、その辺のところもセットした上でやっていただきたいと思うのでございますが、いかがなものでございましょうか。

続きまして、がんの関係でございます。子宮頸がんの話でございますが、対象者は大体成人女性すべての方が対象になるのですよ。それでこの間の19年3月に生活環境部から出ました「男女共同参画に関する市民意識実態調査」の中に、健康診断を3年以内に受けてない方というのが載ってまして、2割の方がここ3年間健康診断を受けてないのですね、アンケートを取りましたら。受けていない2割の方のうち33%の方は受診をする機会がないと答えているのですよ。だからこれはいかに検診の啓蒙活動が不足しているかという証さでもあるので、現在800名が子宮がん検診、子宮頸がんの検診でございますが、本来だとワンオーダー違うぐらいの人が受けてもいいものなのですよ。

それで今は、お伺いしますと800名分の予算で、大体申し込まれている方でほとんど受けていただけるよう努力していますということで、それはそれで結構なのですが、本来はもっと多くの方々が、多くの女性の方々が安心して、子宮頸がんについては福生で検診を受けているから大丈夫なのだと言ってもらうためにはその受診率を大幅に上げなければいけないわけで、日本の平均は、検診の受診率は20%です。外国ではがん検診の受診率は80%なのです。それぐらい逆転している、発想が違いますが、でもちゃんと受けていただいたら、この子宮頸がんというのはほかのがんと違って100%ワクチンと予防で治るのです。100%治るものをわかっていながら啓蒙をしてあげられなかったために、知らなかったために、機会がなかったために、昨年度西多摩保健所での調査の結果を教えてくださいましたら、お一人だったそうですが、子宮頸がんでお亡くなりになった方が、お一人を少ないと見るか多いと見るか、お一人でもその御家族にとっては大事なお母さんであります。

そういう意味からいうと、少しでも多くの方に、福生においてはがん対策基本法ができて、こぞって死亡率第1位のがんを国をあげて撲滅していこうと、そういう中でお医者さんがワクチンと検診によって100%治ると言っている数少ないがんを、子宮頸がんの検診を福生市の方で本当に対象の方が2年に一遍でも結構です。あまねく受けられるような制度にしていだきたいというふうに思うのですが、それらについての、今年度は800名で結構でございます、そうであれば。しかしながら、そのような形で何とかならないかと、こう思っておりますので、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

それとあとは、るる質問した中身につきましては先ほど御答弁いただきまして、非常に第二市営住宅の問題につきましても難しい問題等がありまして、ですが、特に第一市営住宅、木造の住宅につきましては、空いているところの土地の、狭い福生の中でこういう公共の公有地といいますか、市の数少ない財産ですよ。それが有効に使えないというのは、本当にそれも何年も、ほっておくといっちはおかしいですが、やむ

を得ずああいう形になってしまっているというのは、どこかの、いずれだれかの首長さんのときに解決しなければいけない問題だと思うのですよ。いずれ時間がくれば世代が交代して、そのうち何とかなるだろうなんて思ったら50年あつと言う間に経ってしまいます。今の皆さん方で責任とれる人はだれもいなくなって、そのうちに何でこんな形になってしまったのだろうかと、風化してしまつて、何をどうすればいいかわからないままになってしまう。

私が一番心配するのは、なにも今お住まいの方々にすぐ出ていってくださいと言っているのではないのです。築50年、当時30歳で入った方が80歳、もう90歳以上の方もいらっしゃる。その方々が毎年のようにやってくる台風とか風水害によって万が一のことがあったときに、これはもうしょうがないのですと、いろいろな事情があつてなにも、建て替えもできなかったのですというだけでは済まなくなつてしまふ、それぐらい老朽化しているわけですよ。そのことを踏まえていただければ、何らかの、今既にお住まいの、まだお住まいの22世帯の方々の命にかかわる問題でもあるわけですから、じっくりと話をさせていただいて、単なる移転をしてくださいますかではなく、具体的に幾つかの提案ができないものなのかどうなのかということでございます。

これらにつきましては、また詳細については一般質問では間に合わないので、時間がないものですから、予算審査の中でまた質問させていただきますが、これらのことも含めて高齢化対策、あるいは住宅施策、子育ての方々の住宅施策というものに対してもう一度改めて問題点は何なのか、そしてその法律にのっとっては既にもう十分だと言つていても現実問題、市営住宅、2年に一度申し込みをやる時にどれぐらいの方々が申し込みをされていますか。まだまだ入りたいという方は随分いらっしゃいますか。

ということから考えますと、法律で決まっているからというよりもニーズに合わせて、そして安心して入っていただいて、そして一生懸命税金を納めていただくような形になれば一番いいのではないかと、このように思っておりますので、このことはそういうふうなことを考えていますということだけお伝えしておきます。

ですから、先ほどの妊婦の無料検診の件と、自動販売機の件、そして寄附によるまちづくりの件等につきまして御答弁をいただきたい、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、まず予算規模についてでございますけれども、現状では第4次行政改革大綱の計画期間内の目標数値でございます190億円、これを目指し実現を図ってまいりたいと、そのように思っております。

それと、2点目の寄附金によるまちづくり、あるいは寄附金条例の制定についてでございますが、市民の方、あるいは企業からの寄附金につきましては、その趣旨等を踏まえ、使い道を明確にしておく必要がございますことから、福生市の場合は寄附をいただく場合、寄附をされる方の意向を踏まえ、御意向に沿った経費に寄附金を充当させていただいております。

関東地区でこの寄附金条例を制定をする自治体は、これまでは特定の事業に寄附金

を充てることなく一般財源として寄附金を受けていたということから、使い道を明らかにするため、この寄附金条例を制定していくということが目的の一つであると、そのように伺っております。

このように、寄附金条例の制定の目的といたしましては、寄附した人の意志が確実に事業に反映でき、使い道も透明化できるといったメリット、こういったメリットのほかにも市民の市政への参画意識を高めるとともに、市政に参加をしたいという意識を持つ動機付け、あるいは財政難にあつての自主財源の確保といったメリットがあるようでございます。

こういった手法によりまして現在、全国で32の自治体が実施をしていると、そのように承知をしておりますが、今後はこのような手法が福生市にとって有効な手段なのかどうか、こういったことを中心に、あるいはまたデメリット等の抽出も含めまして研究をしていく必要があると、そのように考えております。

それと、自動販売機についてでございますけれども、市役所及び各公共施設には現在のところ23台が設置をしてある状況でございます。このうち市が設置をしているものは1台もない状況でございます。社会福祉協議会、母子寡婦福祉会、それと体育協会の3団体が設置管理者となっております。なお、これらの販売機の電気代等につきましては、別にメーターを設けて業者負担といたしております。

現状では福祉団体等が管理者となっている、こういった状況等もございますので、こういったことを含めまして研究をしていくべき事項であると、そのように現状では考えております。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、妊婦検診に関係いたしまして、まず里帰り検診、いわゆる償還払いの関係でございますけれども、なかなかこの償還払いというのは難しいようでございまして、実際には26市では武蔵村山市と多摩市が行っているようでございます。

ただ、受診の確認に母子手帳の記載、あるいは領収書、日付けの確認等々そういった手続き等を行って償還払いをしているようでございますが、なかなか、詳細な理由はちょっと掌握しかねておるのですが、いわゆる確認の困難さ、あるいは事務の手続きの困難さ等々で聞くとところによりまして、この20年度でこの適用を取りやめると、そんなことも聞いているところでございますが、いずれにしても、検診の実態確認、こういったものが母子手帳の交付時以前であるとか、あるいは受診の確認、領収書、そうしたものがやはり他県といいますか、そうしたところだとなかなか把握するのが難しいのかなと、そんなふうにも聞いておるところでございます。いずれにしても、この辺の状況等も確認をさせていただきまして、いろいろとちょっと考えさせていただければなど、そんなふうに思っております。

続きまして、いわゆる2回から5回にということになるわけでございますけれども、経過措置ということでございましょうか。基本的にはやはりその辺の経過措置は考えていきたいというふうに思っております。母子手帳の交付が3月で出産が4月以降と、具体的になりますと、3月には受診件は2枚だよと、それで終わりですよということにはやはりならないだろうなと思っております。したがって、残り3回分につき

ましては、一応受診券を交付する予定でおりますが、ただ、出産がその3回前に終わってしまうような場合も当然ございますから、それは何か別な形の受診券というような形で考えていく必要があろうと思いますが、そんなことを考えております。

多分、ちょっとまだ詳細には調べてございませんが、26市でも5回というふうな状況になりつつございます。したがって、その辺の経過措置もいろいろ考えて、福生市と全く同様かどうかは別といたしましても、何らかで経過措置は各自治体対応しているのではないかと、そんなふうに思っております。

それから、最後のがん検診でございます。もちろんこれはもうお話のとおりでございますして、受診率、これを上げることがやはり第一だと考えておりますし、それに向けて私どもも鋭意検診の啓発、それからPR等々には努めてまいりたいというふうに考えております。

東京都の推進計画では、受診率は50%目標というふうになってございます。そこまでいくかどうかは別といたしましても、早期発見早期治療がやはりがんの基本というふうに考えておりますし、それができるのはやはり検診でございます。それを担うのがやはり市町村であるかなと、そんなふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○14番（青海俊伯君） 御答弁ありがとうございました。時間も迫っておりますので、確認でございます。

寄附金の条例、寄附による事業、いろいろなやり方もあるわけで、福生については事業を提示してなくても、実際に寄附をされる方の意向を中心にやっているということで、これは言ってしまうと寄附者単独の方の意向なのですね。そうでなくてどちらかというと、大げさに言いますと、国が今問題にしていますふるさと納税に近い形での、福生に縁のある方に広く、あまねく御相談申し上げるというときに、福生で例えばの話、福祉バスを運行しますと、一千何百万円必要ですといったときに、どうしてもその分の財源が出てきませんというような提案をしたときに、あっそういうことだったら1口5000円というあまねく、広く、薄く、もしかしましたら他県で活躍されている高額所得の方が出してくださるかもわからない、福生に縁のある有名人の人が出してくださるかもわからないわけでございますので、いろいろなどにかく工夫をしていただきたい、このようにお願いをするわけでございます。

それと、自動販売機、自販機につきまして23台ですね。社会福祉協議会、あるいは体育協会等で管理されている、それは結構でございますので、要はどこに入るかは別個としまして、そのような自治法がせつかく改正になってできることはやらない手はないのではないかなというところですよ。23台であっても、1万円でもいいじゃないですか。1万円でも23万円入るのですよ。10年経ったら230万円になるのだから、そうしたら1万円入ったら、1万円は市の方に入れておいて、半額を管理している協会なり何なりに渡したって、それはまた合意すればいいことであって、せつかく貸し付けできるのなら入札して、このベンダーさんの第一線で活躍されている方に伺いますと、なかなか公共施設のところに入札で入るというのは難しいのだそうですよ。だからそれだけに入札をやると少しでも入りたいというのがあるから、あとは

機械がどんどん利益を生んでくれるわけですから、だからさっき言った川崎市のような特殊な例も出てくるわけで、1台仮に10万円としたって230万円入ったらすごいですよ。230万円税金が入ったと思ったら相当なことができますよ。5年あれば1000万円なのだから。

そういうこともぜひとも研究していただいて、取れるものはみんな、できることは全部やるということをやっていくことも大事なのではないかなと、こう思っておりますので、ぜひとも御検討ください。

あと妊婦検診の里帰り検診につきまして、ほかがやめそうだとということでございますので、そのやはりデメリットもあるのか、事務的なこともあるのかもわかりませんが、再度検討していただいて、何割の方だかちょっと記憶にないのですが、やはり里帰りをして出産に臨むという方が非常に多いように伺っております。そういうときにせつかく5回やって、ほかでも5回ぐらいやるわけですから、できたらあとで福生においてはこういう領収書なり何なりがちゃんと要件が満たしていれば償還払いでいいですよと言えるぐらい、事務の合理化も含めましてできないものかなと、このように思っておりますので、ぜひとも研究をしていただきたいと、進めていただきたいと思っております。

また、経過措置につきましては、今部長の方からいい答弁をいただきまして、きょう1時間半やった価値があったなと、こう思っておりますが、いずれにしましても、今回は大きな歳入歳出、あるいは高齢者、少子化対策と大きな角度から小さな具体例をついてお話をさせていただきましたが、すべての何かやるときには着眼は大きく、そして手を打つのは小さく、具体的に一つずつ詰めていくと、それが積み重なるというものが出来上がってくる、大きな金額になると私は信じております。

この野澤市政8年間も多分そうだったのではないかなと思いますが、ただ、その中で最後に一言だけ、高齢者対策につきまして、どうも最後にこういうことを言うのは何なのですが、実施計画に上がっているからローリングしてしまっただけでもういいかなというのが、どうも思えてならない部分が実はありまして、見解の相違と言ってしまえばそれまでなのですが、高齢者の住宅家賃助成制度なんか最たるもので、あれは行革の目的で、当初十幾つかの中の一つで、その当時はもうしょうがないな、やむを得ないなと思って、断腸の思いで私も賛成いたしましたけれども、実際にこれだけ格差が広がってきて、高齢者の負担が多くなってきている中において、今年度ゼロにするという実施計画ではあります、金額の方も含めて再度検討するぐらいの余地があってもしかるべきではなかったかなというようなことを感じております。これはいずれ何らかの形で直していかなければいけないのではないかなということを考えておりまして、それはそれでその時期にきましたらまた議会の中でもんでもらいたいなと、こう思っております。

1時間半、貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

以上で終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 引き続き一般質問を行います。1番、清水義朋君。

(1 番 清水義朋君質問席着席)

○1 番(清水義朋君) それでは、御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きく分けて三つの項目について質問をさせていただきます。

まず初めに、防災についてでございますが、去年は台風 9 号の被害により、福生市の住民の方の被害は直接なかったものの、多摩川流域で一番大きな被害となってしまったのは福生市の河川敷の公園、南公園でございます。当時の水位は一時であれ氾濫の恐れのある危険水位を超え、推測で言っては失礼ですが、雨量が下がらなければ南田園の地区にも浸水の恐れがあったのではというふうに思っております。

また、去年も大きな地震がありまして、大地震による災害はいつ、どこで起こるかわからない、予想しにくいもので、そしてその被害というのは非常に大きく、広範囲に及ぶものとなります。家屋の倒壊、道路などの破損、ライフラインの断絶などその後の復旧にも非常に時間のかかるような被害となります。このような大きな災害の場合、福生市のハザードマップにあるような、南田園地区をほとんどをのみ込んでしまうような浸水、そして急傾斜地の崩壊などがあった場合、地域の消防などの組織で対応し切れないような被害が想定されることもあるかと思えます。

そこで、そのような状況になった場合、当然知事を通して自衛隊の災害派遣なども想定されているというふうに思いますが、もっと身近な横田基地からの支援をしていただくような協定を結ぶなど考えられないか、この辺、防災協定について 1 点目の質問でございます。

続きまして 2 点目、市民との協働について、ボランティアの活動支援の事業について質問をさせていただきます。

福生市ではいろいろなところで、市長がおっしゃっているとおり地方分権の流れを市民とともにまちづくりを考えていく絶好の機会ととらえ、市民の方々がさまざまな形で市のことについて一緒に汗をかいていただこうということで、市民との協働の事業が幾つも行われています。またそういった市民の方々、ボランティアの窓口となる担当の課も設置され、輝き市民活動センターの運営も行われております。

そういったことから、環境市民会議などの例を上げれば、その中から水辺の楽校や新エネルギー、緑の市民会議、そしてごみ減量、ペットとの共生、ほかにも玉川上水・熊川分水をテーマに活動されている方々など多くの市民が地域のこと、福生市のことを考え活動されております。

一方で、社会福祉協議会内では昭和 50 年代の初めごろから「ボランティアコーナー」という呼び名で高齢者や障害者を対象とした朗読活動や手話活動、福祉施設との交流活動など地域のボランティア活動の推進が行われてきました。その後、ボランティアセンターとなりましたが、ボランティア活動は福祉に限らず社会教育や環境、防災などと活動の領域が広がってきたため、役割、仕組みを整備して平成 16 年ごろ現在の福生ボランティア・市民活動センター、F V A C ですね。こういうふうな組織となっております。

こういったことから、市民の方々からみればボランティア、また市民活動を支援し

ていただける拠点が二つ、2カ所あるというのは、地理的にみても近い方に行けるなどのメリットはありますが、運営面で見ると福生市の広さで考えた場合、メリットばかりではなくデメリットの方が多くなるようにも思えるのですが、その辺それぞれどのような位置づけとお考えなのかお聞かせ願えればというふうに思っております。

続いて3点目、環境政策についてお伺いします。

先ほども環境マネジメントシステム、L A S - E のことについて市長の方からも出てきましたけれども、この点お伺いしたいと思います。この冬は東京でも何度となく雪が積もり、地球温暖化ということを一時忘れさせてしまうような感じさえいたします。

しかし、昨年のI P C C、気候変動に関する政府間パネルの報告などでは、温室効果ガスの削減に対して非常に厳しい報告が出されております。今のままの経済的な政策が継続された場合、今後20年から30年先まで温室効果ガスの減少はなく、逆に増加するというふうに結論づけられております。

そういった状況ではあるものの、将来にわたってできるだけよい環境を残していく努力をすることが我々大人の責務であると思えますし、適切な緩和策が実施されることで今後数十年にわたり温室効果ガスの排出量の相殺、削減も可能であると付け加えられております。

昨年の9月の議会で環境政策についてお尋ねしたときに、福生市の環境マネジメントシステムはL A S - E を検討しているということで、そのときに初めてL A S - E という言葉が出てきたものと思います。環境への取り組みを行ったというだけでは全く意味しないものと思うところもありますし、その効果や成果というものがどれくらいなのか、またそれは継続してなされているかということが大事な部分かというふうに思います。

そういった効果的な環境管理、環境監査をする上で一般的に思い浮かべるのがI S O の14000番シリーズというふうなことです。このL A S - E という環境マネジメントシステム自体の確認も含め幾つかお尋ねしたいというふうに思います。

まず、このL A S - E というシステム、言葉では何回か出てきているのですが、このシステム自体一体どういうものなのかお尋ねしたいと思います。

そして2点目といたしまして、L A S - E は日本独自のものでありまして、導入をしている自治体もそれほど多くはないはずなのですが、先ほども申しましたI S O の14000番シリーズではなく、L A S - E に至った背景にはどんなものがあるのでしょうか。

そして3点目ですが、やはり効果というものをしっかり測らなくてはいけないと思いますので、導入した場合どれくらいの効果をお見込みなのかお聞かせ願えればというふうに思っております。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 清水議員さんの御質問にお答えをいたします。

防災についての1点目の横田基地との防災協定についてですが、昨年の4月27日、

日米合同委員会におきまして、都道府県または他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立ち入りについての合意というものがなされました。内容は救助、医療サービス、緊急輸送等の活動を実施するため、または災害に備えた防災訓練を実施するため、必要な場合に在日米軍施設及び区域を使用することができるように、在日米軍施設及び区域への立ち入るための手続きを定めたものでございます。

合意に基づく現地実施協定の締結により、当該施設及び区域への立ち入りが可能となるため、東京都は現在、締結に向けて事務を進めているところであり、締結後には都、国、関係自治体の職員、負傷者及び避難住民等の横田基地への立ち入りが実現し、災害準備及び災害対応が効果的に実施されるというようになります。

また、東京都主催で昨年9月1日に実施されている総合防災訓練においては、横田基地を拠点とした物資輸送訓練に福生市も参加しておりますが、昨年は横田基地周辺4市1町と東京都の合同の総合防災訓練が実施され、例年の物資輸送訓練のほかに基地内通行訓練も実施され、福生市から第3分団がポンプ車による基地内通行訓練に参加をしております。

いずれにいたしましても、市としてはこの東京都の現地実施協定に基づき、災害時において基地内に立ち入り、物資や救助隊員及び負傷者等の受入搬送や、避難住民及び緊急車両等の迅速な移動のための基地内通行等の災害活動を行う場所として、また災害に備えた防災訓練にも使用していきたいと、そんなふうに思います。

次に、市民との協働についてのボランティア活動支援事業にかかわる福生市輝き市民サポートセンターと、社会福祉法人福生市社会福祉協議会のふっさボランティア・市民活動センターの位置づけについてです。市では基本構想に基づきまちづくりの目標を掲げまして、社会全体の公益的課題の解決を図っております。

輝き市民サポートセンターは、平成17年10月1日に開設いたしまして、2年半が経過し、登録団体は112団体と多くの市民活動団体に登録をいただいております。これら団体の活動状況を見ますと、NPO法に定める17の活動すべての分野にわたっております。環境、文化・芸術、子どもの健全育成、地域安全、国際協力を初めとし自主的、自発的に社会貢献活動が行われています。

こうした活力あるまちづくりすべての分野で公益活動を行う市民の活動拠点、また市民と行政とが地域の共通の課題に取り組む協働の場として設置をされておまして、社会福祉法の規定により社会福祉事業を行うことを目的とした社会福祉協議会のふっさボランティア・市民活動センターとはその点で異なるものと、そんなふうに思っております。

機関同士の連携は必要でありますし、先ほど申し上げましたとおり社会福祉法に基づき事業を展開している機関でございますので、行政が単純に役割分担といった論議を起こすことは、法人としての主体性や権利の尊重をおかしかねないと考えております。ただ、連携することにより機関としての機能は高まると考えられますので、それぞれの主体性に配慮しながら、機関及び職員間での協力を図ってほしいと、そんなふうに思います。

それから、環境政策についての環境マネジメントシステムの関係でございます。清水議員さん、最初からフォーラム等に御参加をいただきまして、環境問題の専門家でございますので、私などが説明するのはあれなのですけれども、いずれにいたしましても、LAS-Eというものを取り上げようと、こういうことになってきた経過等についてのお話をさせていただきます。

LAS-Eは、自治体として環境負荷をより一層低減するため、事業活動における環境に配慮した取り組みを目標を立てて実行し、その内容について点検、見直し、改善を継続的に行う環境マネジメントシステムの一つでございます。

LAS-Eは、全国の65自治体で構成する環境自治体会議の附属機関であるNPO法人環境政策研究所が開発したシステム、環境自治体スタンダードの通称で、特徴は市民参加による環境マネジメントであります。紙や電気等の使用量の削減目標を設定し、その取組状況の監査についても市民の皆さんに参加していただき、取り組みに対する監査結果を公表し、地方自治の本旨である市民自治を環境面から実現しようと、こういうことでございます。

本議会に予算を提案しておりますが、議決後、11月の運営開始に向け準備を始めます。現在のLAS-Eの導入状況ということもございましたが、全国では10自治体、そのうち東京都での導入は八王子市がでございます。

2項目目のLAS-E導入に至る経過ですが、自治体は地域全体の環境保全の責任者として率先して環境配慮行動に取り組む必要があります。環境マネジメントの代名詞といわれるISOは、企業の環境配慮指標として一般化し、行政においても平成16年度には全国で524自治体とピークを迎えましたが、その後、金がかかるということ、いわゆる財政難といった問題、あるいは合併の影響、行政目的とシステムとの相違、費用対効果といった、そういった問題もございまして、ISOを取りやめる自治体がふえ、平成18年度には441自治体に減少しております。

行政と企業の環境マネジメントは異なりまして、主体みずからの活動によって環境に影響を及ぼす対象は、企業においては製品製造時の資源消費や廃棄物排出等となりますが、行政においては自治体、市民、地域、企業などその行政区域にあるすべての主体の行う活動がその対象となり、責任を負うこととなってまいります。

そのため、すべての主体が協働してかわり、そのプロセスにおいて市民自治を環境面から実現できる環境マネジメントシステムが求められることとなります。このような背景から、本市ではLAS-Eを導入していくことといたしました。

3項目目の効果はどのくらい見込んでいるのかでございますが、LAS-Eは19項目以上の取り組みを実施しなければなりません、そのうち7項目は数値目標が求められます。取り組みの評価の視点は、庁内事務活動に対する環境配慮、環境を意識した行政運営、政策、事業内容の公開の3点となります。

その取り組みを実行し、目標を達成するためには職員一人一人の環境への意識を高めなければなりません。そのために研修等を実施する計画ですが、LAS-Eの特徴である市民との協働の取り組みが職員の意識改革には多大な効果があると認識しており、また協働のパートナーである市民につきましても、地域、家庭等への波及効果

があるものと期待をしております。

また、環境負荷の低減効果につきましては、どのように目標を定めるかが重要でありますので、今後、福生市地球環境対策実行計画の目標値との整合性、新庁舎建設の影響等を考慮し、参加した市民と分析、検討し、目標値を定めていくこととなります。

以上で、清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 3時5分まで休憩いたします。

午後2時55分 休憩

~~~~~

午後3時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（清水義朋君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず、防災についてでございますが、災害時などに在日米軍施設内、またその区域への立ち入りについて合意されたものがあることから、東京都においても現地実施協定の締結に向けて動いていることはわかりました。また東京都が主体で行っている総合防災訓練においても、昨年は第3分団のポンプ車が基地内通行訓練に参加されたということで、あれだけの広さの基地の中に大規模な震災などで避難できるような状況があるというのは、ある程度市民にとって安心材料になっているものかとも思います。現状ではまだその協定の締結がなされていないということなので、いつ何時起こるかわからない災害に備え、早期に締結されることを期待するばかりですが、ここで1点、防災について再質問させていただければと思います。

御答弁の中にある程度細かな説明がありましたが、現状想定しているのは、災害時などに米軍施設内に立ち入りができるということ、またその区域内を使用できるということとかというふうに思います。そうすると例えば昨年の台風9号ではないですが、大きな台風などで、もし堤防が決壊するようなことが起きた場合であるとか、福生市は地形上河岸段丘の場所にあるため、地震などではけの部分などの崩落などがあつた場合、このような場合に実際には地元消防団を初め、大規模な場合には自衛隊の支援を求めるというのが手順としてあるのでしょうか、やはり自衛隊がくるよりももっと身近にある基地内の人材であるとか機材などを利用できるのであれば、それは即応態勢という部分においては期待できるものと思います。大規模な災害時などに立ち入りということも大切ですが、出てきていただくような相互の支援協定をお考えではないかというふうに思いますので、お聞かせ願えればというふうに思います。

続きまして、ボランティアの活動支援事業について再質問させていただきます。幾分まだまだちょっとわからない部分があるので、ひも解きながらというか、勉強したところを説明しながら質問させていただきますが、ただいまの答弁でNPO法によるところで、さまざまな分野で広域的な活動をする市民の活動拠点、また市民と行政が地域の共通課題に取り組む協働の——とともに働くという意味での協働の場として設置されたのが輝き市民サポートセンターというふうにあつたと思います。

一方、社会福祉法により社会福祉事業を行う目的でFVAC、ふっさボランティア・

市民活動センターが設置されたとの説明がありました。確かに法人としての社会福祉協議会は高齢者、障害者などを対象にさまざまな活動や、それらを行うボランティアの支援活動をしています。一つの大きなまとまりとして社会福祉協議会のことを言っているのではなくて、FVACの部分についてお聞きしたいところでございます。

FVACの開設までの歩みというものがあまして、その中で、ちょっと長いのですけれども、こういうふうに書かれております。「社会福祉法第4条で地域福祉、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努めなければならない」とされていることから明らかなように、住民が身近な地域社会でその人らしい自立した生活が送れるように地域住民、事業者及び福祉のボランティアに限定されないさまざまな活動領域のボランティア、市民活動NPO法人などと協働して個性ある地域社会の形成を目指すことを目的としていると、FVACは地域福祉に限定していないというふうなことがここに書かれております。

ここで一つだけですが、具体的な事業をそれぞれちょっと比べてみたいと思います。が、輝き市民サポートセンターとFVACでは、一つだけここで同じように感じる事業を上げさせていただきますと、輝き市民サポートセンターで行われているハンズ・ツー・ハンズという事業というか、活動、それとFVACで行われているボランティア井戸端会議という事業がありますが、両方ともさまざまな分野のボランティア、また個人で行っているような市民活動などを対象に、それぞれが行っている活動の紹介をするためにパネル展示、そしてボランティアの連携といいますか、つながりをつくるためのディスカッションを行っているものと参加させていただいて感じております。

多分それぞれ同じような目的でパネル展示、ディスカッションを行って、ほとんど似たような形で、似たような団体の方々が参加されているというふうに思っております。これはその場に参加されているような、市民活動をされている方々も多分同様なお考えを持っているのではないかなというふうに思っております。

そこで、御答弁の中で連携を図りながら協力していくと、何かありましたけれども、切磋琢磨というか、競争したような見方で見ていただくと、それぞれが同じように同じような事業が行われてしまうというのは、まだまだ連携というのが取れてないような気がしますので、その辺について、内容の確認の意味も込めましてどのようなお考えなのか、ちょっとお聞かせ願えればというふうに思います。

続きまして、環境政策、L A S - Eについて質問させていただきます。

大分僕の方も一生懸命勉強しているのですけれども、環境L A S - Eについては詳しく説明いただきましてありがとうございます。どうなるのだろうというふうな思ったことも、いろいろな取り組みをそれぞれ考えておられるようで、導入されて結果が見えてくるのが楽しい感じがいたします。

今の説明にもありまして、ISOでも14000番台というのが環境に対するいろいろな項目がありまして、どちらかというとISOは本当に企業への取り組み

に対して効果があると、小さい目的、目標の基準というのは特にないわけではないのですが、特に定めずに、継続的に運用改善というところに重きを置いているのがISOではないかなというふうに思っております。

一方、LAS-Eでは三つの部門、環境活動部門、環境経営部門、環境自治部門というのが設定されており、それぞれ実施項目と目標が明確に定められております。それらを監査するのに市民の方も入るということで、単に目標達成というところ以上にいろいろな意味で波及する効果に期待が持てることかというふうに思います。

さて、NPO法人環境政策研究所が開発したLAS-Eシステムを導入するに当たり、そのメンバーとなっていない現状もどうしてかなというふうに思うところもありますけれども、すぐにメンバーになることも考えていることでしょうかから、それ以外のところを2点ほど再質問させていただければと思います。

まず1点目ではありますが、環境自治体スタンダードということで、単に市役所だけを指していないはずであります。先ほども少し触れていましたけれども、市が管理するすべての施設を対象にしているはずで、公民館、体育館、ほかにも学校なども含まれているかと思いますが、その辺を含め現状どのような形で導入を考えているのかお聞かせ願えればと思います。

2点目といたしまして、市民の方が一緒に取り組みの検査、監査を行うということになっているはずでございますが、そこに実際に入る市民の方は何人くらいなのか、また募集の方法や想定されているメンバーなどどのようにお考えかお聞かせいただければというふうに思います。

以上で2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副市長・総務部長事務取扱（高橋保雄君） それでは、私の方から横田基地との防災協定についての再質問を答弁させていただきます。

基地からの支援体制につきましては、防災上の公式な位置づけとなりますと、国と国とのクリアしなければならない問題も出てくるのではないかと思いますし、また多くの時間がかかると考えられます。大変難しいことかと思いますが、年数回ですが、基地内で会議等がございますので、直接基地関係者にお話をしてみたいというふうに思っております。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、市民との協働について、福生ボランティア市民活動センターと輝き市民サポートセンターの連携についての再質問でございますが、福生ボランティア市民活動センターは社会福祉に関する長年の取り組みに基づく経験を蓄積し、そのノウハウを多く持っていると思っております。また輝き市民サポートセンターは行政への市民参加、市民参画により地域のさまざまな課題解決に当たり市民との協働を推進するために交流と協働の場、情報提供と交換の場として市民活動の活性化を図ってきているところでございます。

したがって、今後におきましてもそれぞれの特性を生かしながら、主体性を妨げないよう相互に連携を図り、適正な関係を維持してまいりたいというふうに考えております。

次に、環境マネジメントシステムについての1点目でございますが、現状をどのよ

うに導入していくのかにつきまして、まず対象となる施設でございますが、学校も含め職員が勤務するすべての施設が対象となり、監査は各課単位ごとに行うことになります。また一つの課で複数の施設を管理している場合につきましては、各施設ごとにさらに監査を実施することになりますが、現在の想定では対象は55カ所となります。また自治体によりましては初年度は学校を除く等の対応をしている事例もございますが、できるだけ多くの施設を対象としたいと考えておりますので、今後庁内で調整をして確定してきたいと考えております。

2点目の市民の方の人数と募集方法等につきましてでございますが、環境にかかわる市民団体からの推薦及び公募を考えており、現段階では目標設定と監査の両方にかかわっていただきたいというふうに考えております。市民の人数は合計で15人、3人ずつ分かれまして市の職員とチームを組み、5チームを編成し、対応していきたいと考えております。

なお、監査の質を高めるために、監査にかかわる市民、職員を対象として全員が研修を受け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○1番（清水義朋君） 御答弁ありがとうございます。それでは要望に移らせていただきたいと思います。

まず、1点目の防災についてであります。東京都の方で出している防災予想のマップというか、資料では、福生市は地理的な面もあるのかどうか分かりませんが、大震災などでも比較的被害や火災やらの想定が少ないように見えます。あくまで推定でございますので、実際どうなるかというのはわからないのが実際の災害ではないかなというふうに思います。

基地との協定ということで周辺の5市1町とのバランスや、横須賀市では横須賀市と横須賀基地との協定を持っていますが、それぞれ基地の持っている機能であるとか位置付けの違いもあるかと思いますが、何より人命にかかわるような場合には、即応という意味でも大切なことかというふうに思います。

以前、先輩議員さんが同様な質問をしたときに、答弁であったように、調べてあったのですけれども、口頭での約束というか、そういうふうな協力をしようということはあるものの、今後書面で結んでいけるように検討していきたいというふうな答弁があったように思いますので、ぜひともその辺、担当レベルでもいろいろな形で情報交換、それに向けた検討をしていただくよう要望したいというふうに思います。

2点目の協働事業でございますが、なかなかいまひとつすっきりとしない部分もありますので、また予算のときにでも質問させていただこうかというふうに思っておりますが、双方のボランティア支援において、センター機能、輝き市民サポートセンター、それから福生ボランティア・市民活動センターが、単にどちらかがむだだとか、どちらに集約しようとか、そういうことではなく、先ほども申したとおり地理的な面などでは2カ所にあってそれぞれ近い方に行けるというのは非常に市民にとってもメリットの多い部分かというふうに思っております。

質問させていただいたとおり、運営面においてお互い競い合っていただくなり、ま

た仮に輝き市民サポートセンターの運営をF V A Cの方に任せるようなことも検討課題として上げられるのであれば、ぜひ検討していただくようお願いしたいと思います。

続きまして、環境のところでございます。環境自治体スタンダード、L A S - Eとして機能を発揮するには、行政が管理しているすべての施設を対象にそれぞれ実施項目と目標を定めて検査、監査を行うことでなければいい結果が出ないというように思います。

先ほどの答弁で、まだまだ学校とかをどうするとかという明確なところは出てないようですけれども、ぜひともその辺も一緒に含まれるような形でお願いしたい、それと情報の公開も含め行政と市民が一緒に行うこのマネジメントシステムが確実に機能するような形で、しっかりと導入についての検討、それから課題の整理を行っていただきたいというふうに思います。

以上で私の方の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、4番乙津豊彦君。

（4番 乙津豊彦君質問席着席）

○4番（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました一般質問をさせていただきます。

私の質問は大きく5項目ございますが、1項目目は市民との情報の共有について、2項目目から5項目目は情報の共有という観点から気がついた事業について質問するものでございます。

それでは、1項目目の市民との情報の共有についてお伺いいたします。

市長は昨年の施政方針の中で「自己選択、自己決定、自己責任という考え方、すなわち自立というものを市民、職員がともに理解し、共有すること、その上で互助、協働の考え方を理解し、行動することが必要であります。また今までも自立と協働を柱に市民フォーラムなどを進めてまいりましたが、今後は18年度から実施しております職員による市政出前講座を市民の皆さんに十分活用していただき、情報の共有、自立というものの理解、そして互助、協働というものの考え方の共有をさらに進めてまいりたいと考えております」と述べられておられます。

先ほどの所信表明でもこのことを非常に強調されておられ、また成果があらわれつつあるというお話でございました。私もこの考えに賛同するところでございますけれども、そのためには市が市政情報を積極的に市民に対して公開し、市民がその内容を理解することを保証する必要があると思われます。自立というものを市民、職員がともに理解し、共有することとありますが、職員側のみが自立しても、肝心の市民が自立できなければその先に進めないのではないのでしょうか。

市は広報ふっさ、ホームページ、市政出前講座、各種資料を作成、配布し、また講師を招いて講演会なども開催しておられます。小中学校においても学校だより、ホームページ等を通じて情報の発信を行っております。そのための労力も相当なものと推察するところでございます。

しかしながら、市民の目線に立ってみますとなかなか思うように理解できていないのが現実ではないだろうかと感じているところです。確かに広報ふっさは毎号とても丁寧な記事で解説されていますし、内容は多岐に及んでいます。このような手段で市民に広報を行っている自治体は日本において他に例を見ないと聞いております。

しかしながら、市民が理解しようとして読んでいるかは疑問であります。我々市民も広報ふっさ等をよく理解して、みずからの判断力を高める努力も必要ではないかと思っておるところでございます。この点につきましてどのように評価されておられるかお聞きしたいと思います。

次に、講演会等の開催について、一般市民を対象に何回ほど開催されたでしょうか。またその講演会に一般市民の参加はどの程度になっているのでしょうか。以上、2点ほど質問させていただきます。

制度の変更がある場合、市はあらゆるメディアを使って市民に情報の提供を行っていると思います。しかしながら、市民が情報を理解できず、そのため混乱を来すようなケースが見られると思います。

続いての3項目は、年度経験したことについて市民との情報の共有という観点から、市民が情報を理解できずに困ったと思われる事業について、その対応をお聞きするものでございます。

2項目目ですけれども、三位一体改革による税源移譲の影響についてでございます。

国の三位一体改革による税の移譲が昨年度より実施されております。この件に関しまして、ホームページでは2006年8月1日に掲載されており、広報ふっさの平成19年6月1日号で詳しく説明されています。しかしながら、全国的にはいざ納付書が配られると苦情やら質問が多く寄せられたと聞いております。さらに今まで非課税者であった方にも課税されるケースも出てきて混乱を招いたのではないのでしょうか。このことに対して市がとられた対策についてお聞きいたします。また当市において苦情、質問等が多かったかをお伺いいたします。

新聞によりますと、住民税が一律10%になったために、住民税5%、所得税10%という方が住民税10%、所得税5%に逆転した年間課税所得が200万円以下の人たちが、このような方たちが余りの住民税の高騰に驚いたのが現実ではないのでしょうか。しかも所得税の特別減税が2年間にわたって廃止になったために、住民税のみが上がったように錯覚したのではないのでしょうか。住民税は翌年に徴収され、しかも年4回の納付のためにさらに高負担に感じたのではないかと推測されます。税源移譲に伴い市税の歳入予算額が上がったわけですが、収納に対して具体的に市がとられた、また今後とらねばならないと考えている施策についてお伺いいたします。

次に3項目目、後期高齢者医療制度についてでございます。

いよいよことしの4月から東京都後期高齢者医療広域連合による運用が開始されます。市からのお知らせは広報ふっさの平成19年7月15日号及び9月15日号にコンパクトな紹介が載っただけです。詳細がなかなか決まらないから市民に解説できないともお考えと思いますが、設立目的、その概要についてお伺いします。また市はこの新しい制度についてどのようにして市民に説明するおつもりかお伺いしたいと思い

ます。

次に、4項目目は福祉バスの試行についてでございます。

福生団地にお住まいの高齢者の方から、福生駅西口とのバスが午前、午後各1便になってしまって、福生病院や大聖病院に通うために不便だけではなく、時間をつぶすのにお茶を飲んだり出費がふえたと悲鳴が上がっております。

信頼はできないのですが、情報を入手いたしました。それによりますと、福生駅西口、福生団地中央、拝島駅のバス便の利用者は1日58人程度だそうです。また拝島駅から福生団地の便は1日273人ほど、圧倒的に拝島駅へ利用する方の方が多いわけでございます。立川バスでは福生団地線を今年の12月16日より経路とダイヤを大幅に変えて運行しています。拝島駅から福生駅西口の便を1日2往復、10時台と17時台だそうです——に大幅減便し、そのかわり日中の運行は福生駅西口のかわりに福生団地中央から拝島駅、さらに昭島駅と、こういう経路に変更したとのことでございます。

一方、市は福祉センターへの送迎バスを市内の福祉施設等への高齢者の送迎へと拡大運行すべく本議会に予算を上程すると聞いております。市としては予算が確定するまで住民に説明するわけにはいかないというお考えかもしれませんが、できれば民営のバスが減便される前にこのような考えが示せれば市民の混乱は避けられたかもしれないと思われまます。この点についていかがお考えかお聞きしたいと思います。

先日、福祉バスの運行として予定されているコースを試乗させていただきました。市内の福祉施設、御高齢者が多くお住まいの地域をくまなく運行するコースには関心さえしました。

さて、その際説明をくださったのは福生市社会福祉協議会の御担当の方でした。そこでお伺いしますが、この事業はどのような形で運用されるのでしょうか。つまり事業主体がどこなのかお伺いいたします。また現在、福生市社会福祉協議会において老人福祉センター市内送迎バスが運行されていますが、この送迎バスとの関係についてもお伺いいたします。

最後の5項目目なのですが、ITの推進についてでございます。

市民に情報を提供するもう一つの手段としてホームページが上げられます。何よりそのスピード感、いつでも見られること、双方向の通信手段であることが魅力ですが、ブラザーというツールを使つての表現である以上、そのつくりの正確さが追求されるところでございます。福生市のホームページは、2月末時点でアクセス数は110万件を超えています。また市内の公共施設も独自のホームページを立ち上げ、情報の発信に努めているようです。

ホームページの運用には次の点に注意すべきだろうと個人的には考えます。正しい情報であること、タイムリーな情報発信であること、多くの情報をわかりやすく表現すること、ポリシーに沿った内容であること、市のホームページに「福生市ホームページについて」というページがあります。そこではファイルなどの権利、リンク、閲覧環境、商標、管理者について記述されていますが、その目的についての記述が見当たりません。市民に正確な情報を素早く知らせることが目的ではないでしょうか。

また、期待される効果については、これらの情報を市民が読むことによって市の説明責任を果たすことではないでしょうか。市民の御意見箱や、ホームページに関するアンケートから市民の考えを聴取することではないでしょうか。これらの点について市長はどのようにお考えかお聞きいたします。

次に、その運用についてお伺いいたします。記事の更新に関しては各課に担当者を置き、課の責任において行うことになっているとお聞きしています。最終的には責任者がその内容についてチェックされていると思います。

また、学校のホームページにつきましては最終的に校長の責任で更新されると認識していますが、運用の責任の所在についてお聞きしたいと思います。

小中学校のホームページについて、昨年の第3回定例会にて質問させていただきました。その際、教育長の御答弁は「学校ホームページ開設の主な目的は、学校ホームページの活用を通して福生市立小中学校児童・生徒の情報モラルを育成するとともに、情報活用能力の育成を図ること、またホームページを開設をし、学校の情報を広く公開をすることで開かれた学校づくりを推進することとしております」というお答えでした。

後段の情報を広く公開するという目的を評価するに、現状は量的にも内容も不足しているといわざるを得ません。また教育委員会では教育推進プランの中で「各校のホームページの開設と内容の充実」を掲げ、本年度中に未開設の学校も全校がホームページを立ち上げる予定となっておりますとお答えです。しかし、2月末現在、1校がまだ立ち上がっておりません。

また、再質問に対しての参事の御答弁ですが、「コンテンツの温度差があるのではという御指摘でございますが、先ほどの規定、ガイドラインと合わせまして各校の情報担当者を集め、プライバシーポリシーの扱いと、学校ホームページのコンテンツの調整と内容の充実を図り、保護者、市民の皆様に関心を持っていただける内容にしていけるよう努めてまいる所存でございます」となっておりますが、その後改良されたのは2校で、計3項目のみであります。学校だよりの更新すら行われていない小学校もあるようでございます。とてもガイドラインが有効に働いているとは思われません。

そもそも今のところ情報を公開しようという気概が感じられないのであります。担当の先生がおられて管理されていると思いますが、校長もしくは副校長が情報を伝えようという気持ちを持たなければうまく機能しないと思われれます。前回の質問から半年しか経ってないと思うか、もう半年も経ったと思うかの差はあるかもしれませんが、改革を望むところでございます。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 乙津議員さんの御質問にお答えをしていきます。

初めに、市民との情報の共有についてですが、所信でも若干申し上げましたが、地方分権の流れの中で行政と市民、民間がそれぞれの役割分担を明確にし、協働して、自助、互助、公助という助け合い社会をつくっていく、そこから地域の個性、魅力と活力が生まれ、自治体運営をみずからの問題として認識する多くの市民により福生市

の市民満足度も高められ、自立した自治体が建設されると、そんなふうに思います。そのためには、まちは市民みずからがつくっていくものであるという雰囲気、環境といったようなものが重要でございまして、市民が自分の住むまちの現状、光も陰も含む福生市の等身大の姿を知っていただくこと、そこから始まるだろうというふうに思っております。このために「データから見る福生」や「財政白書」、あるいはホームページ等の提供等さまざまな広報手段を、あるいは資料を出してきているところであります。

平成18年度から実施しております市政出前講座は職員の意識改革、あるいは説明能力の向上を含めまして、直接市民の方々へお話することにより、課題の状況、今後の方向性なども含めていろいろ勉強ができるのではないかと、こんなふうに考えております。

市民、行政が協働してまちづくりを進める前提としての情報の共有は、少しずつ進んでいると考えておりますが、目に見える形での、例えば講演会等への参加者数については、福生市の今日的課題についての講演会として景観フォーラム、市民自治に関する講演会などを開催しておりますが、一般市民の参加は、景観フォーラムで30人程度、地域猫を考えるフォーラムは54人、市民自治講演会は14人という状況でございます。また過日開催されました青少年問題協議会主催の青少年育成講演会「新たないじめ、ネットいじめ」には、議員さんもお出かけをいただきましたけれども、一般市民の方は約30人程度ではないかと思っております。この数値を多いととらえるか、少ないと考えるかはさまざま御意見があろうと思いますが、ただ、御参加をいただいた方というのは相当な関心の高い方というふうに私自身は思っております、そこから広がっていく広がりというものに期待ができるのではないかと、こんなふうにも思っております。

広報ふっさやホームページの行政情報の提供、市政出前講座や各種資料の配布、学校教育等それぞれの分野での情報発信など、その発信方法の改善、工夫等を含めて、機会あるごとに福生市の今日的課題についての情報提供を進めていかなければならないと、こんなふうに思います。

ただ、一方で市民の皆さんにも自分の住むまちのことは自分たちで知る、あるいは考えるようにしていただかないと、例えば夕張市の例に見るまでもなく、結果として自分、あるいは市民自身が後悔をすると、こういったことになっていく可能性というのは、大小の問題の違いはありますけれども、あるというふうに思っております。

御存じのように、こういった形でいろいろ関心を持ってやっていただける市民の方のレベルというのは、それこそまさに専門家の方が片方ではいらっしゃいますし、職員なんかよりはるかにレベルの上の方がいらっしゃいますし、それから関心を持っているという形でいろいろやったださっている方、あるいは情報を取ったださっている方もいらっしゃいますし、それからこれは割合はわかりませんが、とにかくもう全く関心もなし、そういう形での情報も自分では必要もないというふうに思っている方もいらっしゃるのだらうというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、一人一人の生活を豊かにしていくために市役

所というのは存在をするわけでありまして、そこが出す情報がそれぞれの人にとって、その人に必要な部分でのことについてはきちんと抑えていただくようにしていく必要は絶対にあるというふうに思いますし、特に今日の分権型社会の中では自分でそれはやる、いわゆる自己選択ということが非常に強調されまして、昔は例えば保育所なんていうのはある意味では措置でやられましたけれども、今は保育所自身を自分で選択する時代になっているわけですから、いい保育所を選ぼうと思えばやはりそれなりの情報を自分で取るということをしていただかないといけないわけで、だれかがそれをやってくれるというふうに考えてはいけないというふうに思いますので、そういったこともまた議員の皆様方も含めてみんなで、市民の皆様にもお話をしていかなくはない課題ではないかと、こんなふうに思っております。

次に、三位一体改革による税源移譲の影響についてでございます。三位一体改革、国庫補助負担金の改革と税源移譲と地方交付税の見直しの三つを一体とする改革ということになっておりますが、このうち税源移譲は納税者が国へ納める所得税を減らしまして市町村に納める住民税をふやすということで、国から地方への税源を移行したということになっているわけであります。

この改革は、国や都では新聞、テレビ、パンフレット等で周知し、市におきましても広報、ホームページ、市税だより等への掲載、またパンフレットを市内公共施設等へ設置をいたしまして、町会、自治会への回覧もお願いし周知してまいったところでございます。さらには納税通知書にも税源移譲についての説明書を同封いたしております。

当初は問い合わせ等が急増するのではないかと予想しておりましたが、問い合わせ苦情等は思ったより少なく、円滑に移行ができ、PR等の効果があったのではないかと考えております。所得税が減り住民税がふえるということで市民の皆さんの税負担は変わらないわけでありますけれども、ほかにも税制改正に伴う定率減税等の廃止などがありましたので、こういったことの影響があつて戸惑いもあつたのではないかと、そんなふうにも思います。

今後ともさまざまな場面で改革等がなされていきますので、市民の皆さんに情報を提供しなければならないと考えております。また税源移譲による収納対策も大変重要でありますことから、権利と義務、受益と負担の原則から、差し押さえ等強制徴収などに取り組んでいきたいと、そんなふうに考えます。

次に、後期高齢者医療制度についてですが、御承知のとおり長年続いてきました老人保健法に基づく老人医療制度が平成19年度をもって終了となり、新たに高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度がこの4月から開始されることとなりました。

従来の老人医療制度では、対象者は国保や他の健康保険組合等の社会保険に加入しながら、この老人医療制度から医療給付等を受けていたわけですが、新しい後期高齢者医療制度では、加入している健康保険をすべて抜けまして、75歳以上すべての方と一定以上の障害のある65歳以上の方がこの独立した制度に完全に移行することになります。したがって、そこの方から新たに保険料の負担が生じると、こういう

形になってまいります。

この制度では都道府県ごとに構成団体すべてが加入して、この制度の運営主体となる広域連合の設置が規定されておりまして、東京都では昨年3月1日に東京都後期高齢者医療広域連合が設置されました。その中で、広域連合においては幹事会や協議会を設置し、広域連合議会において条例や予算、保険料等について審議され、都の特別対策を含め昨年11月には議決をされ、その後東京都の独自軽減対策としての低所得者層に対する所得割軽減策などが広域連合議会において2月中旬に決定をされました。

市では、19年度に2回ほど広報で制度のお知らせをしておりますが、概要等の説明に終わりまして、具体的な部分については説明できませんでした。市民の皆様には大変申しわけなく思っているところでございますが、これもまさに詳細にわたる国の決定が遅れたことが原因でございます、広域連合及び住民に対し一番身近な窓口となる市町村が市民に説明ができないという状況でございます、まことに残念といえますか、市民の皆様には申しわけないと、こういうふうには思っております。やっとこの3月の広報で内容が固まりまして周知、または被保険者に対し周知をできましたので、また被保険者に対しましては昨年3月中旬に送付予定の被保険者証と一緒に制度の内容を説明した小冊子を同封することとしております。

次に、福祉バスの試行についてですが、現在、福生市福祉交通網の整備として、市内福祉施設等への送迎バス試行運行に向けまして準備を進めております。現段階での試行運行の概略を述べさせていただきますと、運行の目的は、福祉バスという性格を考慮し、高齢者等交通弱者のため、市内福祉施設等を利用しようとする方に対しまして送迎を目的にバスを試行運行するというものでございます。

対象者、60歳以上の高齢者、身体障害者、妊婦、未就学児及びその家族、保護者で、事前に申請し、利用登録証の発行を受けた方となります。

運行経路については、国土交通省運輸局から許可対象となる予定の保健センター、心身障害者施設、児童館など対象施設を循環する福生コース、熊川コースを基本に策定中でございます。

また、車両につきましては、2台で運行を考えており、そのうち1台は車いす搭載の車両を予定しております。

運行の時間帯は、午前8時から午後4時、福生コース、熊川コースとも1時間に1便の運行ということになります。

運行経費は1905万円を予定しておりまして、現在運行しております老人福祉センター送迎バスの経費が約700万円かかっておりますので、それを取り込んだの運行ということで、実質的な経費の増加は約1200万円を見込んでいます。

なお、運行は福生市社会福祉協議会の福生市福祉センター施設指定管理者委託事業の中で実施してまいります。

次に、御質問にございました福生団地中央から福生駅西口間の民間バスの大幅な減便に対する対策でございます。今回のコース設定に当たりまして、利用者の利便性に配慮をし、公立福生病院への通院等に利用したいとの要望も多くありましたことから、そんな配慮をしてまいりましたし、考えております。

次の運行開始日ですが、まだ正式に運行許可をいただいておりますので、確定的に申し上げられませんが、おおむね5月の連休明けくらいに運行が開始できるのではないかとということでございまして、許可になりましたら早めの広報に努めてまいります。

いずれにいたしましても、試行運行ということですので、まず走らせながらいろいろ考えていくということになると思いますので、いろいろと御意見等をお寄せいただければというふうに思いますし、よいものにしていければと、こう思います。

それから、ITの推進についての1点目、ホームページの目的と期待される効果についてですが、インターネットの普及により情報発信手段としてのホームページは目覚ましい発展を遂げておりますが、福生市におきましても平成10年度にホームページを開設いたしました。当時のアクセス件数は1日当たり約38件でしたけれども、平成18年度では1日当たり612件となり、8年間で約10倍にふえております。ホームページの需要、認知度というものが高まっているというふうに思います。

ところで、ホームページの目的ですが、広報ふっさと同様に行政に対する市民の意見等を正確に把握し、市民の多様なニーズに対応した行政情報を積極的に市民に提供することとします。そのためには、わかりやすく、見やすく、必要とする情報を探しやすいホームページにすることを目指すこととしております。

なお、御指摘の福生市のホームページについてのページの目的についての記述がないとの件につきましては、早速ホームページの目的というものを加えてまいりたいと思います。

次に、ホームページの期待される効果ですが、とにかく遅くなりがちな行政情報の発信において、より迅速に、タイムリーに伝えられることや、市民の御意見箱、ホームページについてのアンケートについては、双方方向性を伴う情報手段としての効果が期待できます。また24時間アクセスできるために、従来から行っている文書でのやりとりによる行政サービスに加え、さらに利便性が図られ、結果として市民の行政への参加機会の拡大にもつながるものと考えております。

また、平成18年度に策定いたしました福生市市政世論調査報告書によりますと、市のホームページの閲覧状況という調査がありまして、過去何回も見たことがあるというものが2割、見たことがないというものが7割という結果が出ております。調査時から1年半ほど経過していますので、先ほどのアクセス件数の増加にも見られるように利用者はふえていると思われますが、ホームページを過信することなく、広報紙、出前講座、市民会議等による総合的な方法により市民への情報の提供、共有を図っていかねばならないと、そう思います。

次に、2点目のホームページの運用についてですが、市のホームページは平成16年7月からコンテンツ管理システムを導入し、従来からの委託作成から各担当課でホームページを作成できる体制に移行しております。ホームページの作成に当たっては、職員に対しガイドラインや手引きを作成し、周知するとともに、操作講習を実施しており、原則として各担当課が更新内容等も含めて管理することになっております。

ホームページの全体を管理するのは秘書広報課が行っており、引き続きチェックを

していきますが、各担当課が管理することがこのシステムを運用していく上で、情報発信の迅速性や正確性などに最も効果があると、そんなふうに思います。

今後もこの体制に変更はございませんが、更新内容等に不整合が生じないように、職員への定期的な啓発活動や研修を通じてホームページのリーダー的な存在を育てるとともに、自分たちのホームページは自分たちで作成するという意識を高めて、市民に正確な情報を提供していけるようになりたいと、そう思っております。

なお、小中学校のホームページにつきましては教育委員会からお答えをいたします。

以上で乙津議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 乙津議員さんの御質問にお答えをいたします。

ホームページの運用につきまして、初めに現在の学校のホームページ開設状況と今後の開設計画でございます。小学校は3月1日現在、全校が開設済みで、また中学校は3校中2校が開設をいたしております。残る1校の第三中学校も3月中には開設をする見込みとなっているところでございます。

続きまして、ホームページのコンテンツの内容でございますが、教育委員会では市内全校に示しております内規、福生市立小中学校ホームページ作成のガイドラインの中で、ホームページに掲載をいたします内容を具体的に示しているところであります。その内容項目は、校長あいさつ、学校経営方針、学校紹介として沿革や施設の概要、学校だより、学校行事、特色ある教育活動等の学校生活、校内研究の概要、研究授業の様子等々でございます。このほかには授業改善推進プランの全体計画、各学年の計画、またウェブ公開の方針、その他教育委員会が認めたものというふうになっております。

議員御指摘でございますが、この点につきまして、目下のところ現在の各校のホームページの内容がこのガイドラインに示された内容をすべて満たしていないというところがございます。この点は各校に掲載する中身がないのかといいますと、そういうことではなくて、更新が遅れているなど掲載にかかわります各校の校内体制の不備が主な原因というふうに考えられるところでございます。

現在のところ、平成19年度内の目標といたしまして、全校のホームページ立ち上げを優先事項として取り組んでまいりましたことから、当面の目標として3月中の全校ホームページ立ち上げを完了させまして、20年度からは御指摘のコンテンツの内容充実に向けました各校の校内体制の整備を進めさせていく所存でございます。

具体的には、現在各小中学校と教育課程届出にかかわります事前相談を実施をいたしておりますが、その際に平成20年度の校務分掌の中にホームページ作成担当者がどのように位置付けられているかを確認をしながら、担当が明確でない場合には適宜指導をいたしているところでございます。

なお、今後も学校ホームページが学校の情報公開と関係者との信頼関係の構築にもなるとの認識に立ちまして、平成19年度に実施をいたしました教員対象のホームページ作成にかかわります講習会を平成20年度におきましても引き続き実施をし、今後も校内のホームページ作成担当者の育成を図っていく所存でございます。

以上、乙津議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後4時5分まで休憩いたします。

午後3時56分 休憩

~~~~~

午後4時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（乙津豊彦君） 市長、教育長よりの御答弁ありがとうございました。市長も思うところを存分御答弁いただいたような気がいたします。

それでは、2回目の質問を行わせていただきます。

1項目目の情報の共有でございますけれども、情報の共有は少しずつ進んでいるとの評価でございました。また、我々市民が自分たちで考える意識が必要とのことでございました。

講演会の市民の参加ですけれども、まだまだ多いとは言えないと考えられます。青少年育成講演会は先ほど御答弁の中にもございましたが、私も参加させていただきました。その案内状によれば定員100名だったと記憶しておりますが、実際には市民が30名程度という参加でございます。どの講演会も満席になるように市民側の意識の向上が必要だと思っております。

そこで、2点ほどお伺いいたしますが、まず広報ふっさによる情報の周知度についてお伺いいたします。場合によっては追跡調査が必要かもしれないですが、わざわざ追跡調査を行わなくても、広報を全戸配布して数日間市民から問い合わせなどがあれば反応としてとらえることができるのではないのでしょうか。市は市民が広報の内容をどの程度とらえているかお聞きしたいと思います。

次に、市政出前講座についてですが、本年度のメニューは6分野、71項目にも及ぶ壮大なプログラムが組まれております。大変な情報量だと思います。そこで1年間の出前回数と、出前回数の多かった、つまり人気のあった講座についてお聞きしたいと思います。

2項目の三位一体改革による税源移譲の影響ですが、当市においては円滑に移行ができたとのことで安心いたしました。万全な情報発信の成果が出たのではないかと思います。最近の新聞によりますと、昨年10月末現在の個人住民税の徴収率は全国で2.5%減、東京都で2.8%減と報道されております。当市の同時期における収納率について教えてください。住民税は特別徴収以外では年4回の定期納付になっていますが、1回の納付額が高額になって納付できない住民もふえていると聞いております。このことについて当市における状況はいかがでしょうか。またこのような市民に対して分割納付等の処置はとられているのでしょうか。

19年度から税源移譲により市民税の歳入がふえていると思いますが、先ほどの市長の御答弁にもありましたとおり、収納対策を講じておられるようですが、最終的な収納率の目標といえますか、見込みについてお聞きしたいと思います。

3項目の後期高齢者医療制度ですけれども、確かに広報ふっさ3月1日号の1面にQ&A形式で1ページを使って解説されておられます。そこでこれをざっと見させて

いただいたのですが、やはり難しいというのが第一印象ではないかと思います。

そこで、何点かお聞きしたいと思いますが、まず保険証は引き換えではなくて配達記録郵便によって送られてくることになっています。今までの保険証はどうするのでしょうか。保険証は身分証明として広く使われています。有効期限が3月31日になっているとも思われません。悪用される恐れがないか心配するところでございます。

また、一番わかりにくいのがきっと保険料の軽減措置の説明だと思います。中を見ますと「旧ただし書き所得」だとか、それから軽減率が何割だとか何%だとか、さらに軽減措置の計算式で「判定対象額」とか何かわけのわからないという失礼なのですが、いろいろな額が出てくるのですね。そんなところから理解を妨げる要因になっているのではないかと思うところですが、東京都後期高齢者医療広域連合がこういう表現をしていますし、低所得者のために軽減措置を考えると、いろいろな計算式が出てきてしまうのはわかるのですが、これが何とかもう少しわかりやすく説明できたらなと思ったところでございます。

そこで、改めて東京都後期高齢者医療広域連合のホームページがございまして、「東京いきいきネット」というらしいのですが、それをのぞいてみましたら、今回の広報ふっさの内容はすべて、2008年2月1日にもう既に公表されています。市でももっと早く広報してもよかったのではないかなと思われませんが、いかがでございましょうか。

ちなみに、先ほど申し上げた古い保険証に対して、このホームページでは記載がございます。「不用になった古い保険証や老人医療受給者証を返還してください。なお、社会保険から後期高齢者医療制度に移行する方は資格喪失の届け出や御家族の変更届けなどが必要になりますので、御加入の保険者に御相談ください」と書かれております。今後市民に対してこのことを広報する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

4項目目の福祉バスの試行ですけれども、非常に細かい具体的な御答弁をいただきました。事業主体は福生市で、福生市社会福祉協議会に指定管理者制度により運行を委託することでしたけれども、社会福祉協議会においても現行の送迎バスに代わるものであるならば、利用者に対する周知徹底が必要になると思います。利用者はきっとあのバスは社会福祉協議会で自主的に運用している人っているかもしれません。市の業務だと思っているのではないのかなと私は思うのですね。

そのようなことがございまして、特に熊川地区の方は今まで1周25分で行ってこれたのですね。それが福生病院の方も行きますから1周50分になるわけです。また停留場も多分変わってくるのですね。そのようなことから、特に乗られる方がお年寄りということを考えますと、なるべく早く変わるのだよということをお知らせしていただいた方がいいのではないかなと思っているところです。

そこでお尋ねしたいのですが、このことはいつごろ明らかにされるのでしょうか。私の質問に対して御答弁は理解できましたけれども、やるかやらないか含めて全議員さんだまだ承認されたわけではないのですが、具体的にどの時点ぐらいになるかおわかりでしたら教えていただきたいと思います。また市として今後どのような時期に、

どのような手段で市民に広報していくおつもりか教えてください。

それから、5項目目のITの推進ですけれども、御答弁の内容からホームページは今後ますます重要なメディアになっていくと思われます。しかしながら、市民の視点に立ちますとまだまだ情報が不足していると思われる箇所も見受けられます。特に手続きに関する項目に対しまして、総合窓口というワンストップサービスを実施しているのですけれども、ホームページで情報を得ることができない手続きもまだ残っております。

また、先ほど質問させていただきました後期高齢者医療制度に対する説明は、広報ふっさPDF版にしかございません。いずれ老人保健のページが入れ代わるのだとは思いますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

市のホームページを見て、細かいことで幾つか気になる点がございします。御答弁も簡単で結構ですが、担当課によって内容が不一致だとか、それから最新情報がおとし、その前かな——の情報であったり、リンク先が正しくないとか、それから一番上に今どこにいるよというページのカレント位置があるのですが、それがどうも不正だとか、更新履歴が不親切というのが見受けられます。特に更新履歴につきましては真に内容が変更された箇所がわかるように改良されることを望みます。

小中学校のホームページにつきましては、本年度末には全校がそろうようですので、今後の運用に期待したいと思います。教育長の御答弁で「学校に情報は存在する。ただ、その公開が遅れているだけだ」ということですので、目的にありますように市民に学校の情報を公開するという観点から、なるべくタイムリーに発信されることを望みたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、答弁をさせていただきます。

まず、広報ふっさによる周知度についてでございますが、市の情報発信手段として従来から活用されている広報誌は本当に読まれているのだろうか、あるいは市民の皆様నికిちつと情報を伝えられているのだろうかといった問題があるかと思っております。このことを考えてみますと、広報誌は全戸配布でもあり、ホームページなどの情報発信手段が加わった現在におきましても重要な情報源であり、市民への周知度も高いと、そのように思っております。

その理由でございますが、東京市町村自治調査会が平成18年度に多摩地域30市町村の住民に対して行ったアンケート調査がございしますが、多種多様な主体が情報発信力を有する時代の中で、行政情報、地域情報を入手する手段として自治体の広報誌が最も活用されていることがわかったそうでございします。行政情報では92.0%、地域情報では86.2%が活用していると回答しているとのことでございします。

また、平成18年に実施をいたしました福生市の市政世論調査報告書によりますと、約2人に1人が「ざっと目を通す」と回答しており、これに「詳しく読む」17.3%と「必要なところだけ読む」これは同数で17.3%でございします。これらを含めますと「読む」と答えた人の割合は8割以上を占めている状況がございします。このような調査結果を見ますと、広報ふっさによる市民への周知度というものは高いものがあ

ると、そのように考えております。

次に、広報に対する反応、あるいは広報の内容の理解度でございますが、市民の方の御意見や御質問等につきましては、直接担当課が対応しておりますことから、その意見、質問等を集約をして、その結果をフィードバックした広報にはなっていないのが現状でございます。

したがいまして、今後の対応といたしましては双方向のコミュニケーションへの対応が求められている現在、市と市民による協働社会の基盤を形成するために必要な要素でございますことから、広報活動の効果、成果等を評価し、その結果を次の施策に生かしていくシステム、こういったシステムを構築をしてみたいと、そのように考えております。

続きまして、ホームページの運用につきまして何点か質問をいただいております。まず1点目の担当課により内容が不一致についてでございますが、複数の課にかかわるような情報を掲載する際には、同じ内容の情報が複数存在をしないよう担当課同士で調整をし、一つのページを連名にして作成し、一方へはリンクを設定する方法で管理をしております。例外として担当課独自でページを作成をする場合もございますが、内容の不一致が起らないよう作成の段階で担当課に管理の徹底を図ってまいります。

次に、2点目の最新情報が古いとの御指摘でございますが、コンテンツ管理システムを導入して以降はページの管理は担当課が行っております。定期的に職員向けに「ホームページ通信」というお知らせを作成し、更新を促し、またホームページの操作講習を開催し、すべての職員がページの作成、更新を行える環境を整えるとともに、引き続きホームページの全体を管理する部署におきましても鮮度管理に努めてまいります。

次に、3点目のリンク先の不正についてでございますが、福生市公式ホームページではページの更新によってリンクの設定が保てなくなるおそれがありますので、他の機関などには原則トップページへのリンクの設定をお願いをいたしておりますが、同様にこちらからリンクを設定をする際も、極力トップページに近いページにリンクを設定をいたしております。

以上の理由から、リンクの設定の際に見てもらうべきページと、実際にリンクを設定しているページが異なるような箇所が見受けられますが、担当課に管理を徹底させ、見てもらうべきページに適正にリンクの設定が行えるよう改善をまいります。

次に、4点目のページカレントの位置の表示不正についてでございますが、コンテンツ管理システムの中に初めから用意されているひな型を用いてページを作成すると、ページの作成場所によっては実際のページ位置どおりに表示されない状況がございます。今後は新しいひな型を用意するなど極力不正表示されないよう工夫してページを作成をまいります。

最後に、5点目の更新履歴が不親切についてでございますが、更新履歴のシステムはページを公開すると自動的に更新履歴のページに反映される仕組みになっております。例えば誤字、脱字などの更新をした場合でも履歴に反映されてしまい、見る側がどこがどのように変わったのかがわかりにくい状況でございます。今後はページの右

上にある更新日の管理を徹底するとともに、更新箇所をページの概要部分に記載するなど初めて見る方にもわかるようなページの作成を心がけてまいります。

○生活環境部長(吉沢英治君) 市民との情報の共有についての2点目でございます。本年度における出前講座の回数と、人気のあった講座についてでございますが、本年度の出前回数は3月1日現在で14件の申し込みがございました。人数では440人の市民の方に受講していただいております。

人気のあった講座でございますが、依頼が多かった講座名でございますが、「公共交通について」が2件、「障害者福祉について」2件、「国民健康保険について」2件となっております。

○市民部長(石川弘君) 税源移譲に関しまして再質問を3件ほどいただいております。

まず1点目でございますが、税源移譲に伴いまして当市の個人住民税の徴収率でございますが、平成19年10月末現在で収納率は前年度同期の比較で1.9%の減でございました。

それから、2点目の税源移譲によりまして所得税は減ったものの個人住民税が増額となり、年4回の納期では払えない方等の対応でございますが、個人個人それぞれ諸事情があるかと思しますので、私ども相談する機会をもちまして、真に困っている方に可能な納付回数等を伺いまして分割納付を行っているところで、対象者はございます。

それから、3点目の税源移譲に伴う平成19年度の収納率の見通しでございますが、10月末現在、個人住民税の収納率につきましては昨年比1.9%落ちておりますが、前年の収納率に近づけるべく努力をしております、催告書の発送、あるいは電話催告、差し押さえ、タイヤチェーン等の実施、あるいは休日・夜間の臨戸訪問等を実施し、収納努力をしているところでございますが、今後出納閉鎖の5月末までさらなる努力をしてまいろうと考えているところでございますが、これについてはよく申し送っておきたいというふうに思っております。

それから、後期高齢者でございますが、保険証、あるいは現在の老人医療受給者証でございますが、後期高齢者につきましては一人一人が被保険者となり、保険証が3月中旬ごろには初めて配達記録郵便でそれぞれ対象者に送付されてまいります。今までの老人医療受給者証等の回収につきましては、原則窓口にお返しいただくこととなりますが、処分について問い合わせ等ある場合がございます。そのときには自宅でハサミ等を入れ、責任を持って処理いただきますようお願いをしております。

なお、後期高齢者保険証は通年では2年間の有効期限となっておりますが、広域連合では今後の切り替えの際は返信用封筒を同封いたしまして回収を行い、処分をしていくこととなっております。さらにはこれら保険証等の管理については十分注意をしていただくよう周知をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目でございますが、広報による周知が遅いのではないかという御質問でございますが、東京都、あるいは広域連合区市町村の連携でそれぞれが広報、ホームページ、あるいはちらし等で周知を行っているところでございますが、当市にお

きましては過去2回ほど掲載したのと、ここの3月の広報で具体的なQ&A方式で掲載をさせていただきました。

今後も継続して、切り換えとか移行、あるいはいろいろな手続き等が出てまいりますので、わかりやすく早く市民に周知してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○福祉部長（星野恭一郎君） 私の方からは福祉バスの試行につきまして、市民、利用者にいつPR、周知をするのかというようなことかと思いますが、それからどのような手段ということをございましょうか、できるものならばきょうにもあすにも、担当としてはPRしたいという気持ちではございますが、ただ、いかんせんまだ運行許可が下りておりませんし、予算の議決もこれからでございます。

したがいまして、4月1日早々に市の広報はもちろんのことホームページ、あるいはポスター、あるいはちらし等を作成し、現に老人福祉センターの送迎として利用されている高齢者の方々等にアクセスをしたいなど、そんなふうにも考えております。場合によりましたら町会長協議会、あるいは民生員協議会、さらには老人クラブといったそうした会合にもお話をさせていただければなと思っております。

また、受託者であります社会福祉協議会も当然広報誌を、隔月でございますけれども、発行しておりますし、またホームページも持っておりますので、そうしたものも活用させていただければなと思っております。

いずれにしても、4月以降積極的にPRをさせていただいて、市民の皆様にお知らせしていきたいなど、そんなふうを考えております。

○4番（乙津豊彦君） どうも御答弁ありがとうございました。

情報の共有でございますけれども、広報については大分読まれているようで安心いたしました。それではと気がついたので、やはり今回テーマにさせていただいたのは高齢者の方に対する問題が多いのですね。やはり読んでもわからないし、ぼいっとというのが結構多くて、口でいうとわかりやすい。またある方に言わせると「羽村市のよ、テレビを見ているとよくわかるのだよ」というのを、御意見もございました。ですからやはり活字よりも口で言った方がわかりやすいのかなという気がございます。

出前講座でも、声のかからなかった講座が60ほどあるのですかね。もったいないので、逆に今度はこれは待っているだけではなくて、やってもらえると思いますが、出かけるような雰囲気が進んでいただきたいと思いますと思っております。市民の方もやはり先ほど市長がおっしゃったようなことをみずから理解して、みずから参画するという意識を持っていくべきだと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

税源移譲の件はわかりました。現実問題として10月で落ちていきますので、これから頑張って上げていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、後期高齢者医療の件ですが、なかなかやはり福祉バスも同様、決まらないことには言えないというお気持ちはわかりますけれども、実は先日、メニューにない出前講座を老人クラブにお願いしたところでございます。そのとき気がつかなかったのですが、使われた資料が連合会のホームページを使われておられました。ですからもう2月時点であれだけのことは、行けば説明できるわけですから、決まらなくて

も決まらない段階の説明をどんどんしていったきたいなと思うところです。

福祉バスの件も了解いたしました。4月には見通しが立つということで、社協も含めて御利用者になるべく早く周知徹底をお願いしたいと思います。

ホームページの件は、いろいろと御配慮いただけるようでありがとうございます。細かいことを申し上げて申しわけございませんでしたが、やはり見て間違っている、それから見にくい、見つけにくいというユーザーはどんどん減っていきますので、その辺の工夫をこれからもよろしくお願いしたいと存じます。

以上で私からの質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月5日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時30分 延会



⑤

福総総発第 214 号

平成 20 年 2 月 26 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人

平成 20 年第 1 回福生市議会定例会の招集について

平成 20 年 2 月 26 日付け、福生市告示第 27 号（別紙参照）をもって、平成 20 年第 1 回福生市議会定例会を招集したので通知します。



⑤

福生市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 5 項の規定に基づき、平成 20 年第 1 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 20 年 2 月 26 日

福生市長 野 澤 久 人

1 期 日 平成 20 年 3 月 4 日

2 場 所 福生市議会議場



福総総発第 213 号

平成 20 年 2 月 26 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人

議案の送付について

平成 20 年第 1 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 1 号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 2 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 3 号 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 4 号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 5 号 福生市民会館条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 6 号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 7 号 福生市体育館条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 8 号 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 9 号 福生市介護保険条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 10 号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 11 号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 12 号 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 13 議案第 13 号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例

- |    |          |                                                  |
|----|----------|--------------------------------------------------|
| 14 | 議案第 14 号 | 福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例                         |
| 15 | 議案第 15 号 | 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 16 | 議案第 16 号 | 福生市再編交付金事業基金条例                                   |
| 17 | 議案第 17 号 | 福生市教育センター条例                                      |
| 18 | 議案第 18 号 | 福生市後期高齢者医療に関する条例                                 |
| 19 | 議案第 19 号 | 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について                          |
| 20 | 議案第 20 号 | 平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）                       |
| 21 | 議案第 21 号 | 平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）                 |
| 22 | 議案第 22 号 | 平成 19 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）                 |
| 23 | 議案第 23 号 | 平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 5 号）                    |
| 24 | 議案第 24 号 | 平成 20 年度福生市一般会計予算                                |
| 25 | 議案第 25 号 | 平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計予算                          |
| 26 | 議案第 26 号 | 平成 20 年度福生市老人保健医療特別会計予算                          |
| 27 | 議案第 27 号 | 平成 20 年度福生市介護保険特別会計予算                            |
| 28 | 議案第 28 号 | 平成 20 年度福生市後期高齢者医療特別会計予算                         |
| 29 | 議案第 29 号 | 平成 20 年度福生市下水道事業会計予算                             |
| 30 | 議案第 30 号 | 平成 20 年度福生市受託水道事業会計予算                            |
| 31 | 報告第 1 号  | 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 4 号）） |

## 議案第 1 号

福生市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

### (提案理由)

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）による老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の改正に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市組織条例の一部を改正する条例

福生市組織条例(昭和 52 年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市民部の項第 5 号中「老人保健医療」を「後期高齢者医療」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 2 号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

### (提案理由)

産業医等の報酬額及び嘱託員の名称を改めるとともに、新たに精神障害者福祉相談員、郷土資料室嘱託員及び学校用務嘱託員の報酬の額を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例  
第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

|            |    |           |                                                           |
|------------|----|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 産業医        | 月額 | 63,400 円  |                                                           |
| 福祉事務所属託医   | 月額 | 120,400 円 |                                                           |
| 市立保育園嘱託医   | 月額 | 22,900 円  | 1 園につき                                                    |
| 市立保育園嘱託歯科医 | 月額 | 14,500 円  | 1 園につき                                                    |
| 予防接種医      | 日額 | 33,000 円  |                                                           |
| 学校医        | 月額 | 63,400 円  | 1 校につき。ただし、2 校以上の学校を兼務する場合は、2 校目からの学校 1 校につき、42,000 円とする。 |
| 学校歯科医      | 月額 | 42,000 円  | 1 校につき                                                    |
| 学校薬剤師      | 月額 | 20,700 円  | 1 校につき                                                    |

を

」

「

|            |    |           |        |
|------------|----|-----------|--------|
| 産業医        | 月額 | 63,500 円  |        |
| 福祉事務所属託医   | 月額 | 120,800 円 |        |
| 市立保育園嘱託医   | 月額 | 23,000 円  | 1 園につき |
| 市立保育園嘱託歯科医 | 月額 | 14,600 円  | 1 園につき |
| 予防接種医      | 日額 | 33,100 円  |        |

に、

|       |    |          |                                                           |
|-------|----|----------|-----------------------------------------------------------|
| 学校医   | 月額 | 63,500 円 | 1 校につき。ただし、2 校以上の学校を兼務する場合は、2 校目からの学校 1 校につき、42,100 円とする。 |
| 学校歯科医 | 月額 | 42,100 円 | 1 校につき                                                    |
| 学校薬剤師 | 月額 | 20,800 円 | 1 校につき                                                    |

」

「

|         |    |          |  |
|---------|----|----------|--|
| 就労促進指導員 | 日額 | 10,000 円 |  |
|---------|----|----------|--|

を

」

「

|            |    |          |  |
|------------|----|----------|--|
| 就労促進指導員    | 日額 | 10,000 円 |  |
| 精神障害者福祉相談員 | 日額 | 10,000 円 |  |

に、

」

「

|             |     |       |  |
|-------------|-----|-------|--|
| 老人保健医療事務嘱託員 | 時間額 | 930 円 |  |
|-------------|-----|-------|--|

を

」

「

|              |     |       |  |
|--------------|-----|-------|--|
| 後期高齢者医療事務嘱託員 | 時間額 | 930 円 |  |
|--------------|-----|-------|--|

に、

」

「

|                 |       |    |           |                                                              |
|-----------------|-------|----|-----------|--------------------------------------------------------------|
| ふっさっ子の<br>広場嘱託員 | 統括指導員 | 月額 | 170,000 円 | 月額とは、月 128 時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 |
|                 | 指導員   | 月額 | 158,800 円 |                                                              |

を

」

|                 |       |    |           |                                                              |
|-----------------|-------|----|-----------|--------------------------------------------------------------|
| ふっさっ子の<br>広場嘱託員 | 統括指導員 | 月額 | 170,000 円 | 月額とは、月 128 時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 |
|                 | 指導員   | 月額 | 158,800 円 |                                                              |
| 郷土資料室嘱託員        |       | 月額 | 170,000 円 | 月額とは、月 128 時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 |

に、

|       |                   |     |         |  |
|-------|-------------------|-----|---------|--|
| 再雇用職員 | 庁舎用務<br>嘱託員       | 時間額 | 1,550 円 |  |
|       | 学校給食<br>調理嘱託<br>員 |     |         |  |

を

|       |                   |     |         |  |
|-------|-------------------|-----|---------|--|
| 再雇用職員 | 庁舎用務<br>嘱託員       | 時間額 | 1,550 円 |  |
|       | 学校用務<br>嘱託員       |     |         |  |
|       | 学校給食<br>調理嘱託<br>員 |     |         |  |

に

改める。

#### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 議案第 3 号

福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

#### (提案理由)

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い、入学資金融資のあつ  
旋対象とする学校種に中等教育学校の後期課程を加えるとともに、規定を整  
備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例

福生市入学資金融資条例（平成8年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大学、高等学校、高等専門学校若しくは特別支援学校の高等部又は同法第82条の2」を「高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学若しくは高等専門学校又は同法第125条」に改める。

第5条中「手続き」を「手続」に改める。

第8条及び第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い、育英資金の支給の対象とする学校種に中等教育学校の後期課程を加えるとともに、育英資金の支給を四半期ごとの支給としたいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例

福生市育英資金支給条例（昭和 53 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「高等学校」の次に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第 2 条第 1 号中「子女」を「子」に改め、同条第 7 号中「高等学校」の次に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第 7 条を次のように改める。

（支給の時期）

第 7 条 育英資金は、1 月、4 月、7 月及び 10 月に支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

福生市民会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

市民会館における指定管理者制度に関する規定を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市民会館条例の一部を改正する条例

福生市民会館条例(昭和 52 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条を第 21 条とし、第 16 条の次に次の 4 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 17 条 市長は、会館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に会館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 芸術文化の振興に関すること。

(2) 会館の使用に関すること。

(3) 会館の施設、附属設備及び物品の維持管理に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 18 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い会館の管理を行わなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第 19 条 第 17 条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 6 条から第 12 条まで及び第 14 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金に関する読替え等)

第 20 条 第 17 条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第 10 条から第 12 条まで及び別表の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 使用者は、指定管理者に会館の利用に係る利用料金を納付しなければならない。

- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 利用料金の額は、第 10 条第 1 項に規定する額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 6 号

福生市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

福生市営武蔵野台テニスコートをフットサルで使用する場合の使用料の額を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市体育施設条例の一部を改正する条例

福生市体育施設条例（昭和 60 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 備考の欄中

「

- 3 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合の額は、  
次の区分による。

(1) 30分以内

を

当該 1 時間当たりの使用料の 2 分の 1 の額

(2) 30分を超え、1 時間未満

当該 1 時間当たりの使用料の額

」

「

- 3 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合の額は、  
次の区分による。

(1) 30分以内

当該 1 時間当たりの使用料の 2 分の 1 の額

(2) 30分を超え、1 時間未満

に

当該 1 時間当たりの使用料の額

- 4 福生市営武蔵野台テニスコートをフットサルで使用する  
場合の使用料は、当該テニスコート 2 面分の額とする。

」

改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

福生市体育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

体育館における指定管理者制度に関する規定を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市体育館条例の一部を改正する条例

福生市体育館条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条を第23条とし、第18条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第19条 委員会は、体育館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に体育館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ及びレクリエーションの指導並びに普及に関すること。
- (2) 体育館の使用に関すること。
- (3) 体育館の施設、附属設備及び物品の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従い体育館の管理を行わなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第21条 第19条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条の規定中「福生市教育委員会(以下「委員会」という。)」とあり、第4条、第5条、第7条から第13条まで及び第15条の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金に関する読替え等)

第22条 第19条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第12条、第13条及び別表第2の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 使用者は、指定管理者に体育館の利用に係る利用料金を納付しなければな

らない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 利用料金の額は、第 12 条第 1 項に規定する額の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 8 号

福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）による老人  
保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の改正に伴い、規定を整備したいので、本  
条例を改正する必要がある。

福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 28 条第 1 項」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 67 条第 1 項」に、「老人医療受給対象者」を「後期高齢者医療の被保険者」に、「同法第 17 条の 7」を「同法第 56 条第 2 号」に、「高額医療費」を「高額療養費」に、「老人保健法第 28 条第 1 項各号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条第 1 項各号」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項中「老人保健法第 28 条」を「高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 9 号

福生市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

介護保険料の普通徴収の納期を改定するとともに、激変緩和措置として平成 20 年度における保険料率の特例について規定したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市介護保険条例の一部を改正する条例

福生市介護保険条例(平成 12 年条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第 1 期 7 月 1 日から同月 31 日まで

第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで

第 3 期 9 月 1 日から同月 30 日まで

第 4 期 10 月 1 日から同月 31 日まで

第 5 期 11 月 1 日から同月 30 日まで

第 6 期 12 月 1 日から同月 28 日まで

第 7 期 1 月 1 日から同月 31 日まで

第 8 期 2 月 1 日から同月 28 日まで(うるう年の場合は、2 月 1 日から同月 29 日まで)

附則中第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(平成 20 年度における保険料率の特例)

第 6 条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成 19 年政令第 365 号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 28 号。この条において「新平成 18 年介護保険等改正令」という。)附則第 4 条第 1 項第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 20 年度の保険料率は、第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226

号)の規定による市民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 45,800 円

(2) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 45,800 円

(3) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 50,200 円

(4) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者(以下この条において「第5号該当者」という。))に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 55,200 円

(5) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 55,200 円

(6) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 59,600 円

(7) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方

税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第4号に該当するもの 64,000 円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市介護保険条例の規定は、平成 20 年度以後の年度分の介護保険料から適用し、平成 19 年度までの介護保険料については、なお従前の例による。

議案第 10 号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険条例（昭和 54 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「（老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第 8 条第 1 項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

議案第 11 号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

国民健康保険税における納期を改定するとともに、特別徴収に係る規定を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険税条例（昭和 54 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の 1 条を加える。

（徴収の方法）

第11条の 2 国民健康保険税は、第13条の 2、第13条の 6 及び第13条の 7 の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

第12条第 1 項を次のように改める。

普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第 1 期 7 月 1 日から同月 31 日まで

第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで

第 3 期 9 月 1 日から同月 30 日まで

第 4 期 10 月 1 日から同月 31 日まで

第 5 期 11 月 1 日から同月 30 日まで

第 6 期 12 月 1 日から同月 28 日まで

第 7 期 1 月 1 日から同月 31 日まで

第 8 期 2 月 1 日から同月 28 日まで（うるう年の場合は、2 月 1 日から同月 29 日まで）

第13条第 1 項中「次条」を「第14条」に改め、同条の次に次の 7 条を加える。

（特別徴収）

第13条の 2 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 89 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険

税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合には、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合には、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定等)

第13条の3 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第13条の4 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第13条の5 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合には、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第13条の6 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割

保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の37第1項に規定する額を特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第13条の7 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

- (1) 第13条の2第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間

- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの

間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の  
6月1日から9月30日までの間

- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月  
1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の  
属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入れ)

第13条の8 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受け  
なくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収  
されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収さ  
れないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の  
方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条  
第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以  
後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法  
によって徴収するものとする。

- 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴  
収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対  
象保険税額を超える場合(徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を  
含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があると  
きは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該  
特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当することができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の福生市国民健康保険税  
条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成20年度以後の年度分の国民

健康保険税から適用し、平成 19 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 13 条の 7 の規定は、平成 21 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第 12 号

福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の改正に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正  
する条例

福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年条例第47号）  
の一部を次のように改正する。

第50条第2項第4号ア中「法第7条第3項第4号」を「法第7条第5項第  
4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

下水道使用料の徴収について、指定代理納付者による納付ができるように  
したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例

福生市下水道使用料条例（昭和 53 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「集金」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定をした者による納付」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

交通安全対策協議会の組織の定数を改めたいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例

福生市交通安全対策協議会条例（昭和 60 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「25 人」を「24 人」に改め、同条第 3 項第 3 号中「3 人」を「2 人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）の改正に伴い、保管自転車等の所有権  
の取得に係る規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例

福生市自転車等の放置防止等に関する条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「6月」を「3月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市自転車等の放置防止等に関する条例第12条第4項の規定は、施行日以後に保管した自転車等について適用し、施行日前に保管した自転車等については、なお従前の例による。

議案第 16 号

福生市再編交付金事業基金条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

再編交付金を財源とする再編関連特別事業に充当するための基金を設置したいので、本条例を制定する必要がある。

## 福生市再編交付金事業基金条例

### (設置)

第1条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する再編関連特別事業に該当する事業に要する経費に充当するため、法第6条に規定する再編交付金を財源として、福生市再編交付金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基金の処分)

第2条 この基金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に規定する事業のうち、再編交付金交付要綱（平成19年防衛省訓令第127号）第11条に規定する継続特別事業で、市規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

### (積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。

### (運用)

第4条 基金の運用は、次に掲げる方法により確実かつ効率的に行うものとする。

- (1) 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の取得
- (2) 銀行その他金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む金融機関への金銭信託（元本補てんの契約があるもの）
- (4) 財政融資資金への預託

### (運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 17 号

福生市教育センター条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

教育センターの設置に当たり、必要な事項を定めたいので、本条例を制定  
する必要がある。

## 福生市教育センター条例

### (設置)

第1条 福生市における教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、福生市教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。

### (位置)

第2条 教育センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

### (事業)

第3条 教育センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の研究開発及び教育情報に関すること。
- (2) 教職員の研修に関すること。
- (3) 学校不適応児童及び生徒に対する支援に関すること。
- (4) 教育相談に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、福生市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めること。

### (職員)

第4条 教育センターに、センター長その他必要な職員を置く。

### (委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

| 名 称       |                 | 位 置            |
|-----------|-----------------|----------------|
| 福生市教育センター | 公立小中学校教職員研究・研修所 | 福生市北田園二丁目9番地1  |
|           | 教育相談室           | 福生市北田園二丁目9番地1  |
|           | 学校不適応児童・生徒教育支援室 | 福生市北田園一丁目50番地1 |

議案第 18 号

福生市後期高齢者医療に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

福生市が行う後期高齢者医療の事務について、必要な事項を定めたいので、  
本条例を制定する必要がある。

## 福生市後期高齢者医療に関する条例

(趣旨)

第1条 福生市(以下「市」という。)が行う後期高齢者医療の事務については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「施行令」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)その他の法令及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(市において行う事務)

第2条 市は、保険料の徴収並びに施行令第2条並びに施行規則第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引渡し
- (2) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (3) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する東京都後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う処分に係る通知書の引渡し
- (4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (5) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (6) 広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付
- (7) 前各号に掲げる事務に付随する事務

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

- (1) 市に住所を有する被保険者(法第55条の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。)
- (2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際に市に住所を有していたもの
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に市に住所を有していたもの
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際に市に住所を有していたもの

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月28日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで(うるう年の場合は、2月1日から同月29日まで)

2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期(広域連合条例第20条の規定により賦課する場合にあっては、当該保険料の確定後の最初の納期)に係る分割金額に合算するものとする。

(延滞金)

第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限(広域連合条例第17条の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。)後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2千円以上(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。

(公示送達)

第 6 条 法第 112 条の規定において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定による公示送達は、福生市公告式条例(昭和 25 年条例第 7 号)別表に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第 8 条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第 137 条第 2 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。

第 9 条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第 4 章の規定による徴収金(市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

第 10 条 前 2 条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第 2 条 市は、この条例の施行の日前においても、後期高齢者医療の

事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

(平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第 3 条 平成 20 年度における被扶養者であった被保険者(法第 99 条第 2 項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第 1 期 10 月 1 日から同月 31 日まで

第 2 期 11 月 1 日から同月 30 日まで

第 3 期 12 月 1 日から同月 28 日まで

第 4 期 1 月 1 日から同月 31 日まで

第 5 期 2 月 1 日から同月 28 日まで

2 平成 20 年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第 4 条第 2 項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは「10 月 1 日以後における市長が別に定める時期とする」とする。  
(延滞金の割合の特例)

第 4 条 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

議案第 19 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

後期高齢者医療の保険料軽減策として、各区市町村の一般財源を投入し、各区市町村の分賦金により支弁することになったことに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 1 日東京都知事許可）  
の一部を次のように変更する。

附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 平成 20 年度分及び平成 21 年度分の第 18 条第 1 項第 1 号に規定する関係区  
市町村の負担金の額については、別表第 2 中

「

3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第 105 条の規定によ  
り区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

| 項目                                                                                                      | 負担割合      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び<br>第 2 項の規定による繰入金並びに保険<br>料その他高齢者医療確保法第 4 章の規<br>定による徴収金（区、市、町及び村が<br>徴収するものに限る。） | 100 パーセント |

」

とあるのは、

「

3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第 105 条の規定によ  
り区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

| 項目                                                                                                      | 負担割合      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び<br>第 2 項の規定による繰入金並びに保険<br>料その他高齢者医療確保法第 4 章の規<br>定による徴収金（区、市、町及び村が<br>徴収するものに限る。） | 100 パーセント |

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め  
る経費

| 項目         | 負担割合      |
|------------|-----------|
| 審査支払手数料相当額 | 100 パーセント |

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 財政安定化基金拠出金相当額               | 100 パーセント |
| 保険料未収金補 <sup>てん</sup> 填分相当額 | 100 パーセント |
| 保険料所得割額減額分相当額               | 100 パーセント |

とする。

#### 附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 20 号

平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



平成19年度 福生市一般会計補正予算（第4号）

平成19年度福生市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61,702千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,875,855千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款             | 項             | 補正前の額      | 補 正 額    | 計          |
|---------------|---------------|------------|----------|------------|
| 3 利子割交付金      |               | 65,033     | 33,525   | 98,558     |
|               | 1 利子割交付金      | 65,033     | 33,525   | 98,558     |
| 4 配当割交付金      |               | 37,757     | 12,433   | 50,190     |
|               | 1 配当割交付金      | 37,757     | 12,433   | 50,190     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 42,125     | △10,101  | 32,024     |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 42,125     | △10,101  | 32,024     |
| 6 地方消費税交付金    |               | 626,162    | 10,001   | 636,163    |
|               | 1 地方消費税交付金    | 626,162    | 10,001   | 636,163    |
| 7 自動車取得税交付金   |               | 157,547    | △17,634  | 139,913    |
|               | 1 自動車取得税交付金   | 157,547    | △17,634  | 139,913    |
| 13 使用料及び手数料   |               | 479,688    | △11,768  | 467,920    |
|               | 1 使 用 料       | 232,525    | △11,768  | 220,757    |
| 14 国庫支出金      |               | 3,343,248  | 31,668   | 3,374,916  |
|               | 1 国庫負担金       | 1,960,177  | 7,340    | 1,967,517  |
|               | 2 国庫補助金       | 1,357,759  | 24,328   | 1,382,087  |
| 15 都支出金       |               | 2,348,089  | 25,252   | 2,373,341  |
|               | 1 都負担金        | 831,426    | △1,310   | 830,116    |
|               | 2 都補助金        | 1,321,469  | 26,562   | 1,348,031  |
| 16 財産収入       |               | 105,130    | 6,729    | 111,859    |
|               | 1 財産運用収入      | 23,424     | 6,729    | 30,153     |
| 17 寄 附 金      |               | 3,386      | 200      | 3,586      |
|               | 1 寄 附 金       | 3,386      | 200      | 3,586      |
| 18 繰 入 金      |               | 1,962,264  | △147,258 | 1,815,006  |
|               | 1 特別会計繰入金     | 38,893     | △8,741   | 30,152     |
|               | 2 基金繰入金       | 1,923,371  | △138,517 | 1,784,854  |
| 20 諸 収 入      |               | 196,045    | 5,251    | 201,296    |
|               | 5 雑 入         | 178,215    | 5,251    | 183,466    |
| 歳 入 合 計       |               | 22,937,557 | △61,702  | 22,875,855 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|----------|-------------|------------|---------|------------|
| 1 議 会 費  |             | 285,113    | △4,167  | 280,946    |
|          | 1 議 会 費     | 285,113    | △4,167  | 280,946    |
| 2 総 務 費  |             | 4,484,720  | △60,509 | 4,424,211  |
|          | 1 総務管理費     | 3,727,376  | △44,357 | 3,683,019  |
|          | 2 徴 税 費     | 367,157    | △5,287  | 361,870    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 233,558    | △7,709  | 225,849    |
|          | 5 統計調査費     | 25,306     | △3,156  | 22,150     |
| 3 民 生 費  |             | 8,207,299  | 60,836  | 8,268,135  |
|          | 1 社会福祉費     | 2,911,766  | 74,361  | 2,986,127  |
|          | 2 児童福祉費     | 3,488,046  | △13,525 | 3,474,521  |
| 4 衛 生 費  |             | 2,524,261  | △9,502  | 2,514,759  |
|          | 1 保健衛生費     | 911,840    | △9,502  | 902,338    |
| 7 商 工 費  |             | 124,630    | △2,153  | 122,477    |
|          | 1 商 工 費     | 124,630    | △2,153  | 122,477    |
| 8 土 木 費  |             | 2,232,017  | △57,807 | 2,174,210  |
|          | 3 都市計画費     | 904,841    | △58,315 | 846,526    |
|          | 4 住 宅 費     | 109,503    | 508     | 110,011    |
| 9 消 防 費  |             | 961,937    | 7,563   | 969,500    |
|          | 1 消 防 費     | 961,937    | 7,563   | 969,500    |
| 10 教 育 費 |             | 2,623,507  | △51,546 | 2,571,961  |
|          | 1 教育総務費     | 303,172    | 1,914   | 305,086    |
|          | 2 小学校費      | 599,539    | △44,671 | 554,868    |
|          | 3 中学校費      | 297,867    | △1,228  | 296,639    |
|          | 6 保健体育費     | 416,482    | △7,561  | 408,921    |
| 12 諸支出金  |             | 4,890      | 55,243  | 60,133     |
|          | 1 基 金 費     | 4,890      | 55,243  | 60,133     |
| 13 予 備 費 |             | 117,353    | 340     | 117,693    |
|          | 1 予 備 費     | 117,353    | 340     | 117,693    |
| 歳 出 合 計  |             | 22,937,557 | △61,702 | 22,875,855 |

第2表 繰越明許費

| 款      | 項       | 事業名          | 金額           |
|--------|---------|--------------|--------------|
| 9 消防費  | 1 消防費   | 起震車購入事業      | 千円<br>27,624 |
| 10 教育費 | 6 保健体育費 | トレーニング機器購入事業 | 16,774       |

第3表 債務負担行為補正  
(変更)

| 事項                     | 補正前           |             |
|------------------------|---------------|-------------|
|                        | 期間            | 限度額         |
| 青少年海外派遣委託<br>(平成20年度分) | 平成19年度～平成20年度 | 千円<br>7,200 |

| 補 正 後         |             |
|---------------|-------------|
| 期 間           | 限 度 額       |
| 平成19年度～平成20年度 | 千円<br>6,773 |



議案第 21 号

平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



平成19年度 福生市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成19年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,198千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,013,455千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 |           | 1,804,939 | 26,204  | 1,831,143 |
|           | 1 国民健康保険税 | 1,804,939 | 26,204  | 1,831,143 |
| 2 国庫支出金   |           | 1,340,700 | 44,195  | 1,384,895 |
|           | 1 国庫負担金   | 1,184,922 | 43,965  | 1,228,887 |
|           | 2 国庫補助金   | 155,778   | 230     | 156,008   |
| 4 都支出金    |           | 279,936   | 2,539   | 282,475   |
|           | 2 都補助金    | 255,677   | 2,539   | 258,216   |
| 6 繰入金     |           | 635,447   | 61,260  | 696,707   |
|           | 1 他会計繰入金  | 635,447   | 61,260  | 696,707   |
| 歳入合計      |           | 5,879,257 | 134,198 | 6,013,455 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項          | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------|------------|-----------|---------|-----------|
| 1 総 務 費 |            | 27,750    | 15,444  | 43,194    |
|         | 1 総務管理費    | 27,750    | 15,444  | 43,194    |
| 2 保険給付費 |            | 3,765,146 | 127,477 | 3,892,623 |
|         | 1 療養諸費     | 3,381,986 | 127,477 | 3,509,463 |
| 6 保健事業費 |            | 18,401    | △999    | 17,402    |
|         | 1 保健事業費    | 18,401    | △999    | 17,402    |
| 8 諸支出金  |            | 33,735    | △7,724  | 26,011    |
|         | 1 償還金及び還付金 | 17,560    | 1,017   | 18,577    |
|         | 2 他会計繰出金   | 16,175    | △8,741  | 7,434     |
| 歳 出 合 計 |            | 5,879,257 | 134,198 | 6,013,455 |



議案第 22 号

平成 19 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



平成19年度 福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

平成20年度福生市の老人保健医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155,985千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,210,751千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 支払基金交付金 |           | 1,649,898 | 67,492  | 1,717,390 |
|           | 1 支払基金交付金 | 1,649,898 | 67,492  | 1,717,390 |
| 2 国庫支出金   |           | 929,620   | 58,995  | 988,615   |
|           | 1 国庫負担金   | 929,620   | 58,995  | 988,615   |
| 3 都支出金    |           | 228,103   | 14,749  | 242,852   |
|           | 1 都負担金    | 228,103   | 14,749  | 242,852   |
| 4 繰入金     |           | 228,200   | 14,749  | 242,949   |
|           | 1 他会計繰入金  | 228,200   | 14,749  | 242,949   |
| 歳入合計      |           | 3,054,766 | 155,985 | 3,210,751 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項      | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------|--------|-----------|---------|-----------|
| 1 医療諸費  |        | 3,018,522 | 155,985 | 3,174,507 |
|         | 1 医療諸費 | 3,018,522 | 155,985 | 3,174,507 |
| 歳 出 合 計 |        | 3,054,766 | 155,985 | 3,210,751 |



議案第 23 号

平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 5 号）

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



平成19年度 福生市下水道事業会計補正予算（第5号）

平成19年度福生市の下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,300千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,114,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

| 款          | 項        | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|------------|----------|-----------|---------|-----------|
| 1 分担金及び負担金 |          | 12,327    | △3,158  | 9,169     |
|            | 1 負 担 金  | 12,327    | △3,158  | 9,169     |
| 2 使用料及び手数料 |          | 1,019,456 | 50,000  | 1,069,456 |
|            | 1 使 用 料  | 1,019,456 | 50,000  | 1,069,456 |
| 3 国庫支出金    |          | 15,219    | 1,492   | 16,711    |
|            | 1 国庫負担金  | 14,589    | 1,492   | 16,081    |
| 5 繰 入 金    |          | 590,000   | △50,000 | 540,000   |
|            | 1 他会計繰入金 | 590,000   | △50,000 | 540,000   |
| 7 諸 収 入    |          | 20,227    | △2,934  | 17,293    |
|            | 3 雑 入    | 20,225    | △2,934  | 17,291    |
| 8 市 債      |          | 1,428,100 | △23,700 | 1,404,400 |
|            | 1 市 債    | 1,428,100 | △23,700 | 1,404,400 |
| 歳 入 合 計    |          | 3,142,446 | △28,300 | 3,114,146 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項        | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------|----------|-----------|---------|-----------|
| 2 事 業 費 |          | 167,870   | △29,004 | 138,866   |
|         | 1 下水道整備費 | 167,870   | △29,004 | 138,866   |
| 4 予 備 費 |          | 16,096    | 704     | 16,800    |
|         | 1 予 備 費  | 16,096    | 704     | 16,800    |
| 歳 出 合 計 |          | 3,142,446 | △28,300 | 3,114,146 |

第2表 地方債補正

(変 更)

| 起 債 の 目 的     | 補 正 前                 |                                  |                                                                                                        |                                                                                             |
|---------------|-----------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | 限 度 額                 | 起債の方法                            | 利 率                                                                                                    | 償 還 の 方 法                                                                                   |
| 公 共 下 水 道 事 業 | 千円<br>1, 2 5 0, 4 0 0 | 証 書 借 入<br><br>又は<br><br>証 券 発 行 | 5.0 %<br><br>以 内<br><br>ただし、利率<br>見直し方式<br>で借り入れ<br>る場合、利率<br>の見直しを<br>行った後に<br>おいては、当<br>該見直し後<br>の利率 | 借入れのときより据置を含<br>み30年以内に償還する。<br><br>ただし、財政その他の都合<br>により償還年限を短縮し、<br>若しくは低利に借換えする<br>ことができる。 |
| 流 域 下 水 道 事 業 | 1 0 0, 7 0 0          |                                  |                                                                                                        |                                                                                             |
| 計             | 1, 4 2 8, 1 0 0       |                                  |                                                                                                        |                                                                                             |

| 補 正 後                 |                |                |                |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 限 度 額                 | 起債の方法          | 利 率            | 償還の方法          |
| 千円<br>1, 2 2 0, 4 0 0 | 補 正 前<br>と 同 じ | 補 正 前<br>と 同 じ | 補 正 前<br>と 同 じ |
| 1 0 7, 0 0 0          |                |                |                |
| 1, 4 0 4, 4 0 0       |                |                |                |



議案第 24 号

平成 20 年度福生市一般会計予算

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



## 平成20年度 福生市一般会計予算

平成20年度福生市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,193,000 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をする

ことができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の

方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と

定める。

### (歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することが

できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における

同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款                    | 項                    | 金 額       |
|----------------------|----------------------|-----------|
| 1 市 税                |                      | 8,467,294 |
|                      | 1 市 民 税              | 4,166,428 |
|                      | 2 固定資産税              | 3,200,442 |
|                      | 3 軽自動車税              | 59,808    |
|                      | 4 市たばこ税              | 406,000   |
|                      | 5 都市計画税              | 634,616   |
| 2 地方譲与税              |                      | 127,485   |
|                      | 1 自動車重量譲与税           | 94,466    |
|                      | 2 地方道路譲与税            | 33,019    |
| 3 利子割交付金             |                      | 104,327   |
|                      | 1 利子割交付金             | 104,327   |
| 4 配当割交付金             |                      | 55,224    |
|                      | 1 配当割交付金             | 55,224    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金        |                      | 33,082    |
|                      | 1 株式等譲渡所得割交付金        | 33,082    |
| 6 地方消費税交付金           |                      | 601,587   |
|                      | 1 地方消費税交付金           | 601,587   |
| 7 自動車取得税交付金          |                      | 135,937   |
|                      | 1 自動車取得税交付金          | 135,937   |
| 8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等 |                      | 1,440,735 |
|                      | 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等 | 1,440,735 |
| 9 地方特例交付金            |                      | 134,047   |
|                      | 1 地方特例交付金            | 109,802   |
|                      | 2 特別交付金              | 24,245    |
| 10 地方交付税             |                      | 2,172,000 |
|                      | 1 地方交付税              | 2,172,000 |
| 11 交通安全対策特別交付金       |                      | 16,500    |
|                      | 1 交通安全対策特別交付金        | 16,500    |
| 12 分担金及び負担金          |                      | 207,399   |
|                      | 1 負 担 金              | 207,399   |

(単位：千円)

| 款           | 項             | 金 額        |
|-------------|---------------|------------|
| 13 使用料及び手数料 |               | 470,346    |
|             | 1 使用料         | 233,981    |
|             | 2 手数料         | 236,365    |
| 14 国庫支出金    |               | 2,943,046  |
|             | 1 国庫負担金       | 1,925,674  |
|             | 2 国庫補助金       | 992,901    |
|             | 3 委託金         | 24,471     |
| 15 都支出金     |               | 2,387,537  |
|             | 1 都負担金        | 812,986    |
|             | 2 都補助金        | 1,402,299  |
|             | 3 委託金         | 172,252    |
| 16 財産収入     |               | 24,787     |
|             | 1 財産運用収入      | 24,786     |
|             | 2 財産売払収入      | 1          |
| 17 寄附金      |               | 1          |
|             | 1 寄附金         | 1          |
| 18 繰入金      |               | 387,766    |
|             | 1 特別会計繰入金     | 3          |
|             | 2 基金繰入金       | 387,763    |
| 19 繰越金      |               | 100,000    |
|             | 1 繰越金         | 100,000    |
| 20 諸収入      |               | 152,000    |
|             | 1 延滞金、加算金及び過料 | 6,000      |
|             | 2 市預金利子       | 501        |
|             | 3 受託事業収入      | 6,200      |
|             | 4 雑入          | 139,299    |
| 21 市債       |               | 231,900    |
|             | 1 市債          | 231,900    |
|             |               |            |
| 歳 入 合 計     |               | 20,193,000 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款        | 項           | 金 額       |
|----------|-------------|-----------|
| 1 議 会 費  |             | 287,463   |
|          | 1 議 会 費     | 287,463   |
| 2 総 務 費  |             | 2,231,098 |
|          | 1 総務管理費     | 1,498,772 |
|          | 2 徴 税 費     | 367,651   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 236,459   |
|          | 4 選 挙 費     | 66,273    |
|          | 5 統計調査費     | 25,129    |
|          | 6 監査委員費     | 36,814    |
| 3 民 生 費  |             | 8,092,903 |
|          | 1 社会福祉費     | 2,976,337 |
|          | 2 児童福祉費     | 3,411,630 |
|          | 3 生活保護費     | 1,704,605 |
|          | 4 災害救助費     | 331       |
| 4 衛 生 費  |             | 2,667,777 |
|          | 1 保健衛生費     | 1,066,161 |
|          | 2 清 掃 費     | 1,601,616 |
| 5 労 働 費  |             | 103       |
|          | 1 失業対策費     | 3         |
|          | 2 労働諸費      | 100       |
| 6 農林水産業費 |             | 58,185    |
|          | 1 農 業 費     | 58,185    |
| 7 商 工 費  |             | 93,560    |
|          | 1 商 工 費     | 93,560    |
| 8 土 木 費  |             | 1,867,855 |
|          | 1 土木管理費     | 40,604    |
|          | 2 道路橋りょう費   | 929,024   |
|          | 3 都市計画費     | 658,300   |
|          | 4 住 宅 費     | 239,927   |
| 9 消 防 費  |             | 968,685   |
|          | 1 消 防 費     | 968,685   |

(単位：千円)

| 款       | 項       | 金 額        |
|---------|---------|------------|
| 10 教育費  |         | 2,446,668  |
|         | 1 教育総務費 | 304,080    |
|         | 2 小学校費  | 376,920    |
|         | 3 中学校費  | 476,272    |
|         | 4 学校給食費 | 295,788    |
|         | 5 社会教育費 | 727,535    |
|         | 6 保健体育費 | 266,073    |
| 11 公債費  |         | 1,284,757  |
|         | 1 公債費   | 1,284,757  |
| 12 諸支出金 |         | 145,499    |
|         | 1 基金費   | 145,499    |
| 13 予備費  |         | 48,447     |
|         | 1 予備費   | 48,447     |
|         |         |            |
| 歳 出     | 合 計     | 20,193,000 |

第2表 債務負担行為

| 事 項                    | 期 間           | 限 度 額       |
|------------------------|---------------|-------------|
| 市制40周年記念映画<br>制 作 委 託  | 平成20年度～平成21年度 | 千円<br>4,588 |
| 防衛施設周辺道路整備事業<br>(第2工区) | 平成20年度～平成21年度 | 135,124     |

第3表 地方債

| 起 債 の 目 的                        | 限 度 額        | 起債の方法                        | 利 率                                                                                                    | 償 還 の 方 法                                                                                   |
|----------------------------------|--------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防衛施設周辺道路整備事業                     | 千円<br>36,700 | 証 書 借 入<br><br>又は<br>証 券 発 行 | 5.0 %<br><br>以 内<br><br>ただし、利率<br>見直し方式<br>で借り入れ<br>る場合、利率<br>の見直しを<br>行った後に<br>おいては、当<br>該見直し後<br>の利率 | 借入れのときより据置を含<br>み30年以内に償還する。<br><br>ただし、財政その他の都合<br>により償還年限を短縮し、<br>若しくは低利に借換えする<br>ことができる。 |
| 拝島駅自由通路整備事業                      | 122,000      |                              |                                                                                                        |                                                                                             |
| 第二市営住宅<br>エ レ ベ ー タ ー<br>設 置 事 業 | 52,000       |                              |                                                                                                        |                                                                                             |
| 防災行政無線施設改良事業                     | 21,200       |                              |                                                                                                        |                                                                                             |
| 計                                | 231,900      |                              |                                                                                                        |                                                                                             |

議案第 25 号

平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



平成20年度 福生市国民健康保険特別会計予算

平成20年度福生市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,117,304千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の  
各項の間の流用

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款           | 項             | 金 額       |
|-------------|---------------|-----------|
| 1 国民健康保険税   |               | 1,432,215 |
|             | 1 国民健康保険税     | 1,432,215 |
| 2 国庫支出金     |               | 1,282,767 |
|             | 1 国庫負担金       | 1,134,380 |
|             | 2 国庫補助金       | 148,387   |
| 3 療養給付費等交付金 |               | 565,562   |
|             | 1 療養給付費等交付金   | 565,562   |
| 4 前期高齢者交付金  |               | 1,251,831 |
|             | 1 前期高齢者交付金    | 1,251,831 |
| 5 都支出金      |               | 270,130   |
|             | 1 都負担金        | 38,332    |
|             | 2 都補助金        | 231,798   |
| 6 共同事業交付金   |               | 740,733   |
|             | 1 共同事業交付金     | 740,733   |
| 7 繰入金       |               | 568,150   |
|             | 1 他会計繰入金      | 568,150   |
| 8 繰越金       |               | 1         |
|             | 1 繰越金         | 1         |
| 9 諸収入       |               | 5,915     |
|             | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2,030     |
|             | 2 預金利子        | 83        |
|             | 3 雑入          | 3,802     |
| 歳 入 合 計     |               | 6,117,304 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款           | 項            | 金 額       |
|-------------|--------------|-----------|
| 1 総 務 費     |              | 24,909    |
|             | 1 総務管理費      | 24,909    |
| 2 保険給付費     |              | 3,923,362 |
|             | 1 療養諸費       | 3,425,820 |
|             | 2 高額療養費      | 425,992   |
|             | 3 移 送 費      | 600       |
|             | 4 出産育児諸費     | 63,000    |
|             | 5 葬 祭 費      | 4,500     |
|             | 6 結核・精神医療給付金 | 3,450     |
| 3 後期高齢者支援金等 |              | 799,348   |
|             | 1 後期高齢者支援金等  | 799,348   |
| 4 前期高齢者納付金等 |              | 659       |
|             | 1 前期高齢者納付金等  | 659       |
| 5 老人保健拠出金   |              | 142,259   |
|             | 1 老人保健拠出金    | 142,259   |
| 6 介護給付費納付金  |              | 336,932   |
|             | 1 介護給付費納付金   | 336,932   |
| 7 共同事業拠出金   |              | 781,182   |
|             | 1 共同事業拠出金    | 781,182   |
| 8 保健事業費     |              | 92,026    |
|             | 1 特定健康診査等事業費 | 88,200    |
|             | 2 保健事業費      | 3,826     |
| 9 公 債 費     |              | 309       |
|             | 1 公 債 費      | 309       |
| 10 諸支出金     |              | 6,304     |
|             | 1 償還金及び還付金   | 6,303     |
|             | 2 他会計繰出金     | 1         |
| 11 予 備 費    |              | 10,014    |
|             | 1 予 備 費      | 10,014    |
|             |              |           |
| 歳 出 合 計     |              | 6,117,304 |



議案第 26 号

平成 20 年度福生市老人保健医療特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



## 平成20年度 福生市老人保健医療特別会計予算

平成20年度福生市の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ406,260千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款         | 項          | 金額      |
|-----------|------------|---------|
| 1 支払基金交付金 |            | 219,921 |
|           | 1 支払基金交付金  | 219,921 |
| 2 国庫支出金   |            | 124,025 |
|           | 1 国庫負担金    | 124,025 |
| 3 都支出金    |            | 31,006  |
|           | 1 都負担金     | 31,006  |
| 4 繰入金     |            | 31,102  |
|           | 1 他会計繰入金   | 31,102  |
| 5 繰越金     |            | 1       |
|           | 1 繰越金      | 1       |
| 6 諸収入     |            | 205     |
|           | 1 延滞金及び加算金 | 2       |
|           | 2 預金利子     | 1       |
|           | 3 雑入       | 202     |
| 歳入合計      |            | 406,260 |

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]



議案第 27 号

平成 20 年度福生市介護保険特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



## 平成20年度 福生市介護保険特別会計予算

平成20年度福生市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,761,654 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 介護給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の  
各項の間の流用

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

## 第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

| 款         | 項             | 金 額         |
|-----------|---------------|-------------|
| 1 介護保険料   |               | 591, 000    |
|           | 1 介護保険料       | 591, 000    |
| 2 国庫支出金   |               | 561, 999    |
|           | 1 国庫負担金       | 451, 683    |
|           | 2 国庫補助金       | 110, 316    |
| 3 支払基金交付金 |               | 818, 537    |
|           | 1 支払基金交付金     | 818, 537    |
| 4 都支出金    |               | 406, 560    |
|           | 1 都負担金        | 393, 797    |
|           | 2 財政安定化基金交付金  | 1           |
|           | 3 都補助金        | 12, 762     |
| 5 財産収入    |               | 1           |
|           | 1 財産運用収入      | 1           |
| 6 繰入金     |               | 383, 374    |
|           | 1 一般会計繰入金     | 374, 374    |
|           | 2 基金繰入金       | 9, 000      |
| 7 繰越金     |               | 1           |
|           | 1 繰越金         | 1           |
| 8 諸収入     |               | 182         |
|           | 1 延滞金、加算金及び過料 | 10          |
|           | 2 預金利子        | 169         |
|           | 3 雑入          | 3           |
|           |               |             |
| 歳入合計      |               | 2, 761, 654 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款            | 項               | 金 額       |
|--------------|-----------------|-----------|
| 1 総 務 費      |                 | 34,448    |
|              | 1 総務管理費         | 9,011     |
|              | 2 賦課徴収費         | 2,415     |
|              | 3 認定審査会費        | 23,022    |
| 2 介護給付費      |                 | 2,601,473 |
|              | 1 介護サービス等諸費     | 2,433,563 |
|              | 2 高額介護サービス等費    | 47,909    |
|              | 3 特定入所者介護サービス等費 | 120,001   |
| 3 地域支援事業費    |                 | 77,938    |
|              | 1 介護予防事業費       | 38,969    |
|              | 2 包括的支援事業・任意事業費 | 38,969    |
| 4 財政安定化基金拠出金 |                 | 731       |
|              | 1 財政安定化基金拠出金    | 731       |
| 5 基金積立金      |                 | 1         |
|              | 1 基金積立金         | 1         |
| 6 公 債 費      |                 | 44,659    |
|              | 1 公 債 費         | 159       |
|              | 2 財政安定化基金償還金    | 44,500    |
| 7 諸支出金       |                 | 404       |
|              | 1 償還金及び還付金      | 403       |
|              | 2 他会計繰出金        | 1         |
| 8 予 備 費      |                 | 2,000     |
|              | 1 予 備 費         | 2,000     |
|              |                 |           |
| 歳 出 合 計      |                 | 2,761,654 |



議案第 28 号

平成 20 年度福生市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



## 平成20年度 福生市後期高齢者医療特別会計予算

平成20年度福生市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ746,895千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款            | 項            | 金額      |
|--------------|--------------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              | 372,696 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 | 372,696 |
| 2 使用料及び手数料   |              | 1       |
|              | 1 手数料        | 1       |
| 3 繰入金        |              | 369,429 |
|              | 1 他会計繰入金     | 369,429 |
| 4 諸収入        |              | 4,769   |
|              | 1 延滞金及び過料    | 1       |
|              | 2 償還金及び還付加算金 | 1       |
|              | 3 預金利子       | 1       |
|              | 4 受託事業収入     | 4,765   |
|              | 5 雑入         | 1       |
| 歳入合計         |              | 746,895 |





議案第 29 号

平成 20 年度福生市下水道事業会計予算

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



平成20年度 福生市下水道事業会計予算

平成20年度福生市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,610,224千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第230条第1項の規定により起こすことができる

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款          | 項             | 金 額       |
|------------|---------------|-----------|
| 1 分担金及び負担金 |               | 391       |
|            | 1 負担金         | 391       |
| 2 使用料及び手数料 |               | 1,033,012 |
|            | 1 使用料         | 1,033,012 |
| 3 国庫支出金    |               | 10,179    |
|            | 1 国庫負担金       | 9,594     |
|            | 2 国庫補助金       | 585       |
| 4 財産収入     |               | 1         |
|            | 1 財産売払収入      | 1         |
| 5 繰入金      |               | 400,000   |
|            | 1 他会計繰入金      | 400,000   |
| 6 繰越金      |               | 40,000    |
|            | 1 繰越金         | 40,000    |
| 7 諸収入      |               | 17,641    |
|            | 1 延滞金、加算金及び過料 | 1         |
|            | 2 預金利子        | 271       |
|            | 3 雑入          | 17,369    |
| 8 市債       |               | 109,000   |
|            | 1 市債          | 109,000   |
| 歳 入 合 計    |               | 1,610,224 |



第2表 地方債

| 起債の目的   | 限度額          | 起債の方法                      | 利率                                                                     | 償還の方法                                                                      |
|---------|--------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 公共下水道事業 | 千円<br>80,400 | 証書借入<br><br>又は<br><br>証券発行 | 5.0 %<br><br>以 内<br><br>ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率 | 借入れのときより据置を含み30年以内に償還する。<br><br>ただし、財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利に借換えることができる。 |
| 流域下水道事業 | 28,600       |                            |                                                                        |                                                                            |
| 計       | 109,000      |                            |                                                                        |                                                                            |

議案第 30 号

平成 20 年度福生市受託水道事業会計予算

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



平成20年度 福生市受託水道事業会計予算

平成20年度福生市の受託水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ375,345千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年 3月 4日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]





報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 4 号）を別紙写しのとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、報告し、その承認を求める。



陳情第 20－1 号

介護保険の改善を国に求める陳情書

### （陳情趣旨）

介護の現場は人手不足で危機的状況となっています。低く過ぎる介護報酬のもとで、ヘルパーは低賃金・劣悪な労働条件下にあり、離職が増え新規就業者が減っているからです。こうしたもとでも重度の要介護者は増加の兆しにあり、対応は待ったなしの状況に迫られています。人手不足の上、制度上短時間介護が余儀なくされ、ヘルパーは収入につながらないため、介護の担い手がいなのです。しかも、こうした短時間介護は早朝や夜の仕事が多く、このことにより人手不足に拍車をかけている実情にあります。しかし、私たちはこうした劣悪な労働条件のもとでも地域の利用者を見捨てることはできない。要望があれば断ることはできないとの思いで身を粉にして、なんとか利用者を支えたい一心で頑張っているのです。なかでも、特に事業所の管理者及びサービス提供責任者は、ヘルパーの人手不足をカバーするため自ら早朝や夜の仕事をこなさざるを得ません。本来の事務業務を後回しにして走り回っているのが現状なのです。しかも、介護の仕事に休日はありません。週に一度休むのがやっとというところですよ。責任者の中には点滴を打ちながら仕事をしている人もあると聞いています。また、サービス提供責任者は、訪問介護事業の中核的役割を担うにもかかわらず、その業務に介護報酬は設定されていないのです。責任者は役割が重い割には賃金が低いことで、離職がふえてきていることは制度上、深刻と言わなければなりません。

NPO法人を含む多くの介護事業所は、「地域の利用者を支えたい」「引き受け手のない利用者を支えたい」、この思い一心で頑張っているにも関わらず事業経営がきび厳しい状態です。

地域の高齢者・利用者が安心して介護を受けられる介護事業を成り立たせるためには、介護労働者の労働条件の改善と介護報酬の引き上げがどうしても必要です。地域の住民の暮らしに責任を持つ議会として陳情内容に御理解をいただき、次の陳情項目について、国に意見書を提出されるようお願いいたします。

### （陳情項目）

- 1 ヘルパー不足解消のためには、労働条件の改善が必要です。介護保険料に連動しない給与保障を可能にする介護報酬を引き上げること。
- 2 サービス提供責任者の介護報酬を設定すること。

平成 20 年 2 月 18 日

陳情者代表

あきる野市草花 1045-5

西多摩ホームヘルパー労働組合

委員長 清水 藤太郎 ㊞

羽村市緑ヶ丘 1-15-10

西多摩社会保障推進協議会

会長 小舟 保雄 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様



陳情第 20－2 号

「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」厚生労働省  
通達（事務連絡）を徹底させる陳情書

(陳情趣旨)

介護保険制度がスタートして8年、当初介護の社会化がうたわれ、国は「過酷な介護から家族の解放」を進めると宣伝しました。ところが、制度の「改定」により、訪問介護の短時間化、生活援助の時間制限が進められ、加えて同居家族がいる場合の生活援助が必要以上に制限され、再び家族に過酷な介護負担を強いるケースが多発しています。

この結果、福生市は、18年度決算で、介護サービス等諸費を約1億1414万円(第1号被保険者1人当たり月額約947円)も余らせています。こうした中で厚生労働省は、昨年12月20日付介護保険の生活援助サービスについての事務連絡(通達)を出しました。この通達は、「市町村においては、個別具体的な状況を踏まえないで、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい」と自治体の行き過ぎた行政指導をいさめています。また厚生労働省は、同居家族が仕事のため利用者が日中1人になる「日中独居」の場合も生活援助サービスが利用できるとしています。軽度者に対する予防給付も同様です。どうか福生市において、必要な介護が受けられるように、また家族介護の過酷な現状には限界があることを直視され、福生市が介護の社会化を名実ともに実現していくために努力するよう働きかけをお願いいたします。

(陳情項目)

- 1 利用者への生活援助は、日常生活を維持し、自分らしい生活を生き生きと送るためになくてはならない援助です。今回の事務連絡(通達)を介護サービス事業者、関係団体、利用者等に周知され、利用者が必要な介護が受けられるよう福生市に要請してください。
- 2 「介護予防訪問介護サービス」についても同様に、通達を生かし必要なサービスが利用できるよう福生市に要請して下さい。

平成20年2月18日

陳情者代表

あきる野市草花 1045-5

西多摩ホームヘルパー労働組合

委員長 清水 藤太郎 ㊟

羽村市緑ヶ丘 1-15-10

西多摩社会保障推進協議会

会 長 小 舟 保 雄 ㊟

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様



陳情第 20－3 号

国民健康保険税に関する陳情書

(陳情趣旨)

2008 年度国民健康保険税の引き上げが検討されています。

来年度の制度改正では、前期高齢者交付金が創設されます。国保加入者は、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の占める割合が大きいため、国保加入者の負担が重くなります。

さらに、老人医療費拠出金に代わり後期高齢者支援金も創設されます。これにより、国保被保険者の 1 人当たりの負担額が小さくなります。ところが、国保の被保険者全体が負担する額は前年度より軽くなっていますが、保険税を払う被保険者の数が大幅に減っているため、1 人当たりの国民健康保険税は重くなっています。国民健康保険税の引き上げにあたり、以下の改善項目について陳情するものです。

(陳情項目)

- 1 国民健康保険税を引き下げて、払える国民健康保険税にすること。
- 2 「資格証明書」と「短期保険証明書」を発行しないこと。
- 3 減免基準を生活保護基準の 1.5 倍に引き上げ、無条件に実施すること。

平成 20 年 2 月 21 日

陳情者代表

羽村市緑ヶ丘 1-15-10

西多摩社会保障推進協議会

会 長 小 舟 保 雄 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 20 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名           | 氏 名     |
|---------------|---------|
| 副 市 長         | 高 橋 保 雄 |
| 収 入 役         | 並 木 茂   |
| 企 画 財 政 部 長   | 野 崎 隆 晴 |
| 総 務 部 長       | 田 辺 恒 久 |
| 総 務 部 参 事     | 田 中 益 雄 |
| 市 民 部 長       | 石 川 弘   |
| 生 活 環 境 部 長   | 吉 沢 英 治 |
| 福 祉 部 長       | 星 野 恭一郎 |
| 子 ども 家 庭 部 長  | 町 田 正 春 |
| 都 市 建 設 部 長   | 清 水 喜久夫 |
| 企画財政部企画調整課長   | 野 島 保 代 |
| 企画財政部財政課長     | 大 越 英 世 |
| 企画財政部秘書広報課長   | 森 田 明   |
| 企 画 財 政 部 主 幹 | 渡 辺 良 郎 |

|                |         |
|----------------|---------|
| 企画財政部情報システム課長  | 田 村 博 敏 |
| 総 務 部 総 務 課 長  | 村 野 光 治 |
| 総務部安全安心まちづくり課長 | 横 倉 成 昭 |
| 総 務 部 職 員 課 長  | 坂 本 勝 久 |
| 市民部総合窓口課長      | 島 田 兼 男 |
| 市 民 部 課 税 課 長  | 森 谷 稔   |
| 市 民 部 収 納 課 長  | 岡 野 康 弘 |
| 市民部保険年金課長      | 田 中 実   |
| 生活環境部地域振興課長    | 森 田 秀 司 |
| 生活環境部環境課長      | 土 井 真   |
| 生活環境部協働推進課長    | 高 橋 泰   |
| 福祉部社会福祉課長      | 西 湖 均   |
| 福祉部介護福祉課長      | 古 谷 久 雄 |
| 福祉部健康管理課長      | 板 垣 俊 和 |
| 子ども家庭部子ども育成課長  | 古 谷 光 好 |
| 子ども家庭部子育て支援課長  | 薄 田 公 子 |
| 都市建設部まちづくり計画課長 | 小 峯 勝   |
| 都市建設部施設管理課長    | 山 崎 勇   |
| 都市建設部施設工事課長    | 滝 島 肇   |
| 都市建設部水道事務所長    | 荒 井 公 雄 |
| 会 計 課 長        | 小 林 重 雄 |
| 市 民 会 館 長      | 伊 東 静 一 |

平成 20 年 1 月 4 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市教育委員会委員長 長谷川 貞 夫

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 20 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名             | 氏 名     |
|-----------------|---------|
| 教 育 長           | 宮 城 眞 一 |
| 教 育 次 長         | 宮 田 満   |
| 参 事             | 川 越 孝 洋 |
| 庶 務 課 長         | 福 島 秀 男 |
| 指導室長<br>指事務取扱   | 川 越 孝 洋 |
| 主 幹             | 吉 澤 淳   |
| 学 校 給 食 課 長     | 中 村 守 一 |
| 社 会 教 育 課 長     | 戸 室 幸 治 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 野 方 孝   |
| 公 民 館 長         | 伊 東 静 一 |
| 図 書 館 長         | 森 田 秀 敏 |



平成 20 年 1 月 4 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市農業委員会会長 野 崎 博

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 20 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名         | 氏 名     |
|-------------|---------|
| 生 活 環 境 部 長 | 吉 沢 英 治 |
| 生活環境部地域振興課長 | 森 田 秀 司 |



平成 20 年 1 月 4 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市選挙管理委員会

委員長 樋 口 拓 行

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 20 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名     | 氏 名   |
|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 榎 戸 宏 |



平成 20 年 1 月 4 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市代表監査委員 沖 倉 強

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 20 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名     | 氏 名     |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 伊 藤 章 一 |



平成20年1月4日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市固定資産評価審査委員会

委員長 森 田 展 州

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第121条の規定により、次の者を平成20年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名           | 氏 名     |
|---------------|---------|
| 総 務 部 長       | 田 辺 恒 久 |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 村 野 光 治 |



平成 20 年 2 月 1 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人

市議会議事説明員の委任について

平成 20 年 2 月 1 日付けの人事異動に伴い、平成 20 年 1 月 4 日付け、福総総発第 191 号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

| 変更前                   | 変更後                           |
|-----------------------|-------------------------------|
| 総務部長          田 辺 恒 久 | 総務部長<br>事務取扱          高 橋 保 雄 |



平成 20 年 2 月 1 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市固定資産評価審査委員会

委員長 森 田 展 州

市議会議事説明員の委任について

平成 20 年 2 月 1 日付けの人事異動に伴い、平成 20 年 1 月 4 日付け、福固審  
発第 8 号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更  
したので通知します。

| 変更前                     | 変更後                             |
|-------------------------|---------------------------------|
| 総務部長            田 辺 恒 久 | 総務部長<br>事務取扱            高 橋 保 雄 |



福 議 発 第 209 号  
平成 20 年 2 月 26 日

様

福 生 市 議 会 議 長  
原 島 貞 夫

議案説明員の出席要求について

平成 20 年 第 1 回 福 生 市 議 会 定 例 会 に ご 出 席 ぐ だ さ る よ う、 地 方 自 治 法 第  
121 条 の 規 定 に よ り 要 求 い た し ま す。

な お、 議 事 日 程 及 び 議 案 写 し を 別 紙 の と お り 送 付 い た し ま す。

1 期 日 平成 20 年 3 月 4 日 (火)

2 場 所 福 生 市 議 会 議 場 (福 生 市 商 工 会 館 3 階)



写

福 監 発 第 7 0 号  
平成 2 0 年 1 月 8 日

福生市長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長  
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成 1 9 年 1 1 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 1 2 月 2 6 日 (水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 1 9 年 1 1 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 1 1 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、1 1 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



## 平成 19 年 11 月分

平成 19 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名    | 予算現額             | 本 月 中 歳 入 額   | 本月末歳入累計額       | 収入率  | 本 月 末 現 在 高     |
|----------|------------------|---------------|----------------|------|-----------------|
|          |                  | 本 月 中 歳 出 額   | 本月末歳出累計額       | 執行率  |                 |
| 一 般 会 計  | 千円<br>22,933,827 | 2,652,877,929 | 12,102,962,309 | 52.8 | 運 890,000,000   |
|          |                  | 1,032,696,610 | 11,666,072,719 | 50.9 | 436,889,590     |
| 国 保 会 計  | 5,684,062        | 604,157,945   | 3,354,937,726  | 59.0 | 運 125,000,000   |
|          |                  | 455,054,277   | 3,419,022,445  | 60.2 | △64,084,719     |
| 老人保健医療会計 | 3,054,766        | 227,987,352   | 1,841,014,513  | 60.3 | 32,650,430      |
|          |                  | 236,216,073   | 1,808,364,083  | 59.2 |                 |
| 下水道事業会計  | 2,055,246        | 57,420,241    | 1,009,715,775  | 49.1 | 117,506,426     |
|          |                  | 22,640,645    | 892,209,349    | 43.4 |                 |
| 介護保険会計   | 2,748,149        | 235,413,950   | 1,644,269,123  | 59.8 | 134,299,874     |
|          |                  | 203,173,515   | 1,509,969,249  | 54.9 |                 |
| 受託水道事業会計 | 466,836          | 13,508,000    | 195,302,337    | 41.8 | 26,516,399      |
|          |                  | 34,762,876    | 168,785,938    | 36.2 |                 |
| 合 計      | 36,942,886       | 3,791,365,417 | 20,148,201,783 | 54.5 | 運 1,015,000,000 |
|          |                  | 1,984,543,996 | 19,464,423,783 | 52.7 | 683,778,000     |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 59,992,888  | 363,091,094 | 357,425,169 | 65,658,813  |
| 都 税     | 179,504,183 | 261,510,352 | 179,504,183 | 261,510,352 |
| 合 計     | 239,497,071 | 624,601,446 | 536,929,352 | 327,169,165 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分               | 前月末現在高          | 本月中収入額        | 本月中支出額        | 本月末現在高          |
|-------------------|-----------------|---------------|---------------|-----------------|
| 退職手当特別負担金準備基金     | 116,668,607     | 0             | 0             | 116,668,607     |
| 庁舎建設基金            | 1,745,441,683   | 0             | 0             | 1,745,441,683   |
| 都市施設整備基金          | 1,388,630,501   | 0             | 0             | 1,388,630,501   |
| 育 英 基 金           | 15,350,000      | 0             | 0             | 15,350,000      |
| 市営住宅等管理基金         | 352,698,725     | 0             | 0             | 352,698,725     |
| 財 政 調 整 基 金       | 運△1,300,000,000 | 戻 645,000,000 | 運 360,000,000 | 運△1,015,000,000 |
|                   | 1,663,708,842   | 0             | 0             | 1,663,708,842   |
| 学校施設等整備基金         | 1,451,952,564   | 0             | 0             | 1,451,952,564   |
| ふるさと人づくりまちづくり基金   | 413,782,023     | 0             | 0             | 413,782,023     |
| 介護給付費準備基金         | 36,646,028      | 0             | 0             | 36,646,028      |
| 中小企業振興資金融資一時補てん基金 | 2,000,000       | 0             | 0             | 2,000,000       |
| 国保高額療養費等資金貸付基金    | 6,000,000       | 返 924,265     | 貸 924,265     | 6,000,000       |
| 合 計               | 運△1,300,000,000 | 戻 645,000,000 | 運 360,000,000 | 運△1,015,000,000 |
|                   | 7,192,878,973   | 924,265       | 924,265       | 7,192,878,973   |

・ 運は運用金      ・ 貸は貸付金      ・ 返は返済金      ・ 戻は戻入金





福 監 発 第 7 5 号  
平成 2 0 年 2 月 1 3 日

福生市長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長  
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成 1 9 年 1 2 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 1 月 3 0 日 (水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 1 9 年 1 2 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 1 2 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、1 2 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



## 平成 19 年 12 月分

平成 19 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名    | 予算現額             | 本 月 中 歳 入 額   | 本月末歳入累計額       | 収入率  | 本 月 末 現 在 高   |
|----------|------------------|---------------|----------------|------|---------------|
|          |                  | 本 月 中 歳 出 額   | 本月末歳出累計額       | 執行率  |               |
| 一 般 会 計  | 千円<br>22,937,557 | 1,387,223,860 | 13,490,186,169 | 58.8 | 運 100,000,000 |
|          |                  | 1,954,532,412 | 13,620,605,131 | 59.4 | △ 130,418,962 |
| 国 保 会 計  | 5,879,257        | 464,378,567   | 3,819,316,293  | 65.0 | 運 130,000,000 |
|          |                  | 500,932,672   | 3,919,955,117  | 66.7 | △ 100,638,824 |
| 老人保健医療会計 | 3,054,766        | 274,199,352   | 2,115,213,865  | 69.2 | 26,871,865    |
|          |                  | 279,977,917   | 2,088,342,000  | 68.4 |               |
| 下水道事業会計  | 2,520,646        | 149,376,665   | 1,159,092,440  | 46.0 | 254,584,556   |
|          |                  | 12,298,535    | 904,507,884    | 35.9 |               |
| 介護保険会計   | 2,748,149        | 220,436,165   | 1,864,705,288  | 67.9 | 90,294,423    |
|          |                  | 264,441,616   | 1,774,410,865  | 64.6 |               |
| 受託水道事業会計 | 466,836          | 33,633,000    | 228,935,337    | 49.0 | 24,877,923    |
|          |                  | 35,271,476    | 204,057,414    | 43.7 |               |
| 合 計      | 37,607,211       | 2,529,247,609 | 22,677,449,392 | 60.3 | 運 230,000,000 |
|          |                  | 3,047,454,628 | 22,511,878,411 | 59.9 | 165,570,981   |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 65,658,813  | 530,875,260 | 503,436,579 | 93,097,494  |
| 都 税     | 261,510,352 | 149,779,375 | 261,510,352 | 149,779,375 |
| 合 計     | 327,169,165 | 680,654,635 | 764,946,931 | 242,876,869 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分               | 前月末現在高           | 本月中収入額        | 本月中支出額        | 本月末現在高         |
|-------------------|------------------|---------------|---------------|----------------|
| 退職手当特別負担金準備基金     | 116,668,607      | 0             | 0             | 116,668,607    |
| 庁舎建設基金            | 1,745,441,683    | 0             | 0             | 1,745,441,683  |
| 都市施設整備基金          | 1,388,630,501    | 0             | 0             | 1,388,630,501  |
| 育英基金              | 15,350,000       | 0             | 0             | 15,350,000     |
| 市営住宅等管理基金         | 352,698,725      | 0             | 0             | 352,698,725    |
| 財政調整基金            | 運△ 1,015,000,000 | 戻 925,000,000 | 運 140,000,000 | 運△ 230,000,000 |
|                   | 1,663,708,842    | 0             | 0             | 1,663,708,842  |
| 学校施設等整備基金         | 1,451,952,564    | 0             | 0             | 1,451,952,564  |
| ふるさと人づくりまちづくり基金   | 413,782,023      | 0             | 0             | 413,782,023    |
| 介護給付費準備基金         | 36,646,028       | 0             | 0             | 36,646,028     |
| 中小企業振興資金融資一時補てん基金 | 2,000,000        | 0             | 0             | 2,000,000      |
| 国保高額療養費等資金貸付基金    | 6,000,000        | 返 670,743     | 貸 670,743     | 6,000,000      |
| 合 計               | 運△ 1,015,000,000 | 戻 925,000,000 | 運 140,000,000 | 運△ 230,000,000 |
|                   | 7,192,878,973    | 670,743       | 670,743       | 7,192,878,973  |

・ 運は運用金    ・ 貸は貸付金    ・ 返は返済金    ・ 戻は戻入金





福監発第 76 号  
平成 20 年 2 月 29 日

福 生 市 長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成 19 年度第 2 回定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条 12 項の規定により通知願います。



平成19年度

第2回  
定期監査報告書

企画財政部

財政課

福生市監査委員



## 平成19年度第2回定期監査報告書

### 第1 監査の種別

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

### 第2 監査の対象

企画財政部財政課

### 第3 監査の範囲

平成19年度（平成19年4月1日から平成19年9月30日）における事務の執行

### 第4 監査の実施期間

平成19年10月15日から平成19年11月15日

### 第5 監査の実施方法

監査の対象とした所管課の財務及びその他これらに関する事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき監査手続きにより実施し、次の点に主眼を置き実施した。

- 1 職員の管理事務が適正に行われているか。出張命令簿、超過勤務等命令簿、出勤表（タイムカード）等を照合し確認をした。
- 2 効率的な予算の執行（予算経理、歳入調定、契約事務、支出の費目区分等）が行われているか。
- 3 資金前渡（前渡金受領、支払、清算の時期等）の管理は適切に行われているか。
- 4 その他。

### 第6 監査の結果

事務事業の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望もあわせて以下に記述する。

#### 1 予算の執行状況について

歳入歳出予算の執行について、支出命令書・支出負担行為書・収入通知・調定通知等の内容（添付書類）を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

2 超過勤務手当、休日給の支給状況について

超過勤務等命令簿及び報告書等の記入・計算・確認印等は適正に処理されているか確認した結果、次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

◆始業時間・終業時間の記載について適当と思われないものが2箇所見受けられた。

3 旅費の支給について

出張命令簿等の支給区分、用務内容、命令印等は適正に処理されているか確認した結果、次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

◆出張命令簿の集計金額と旅費の報告書の金額に違いのあるものが見受けられたので再確認願いたい。

4 出勤整理簿等について

出勤表（タイムカード）及び休暇願等の区分、内容、時間計算等は適正に処理されているかについて調査した結果、次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

◆休暇欄の集計が未記載のものが見受けられた、集計処理等については今後注意されたい。

5 被服等貸与品の管理について

貸与品は台帳に記載されているか、貸与品はどのように管理されているかについて調査した結果、被服台帳は各個人別に適正に記載されていた。

また、管理については各個人に任されている。廃棄処分等については十分注意をされたい。

6 備品の管理等について

備品台帳の記載内容及び管理状況について調査した結果、次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

◆電気製品の購入歴が古いもので確認できないものがあつたので、現物確認のうえ廃棄等の手続をされたい。

7 印鑑・公印の管理について

使用台帳・保管方法等について調査した結果、適正に処理されていた。

8 タクシー券の管理等について

タクシー券の使用伺い及び利用状況について調査した結果、利用状況等について詳細に記載され適正に執行されていた。

9 事務事業の委託について

委託については、財務会計システムの保守契約があり、機械的な保守ではなくシステムの運用サポートが主な内容であつた、契約内容としては適正にされていた。

別表 1

## 予 算 の 執 行 状 況

一般会計

財 政 課

歳 入

平成19年9月30日現在 (単位: 円・%)

| 款 項 | 目             | 予算現額          | 調 定 額         | 収入済額          | 収入比率  |       | 説 明      |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------|----------|
|     |               |               |               |               | 対予算   | 対調定   |          |
| 2   | 地方譲与税         | 129,168,000   | 37,044,000    | 37,044,000    | 28.7  | 100.0 |          |
|     | 1 自動車重量譲与税    | 95,086,000    | 27,400,000    | 27,400,000    | 28.8  | 100.0 |          |
|     | 1 自動車重量譲与税    | 95,086,000    | 27,400,000    | 27,400,000    | 28.8  | 100.0 |          |
|     | 2 地方道路譲与税     | 34,082,000    | 9,644,000     | 9,644,000     | 28.3  | 100.0 |          |
|     | 1 地方道路譲与税     | 34,082,000    | 9,644,000     | 9,644,000     | 28.3  | 100.0 |          |
| 3   | 利子割交付金        | 65,033,000    | 43,611,000    | 43,611,000    | 67.1  | 100.0 |          |
|     | 1 利子割交付金      | 65,033,000    | 43,611,000    | 43,611,000    | 67.1  | 100.0 |          |
|     | 1 利子割交付金      | 65,033,000    | 43,611,000    | 43,611,000    | 67.1  | 100.0 |          |
| 4   | 配当割交付金        | 37,757,000    | 23,310,000    | 23,310,000    | 61.7  | 100.0 |          |
|     | 1 配当割交付金      | 37,757,000    | 23,310,000    | 23,310,000    | 61.7  | 100.0 |          |
|     | 1 配当割交付金      | 37,757,000    | 23,310,000    | 23,310,000    | 61.7  | 100.0 |          |
| 5   | 株式等譲渡所得割交付金   | 42,125,000    | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   |          |
|     | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 42,125,000    | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   |          |
|     | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 42,125,000    | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   |          |
| 6   | 地方消費税交付金      | 626,162,000   | 366,485,000   | 366,485,000   | 58.5  | 100.0 |          |
|     | 1 地方消費税交付金    | 626,162,000   | 366,485,000   | 366,485,000   | 58.5  | 100.0 |          |
|     | 1 地方消費税交付金    | 626,162,000   | 366,485,000   | 366,485,000   | 58.5  | 100.0 |          |
| 7   | 自動車取得税交付金     | 157,547,000   | 33,169,000    | 33,169,000    | 21.1  | 100.0 |          |
|     | 1 自動車取得税交付金   | 157,547,000   | 33,169,000    | 33,169,000    | 21.1  | 100.0 |          |
|     | 1 自動車取得税交付金   | 157,547,000   | 33,169,000    | 33,169,000    | 21.1  | 100.0 |          |
| 9   | 地方特例交付金       | 50,791,000    | 50,791,000    | 50,791,000    | 100.0 | 100.0 |          |
|     | 1 地方特例交付金     | 26,546,000    | 26,546,000    | 26,546,000    | 100.0 | 100.0 |          |
|     | 1 地方特例交付金     | 26,546,000    | 26,546,000    | 26,546,000    | 100.0 | 100.0 |          |
|     | 2 特別交付金       | 24,245,000    | 24,245,000    | 24,245,000    | 100.0 | 100.0 |          |
|     | 1 特別交付金       | 24,245,000    | 24,245,000    | 24,245,000    | 100.0 | 100.0 |          |
| 10  | 地方交付税         | 2,130,612,000 | 1,248,866,000 | 1,248,866,000 | 58.6  | 100.0 |          |
|     | 1 地方交付税       | 2,130,612,000 | 1,248,866,000 | 1,248,866,000 | 58.6  | 100.0 |          |
|     | 1 地方交付税       | 1,650,612,000 | 1,248,866,000 | 1,248,866,000 | 75.7  | 100.0 | 普通交付税    |
|     |               | 480,000,000   | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   | 特別交付税    |
| 11  | 交通安全対策特別交付金   | 16,500,000    | 8,421,000     | 8,421,000     | 51.0  | 100.0 |          |
|     | 1 交通安全対策特別交付金 | 16,500,000    | 8,421,000     | 8,421,000     | 51.0  | 100.0 |          |
|     | 1 交通安全対策特別交付金 | 16,500,000    | 8,421,000     | 8,421,000     | 51.0  | 100.0 |          |
| 15  | 都 支 出 金       | 716,000,000   | 232,274,000   | 232,274,000   | 32.4  | 100.0 |          |
|     | 2 都 補 助 金     | 716,000,000   | 232,274,000   | 232,274,000   | 32.4  | 100.0 |          |
|     | 1 総務費都補助金     | 716,000,000   | 232,274,000   | 232,274,000   | 32.4  | 100.0 | 市町村総合交付金 |

## 歳入

平成19年9月30日現在（単位：円・％）

| 款   | 項 | 目              | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 収入比率  |       | 説明            |
|-----|---|----------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------|---------------|
|     |   |                |               |               |               | 対予算   | 対調定   |               |
| 1   | 8 | 繰入金            | 183,000,000   | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   |               |
|     | 2 | 基金繰入金          | 183,000,000   | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   |               |
|     |   | 3 学校施設等整備基金繰入金 | 83,000,000    | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   |               |
|     |   | 4 都市施設整備基金繰入金  | 100,000,000   | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   |               |
| 1   | 9 | 繰越金            | 478,424,000   | 478,424,632   | 478,424,632   | 100.0 | 100.0 |               |
|     | 1 | 繰越金            | 478,424,000   | 478,424,632   | 478,424,632   | 100.0 | 100.0 |               |
|     |   | 1 繰越金          | 478,424,000   | 478,424,632   | 478,424,632   | 100.0 | 100.0 | 前年度繰越金        |
| 2   | 1 | 市債             | 739,900,000   | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   |               |
|     | 1 | 市債             | 739,900,000   | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   |               |
|     |   | 1 総務債          | 162,200,000   | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   | 新庁舎建設事業債      |
|     |   | 2 土木債          | 268,000,000   | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   | 拝島駅自由通路整備事業債  |
|     |   | 3 消防債          | 9,700,000     | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   | 防災行政無線施設改良事業債 |
|     |   | 4 臨時財政対策債      | 300,000,000   | 0             | 0             | 0.0   | 0.0   | 臨時財政対策債       |
| 合 計 |   |                | 5,373,019,000 | 2,522,395,632 | 2,522,395,632 | 46.9  | 100.0 |               |

## 歳出

平成19年9月30日現在（単位：円・％）

| 款   | 項   | 目           | 予算現額          | 支出済額        | 予算残額        | 執行率  | 説明 |
|-----|-----|-------------|---------------|-------------|-------------|------|----|
| 2   | 総務費 |             | 179,483,000   | 18,136,518  | 161,346,482 | 10.1 |    |
|     | 1   | 総務管理費       | 179,483,000   | 18,136,518  | 161,346,482 | 10.1 |    |
|     |     | 5 財政管理費     | 179,483,000   | 18,136,518  | 161,346,482 | 10.1 |    |
| 1   | 1   | 公債費         | 1,278,366,000 | 557,240,559 | 721,125,441 | 43.6 |    |
|     | 1   | 公債費         | 1,278,366,000 | 557,240,559 | 721,125,441 | 43.6 |    |
|     |     | 1 元金        | 1,027,775,000 | 452,080,419 | 575,694,581 | 44.0 |    |
|     |     | 2 利子        | 250,591,000   | 105,160,140 | 145,430,860 | 42.0 |    |
| 1   | 2   | 諸支出金        | 4,890,000     | 0           | 4,890,000   | 0.0  |    |
|     | 1   | 基金費         | 4,890,000     | 0           | 4,890,000   | 0.0  |    |
|     |     | 1 都市施設整備基金費 | 3,976,000     | 0           | 3,976,000   | 0.0  |    |
|     |     | 2 財政調整基金費   | 914,000       | 0           | 914,000     | 0.0  |    |
| 1   | 3   | 予備費         | 96,791,000    | 0           | 96,791,000  | 0.0  |    |
|     | 1   | 予備費         | 96,791,000    | 0           | 96,791,000  | 0.0  |    |
|     |     | 1 予備費       | 96,791,000    | 0           | 96,791,000  | 0.0  |    |
| 合 計 |     |             | 1,559,530,000 | 575,377,077 | 984,152,923 | 36.9 |    |



福監発第 78 号

平成 20 年 2 月 29 日

福 生 市 長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成 19 年度第 3 回定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条 12 項の規定により通知願います。



平成19年度

第3回  
定期監査報告書

都市建設部

まちづくり計画課用地担当

福生市監査委員



## 平成 19 年度第 3 回定期監査報告書

### 第 1 監査の種別

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

### 第 2 監査の対象

都市建設部まちづくり計画課用地担当

### 第 3 監査の範囲

平成 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 11 月 30 日）における事務の執行

### 第 4 監査の実施期間

平成 20 年 1 月 17 日から平成 20 年 1 月 24 日

### 第 5 監査の実施方法

監査の対象とした所管課（用地担当）の財務及びその他これらに関する事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき監査手続きにより実施し、次の点に主眼を置き実施した。

- 1 職員の管理事務が適正に行われているか。出張命令簿、超過勤務等命令簿、出勤表（タイムカード）等を照合し確認をした。
- 2 効率的な予算の執行（予算経理、歳入調定、契約事務、支出の費目区分等）が行われているか。
- 3 資金前渡（前渡金受領、支払、清算の時期等）の管理は適切に行われているか。
- 4 その他。

### 第 6 監査の結果

事務事業の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望もあわせて以下に記述する。

#### 1 予算の執行状況について

歳入歳出予算の執行について、支出命令書・支出負担行為書等の内容（添付書類）を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

## 2 超過勤務手当、休日給の支給状況について

超過勤務等命令簿及び報告書等の記入・計算・確認印等は適正に処理されているか確認した結果、適正に処理されていた。

## 3 旅費の支給について

出張命令簿等の支給区分、用務内容、命令印等は適正に処理されているか確認した結果、適正に処理されていた。

## 4 出勤整理簿等について

出勤表（タイムカード）及び休暇願等の区分、内容、時間計算等は適正に処理されているかについて調査した結果、次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

◆ 出勤表（タイムカード）について一部押し忘れが散見された。また、休暇願に一部未集計のものが見受けられたので、押し忘れ・集計処理等については今後注意されたい。

## 5 被服等貸与品の管理について

貸与品は台帳に記載されているか、貸与品はどのように管理されているかについて調査した結果、被服台帳は各個人別に適正に記載されていた。

また、管理については各個人に任されている。廃棄処分等については十分注意をされたい。

## 6 補償費の算定について

補償費の算定について、抽出により補償費の算定内容が算定根拠に基づいているか調査した結果、11月末の調査時点で、補償費については7件確認された。補償額算定の根拠としている東京都建設局及び東京地区用地対策連絡協議会が編集・発行している、補償費算定要領に基づき算定されているか、種目・形状寸法が算定基準額（単価等）に合致しているか等照合した結果、適正に処理されていると認められた。また、補償費算定要領に算定基準がないものについては、実勢価格（見積り）により算定がされていた。

## 7 委託料の執行について

業者決定の過程・契約書（請書）書類・契約期間・契約金額・履行状況等について調査した結果、11月末の調査時点で、3件の測量委託が契約されていた。3件とも30万円以下の委託案件のため見積り合わせにより業者が決定されていた。契約関係書類等についても調査した結果、各書類とも記載・押印等が適正にされていた。なお、次のことに留意されたい。

◆ 予算等の関係もあると思われますが、測量が完了した土地については出来る限り当該年度中にすみやかに用地買収をされたい。

## 8 用地買収について

契約関係及び登記関係書類の確認をした結果、11月末時点で狭あい道路関係の用地買収があり、土地売買契約書等の関係書類は処理されていた。土地の買収価格については、福生市市道用地取得要綱、福生市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき算定されていた。

## 別表 1

## 予 算 の 執 行 状 況

一般会計

まちづくり計画課用地担当

歳 出

平成19年11月30日現在（単位：円・％）

| 款 | 項     | 目             | 予算現額       | 支出済額      | 予算残額       | 執行率  | 説 明 |
|---|-------|---------------|------------|-----------|------------|------|-----|
| 8 | 土 木 費 |               | 35,599,000 | 7,305,234 | 28,293,766 | 20.5 |     |
|   | 1     | 土木管理費         | 3,473,000  | 3,079,210 | 393,790    | 88.7 |     |
|   |       | 2 用地取得<br>事務費 | 3,473,000  | 3,079,210 | 393,790    | 88.7 |     |
|   | 2     | 道路橋りょう費       | 31,486,000 | 4,222,904 | 27,263,096 | 13.4 |     |
|   |       | 3 道路新設<br>改良費 | 31,486,000 | 4,222,904 | 27,263,096 | 13.4 |     |
|   | 3     | 都市計画費         | 640,000    | 3,120     | 636,880    | 0.5  |     |
|   |       | 1 都市計画<br>総務費 | 640,000    | 3,120     | 636,880    | 0.5  |     |
|   | 合 計   |               | 35,599,000 | 7,305,234 | 28,293,766 | 20.5 |     |





福監発第 77 号  
平成 20 年 2 月 29 日

福 生 市 長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成 19 年度第 2 回財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 号の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。



平成19年度

第2回

財政援助団体等監査報告書

対象団体 福生市商工会

所管部課 生活環境部地域振興課

福生市監査委員



# 財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

財政援助団体名・福生市商工会

所 管 部 課・生活環境部地域振興課

### 3 監査の範囲

平成18年度及び平成19年度に交付された補助金に係る事務事業の執行状況について

### 4 監査の実施期間

平成19年10月15日から平成19年11月15日

### 5 監査の実施方法

監査の対象となった財政援助団体及び所管課の関係書類の提出を求め、補助金及び事務事業の執行状況について適正に行われているかを重点に、関係帳簿、証拠書類等の照合並びにその他の関係書類等の審査と共に、関係職員から聴取するなど、通常実施すべき監査手続により実施した。

## 6 調査項目

### 所管課

- (1) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか。
- (2) 補助金の額の算定、交付手続き及び交付時期は適切であるか。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適正に行われているか。
- (4) 実績報告の検証及び事業効果の評価は行われているのか。

### 財政援助団体

- (1) 事業計画、予算書及び決算書等と補助金交付所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告書等は符号するか。
- (2) 補助金は、目的に沿って適正かつ効率的に使用されているか。
- (3) 補助金等の会計経理は、適切に行われているか。
- (4) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (5) 事務事業について、適正かつ効率的に行われているか。

## 第2 団体の概要

### 1 目的

商工会定款第1条に、商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすると規定されている。

### 2 事業の内容

商工会定款第8条に、17項目の事業を行うことと規定し、商工業に関する相談又は指導、情報又は資料の収集及び提供、調査研究、講習会又は講演会等を提供あるいは開催したり、東京都商工会又は全国商工会の共済事業を行ったり、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うことと規定されている。

### 3 団体の組織

会長 1名 副会長 2名 理事 24名 監事 2名 事務局長 他9名

### 4 補助金の種類

- (1) 福生市商工会補助金（人件費分）
- (2) 福生市商工会事業費補助金（事業費分）

### 5 交付の根拠

- (1) 福生市補助金等交付規則
- (2) 福生市商工会事業費補助金交付要綱

## 第3 監査の結果

補助事業に係る出納・その他事務及び商工会事務全般について、関係帳票類の確認及び関係職員からの説明聴取等により監査したところ、一部に改善等を要する事項が見受けられたので、次のとおり要望等を含めて改善点を指摘する。

【担 当 課】

- 1 平成18年度事業費分の補助金の申請や交付決定等の書類について、福生市補助金等交付規則の書類が使用されているのが見受けられたので、平成19年度分からは福生市商工会事業費補助金交付要綱に基づく関係書類等を使用してください。
- 2 各補助金の申請・交付決定・実績報告類等に誤りが見受けられるので、内容の確認・点検については十分注意されたい。

【財政援助団体】

- 1 平成18年度事業費分の補助金の申請や請求等の書類について、福生市補助金等交付規則の書類が使用されているのが見受けられたので、平成19年度分からは福生市商工会事業費補助金交付要綱に基づく関係書類等を使用してください。
- 2 各補助金の申請・請求・実績報告書類に誤りが見受けられるので十分確認・点検をされたい。



平成19年度

第2回  
財政援助団体等監査報告書  
(指定管理者)

対象団体 福生市商工会

所管部課 総務部安全安心まちづくり課

福生市監査委員



# 財政援助団体等監査結果報告書

(指定管理者)

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

指定管理者名・福生市商工会  
所 管 部 課・総務部安全安心まちづくり課

### 3 監査の範囲

平成18年度及び平成19年度の指定管理者として福生市営福生駅西口駐車場の管理に関する協定書の執行状況と事務の執行について

### 4 監査の実施期間

平成19年10月15日から平成19年11月15日

### 5 監査の実施方法

監査の対象となった指定管理者及び所管課の関係書類の提出を求め、指定管理の状況について協定書等に沿った業務の執行が行われているかを重点に、関係帳簿、証拠書類等の照合並びにその他の関係書類等の審査と共に、関係職員から聴取するなど、通常実施すべき監査手続により実施した。

### 6 調査項目

所管課

- (1) 福生市営福生駅西口駐車場の管理に関する協定書等について、指定管理者への指導監督が適正に行われているか。
- (2) 関係証拠書類等の整備及び点検状況が適正に行われているか。

指定管理者

- (1) 福生市営福生駅西口駐車場の管理に関する協定書等の内容に沿って事務等が、適正かつ効率的に行われているか。

## 第2 指定管理の概要

### 1 指定管理者の主な経過

平成17年12月22日 : 平成17年度第四回福生市議会定例会で議決  
平成17年12月28日 : 指定管理者指定通知を福生市商工会へ  
平成18年 4月 1日 : 福生市営福生駅西口駐車場の管理に関する協定書締結

### 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間

### 3 指定管理者の組織（福生市商工会）

会長 1名 副会長 2名 理事 24名 監事 2名 事務局長他9名

### 4 指定管理者分の収支について

| 平成18年度分 | 決 算 額        |
|---------|--------------|
| 収 入     | 15,993,448 円 |
| 支 出     | 11,056,681 円 |
| 差 引     | 4,936,767 円  |

## 第3 監査の結果

指定管理者について協定書等に沿った業務の執行が行われているか監査した結果、一部に改善等を要する事項が見受けられたので、次のとおり要望等を含めて改善点を指摘する。

### 【担 当 課】

#### 1 指定管理者の事業報告について

協定書及び管理運営業務基準等の実施状況について、精査及び点検・確認し、協定書等の履行並びに指導監督の徹底を図られたい。

### 【指定管理者】

#### 1 協定書及び管理運営業務基準等の実施状況について

① 協定書第21条の規定による年度別事業計画書の提出について、平成20年度分について未提出のため早急に提出されたい。

- ② 協定書第23条第5項の規定による満足度調査の実施は、未実施のため時期を見て早めに実施されたい。
- ③ 協定書第40条の路上駐車対策について、駐車場案内看板の設置がされているようですが、今後は商店街等との協力により、さらに路上駐車対策の改善が図られるように検討されたい。
- ④ 管理運営業務基準7の(4)の消防設備保守点検について、毎月1回の保守点検が実施されていないので、業務基準に従い至急実施されたい。
- ⑤ 総代会資料の駐車場特別会計収支報告書について、指定管理者分の駐車場収入と商工会分の駐車場収入が合算され記載されているため、収支状況報告書の指定管理者分駐車場収入と比較したときの内容が明確になるよう改善を図られたい。
- ⑥ 指定管理者と商工会の駐車場料金収入は6対4、回数券収入は5対5の按分比率になっているが、実際の駐車場収入による按分比率になるように検討されたい。
- ⑦ 防犯カメラの管理等について、現場においては記録保管等が実施されているが、協定書第18条の情報管理並びに福生市防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱等に基づき管理監督を徹底されたい。
- ⑧ 自動販売機について  
自動販売機の設置に伴い、電気使用量を確認するため個メーターの設置を至急行ない、電気使用料金については、メーター確認のうえ指定管理者に納入をされたい。





福監発第 79 号  
平成 20 年 2 月 29 日

福 生 市 長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議員 原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成 19 年度第 3 回財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 号の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。



平成19年度

第3回

財政援助団体等監査報告書

対象団体 福生市土地開発公社

所管部課 都市建設部まちづくり計画課

福生市監査委員



# 財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

財政援助団体名・福生市土地開発公社  
所 管 部 課・都市建設部まちづくり計画課

### 3 監査の範囲

平成18年度及び平成19年度に交付された補助金に係る執行状況と公社事務の執行について

### 4 監査の実施期間

平成19年12月18日から平成20年1月24日

### 5 監査の実施方法

監査の対象となった財政援助団体及び所管課の関係書類の提出を求め、補助金及び事務事業の執行状況について適正に行われているかを重点に、関係帳簿、証拠書類等の照合並びにその他の関係書類等の審査と共に、関係職員から聴取するなど、通常実施すべき監査手続により実施した。

## 6 調査項目

### 所管課

- (1) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか。
- (2) 補助金の額の算定、交付手続き及び交付時期は適切であるか。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適正に行われているか。
- (4) 実績報告の検証及び事業効果の評価は行われているのか。

### 財政援助団体

- (1) 事業計画、予算書及び決算書等と補助金交付所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告書等は符号するか。
- (2) 補助金は、目的に沿って適正かつ効率的に使用されているか。
- (3) 補助金等の会計経理は、適切に行われているか。
- (4) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (5) 事務事業について、適正かつ効率的に行われているか。

## 第2 団体の概要

### 1 目 的

土地開発公社定款第3条に、公社は公共用地または公用地等取得及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進寄与することを目的とすると規程されている。

### 2 事業の内容

- (1) 公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項各号にかかげる業務。
- (2) 国・地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地取得のあっせん、調査、測量 その他これらに類する業務。

### 3 設 立

昭和48年11月9日

### 4 団体の組織

理事長 1名 副理事長 1名 理事 7名 幹事 2名 事務局 4名

### 5 補助金額

- (1) 平成18年度分 2,722,000円
- (2) 平成19年度分 2,724,000円

## 第3 監査の結果

補助金に係る出納・その他事務及び公社事務全般について、関係帳票類の確認及び関係職員からの説明聴取等により監査したところ、一部に改善等を要する事項が見受けられたので、次のとおり要望等を含めて改善点を指摘する。

#### 【担当課】

### 1 補助金事務について

補助金の事務については、交付申請後すみやかに交付決定されたい。

## 2 公社の管理監督について

公社事務の管理監督については、適正に実施されたい。

### 【財政援助団体】

## 1 補助金事務について

補助金の請求については、交付決定後すみやかに請求されたい。

## 2 任命について

公社職員は、福生市土地開発定款第11条により理事長が任命することになっているが、この任命については規定どおりに実施されたい。

## 3 公社の保有地について

① 福生市大字熊川字北689-35 (776.25㎡) の土地について、平成7年6月9日付けで市にゲートボール場として使用許可しているが、その後約12年が経過しその間貸付の期間や条件の更新が1度もされていないので、貸付条件等の再確認及び条件整備のため更新手続をされたい。

② 福生市東町1-6 (296.39㎡) の土地について、現在駐車場用地として使用しているが、現状のまま公社が所有しているのは、事務費等を含めた金利分が年々増加して行き好ましい状態ではない。また、駐車場設置から約8年が経過していることから使用料金の見直しを検討されたい。

③ 先行取得依頼により取得し長期保有の土地について、早急に買戻しの要請をされたい。  
なお、回答については文書により受領されたい。

④ その他の公社所有地について、当面買戻予定また利用計画等ないのであれば、更地管理ではなく駐車場などの有効利用を図られたい。

## 4 規程の整備について

福生市土地開発公社役員の報酬に関する規程及び福生市土地開発公社処務規程について、改正された内容が整備されているように見受けられない。なお、今後公社運営に影響が生じられるので至急整備されたい。



福生市組織条例の一部改正新旧対照表

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 備 考            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>企画財政部 省略</p> <p>総務部 省略</p> <p>市民部</p> <p>(1) 戸籍及び住民の記録に関すること。</p> <p>(2) 税務に関すること。</p> <p>(3) 介護保険料の徴収に関すること。</p> <p>(4) 国民健康保険及び国民年金に関すること。</p> <p>(5) <u>後期高齢者医療</u>に関すること。</p> <p>生活環境部 省略</p> <p>福祉部 省略</p> <p>子ども家庭部 省略</p> <p>都市建設部 省略</p> | <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>企画財政部 省略</p> <p>総務部 省略</p> <p>市民部</p> <p>(1) 戸籍及び住民の記録に関すること。</p> <p>(2) 税務に関すること。</p> <p>(3) 介護保険料の徴収に関すること。</p> <p>(4) 国民健康保険及び国民年金に関すること。</p> <p>(5) <u>老人保健医療</u>に関すること。</p> <p>生活環境部 省略</p> <p>福祉部 省略</p> <p>子ども家庭部 省略</p> <p>都市建設部 省略</p> | <p>制度改正による</p> |



議案第8号

福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正新旧対照表

部署名：子育て支援課

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 備考                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| <p>助成の範囲)</p> <p>第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額</u>その他の同法に規定する<u>後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。)</u>に相当する額(同法に規定する<u>後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合</u>にあつては、規則で定める額)及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」という。)の合計額(以下「一部負担金等相当額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、<u>高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(一部負担金等相当額等の支払方法)</p> <p>第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する一部負担金等相当額を、<u>高齢者の医療の確保に関する法律第67条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。</u></p> <p>2 省略</p> | <p>(助成の範囲)</p> <p>第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から<u>老人保健法(昭和57年法律第80号)第28条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額</u>その他の同法に規定する<u>老人医療受給対象者が同法の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。)</u>に相当する額(同法に規定する<u>老人医療受給対象者が、同法第17条の7に規定する高額医療費を支給される場合に相当する場合</u>にあつては、規則で定める額)及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」という。)の合計額(以下「一部負担金等相当額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、<u>老人保健法第28条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(一部負担金等相当額等の支払方法)</p> <p>第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する一部負担金等相当額を、<u>老人保健法第28条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。</u></p> <p>2 省略</p> | <p>◎老人保健法の改正及び後期高齢者医療制度の創設による条文の整備</p> |



部署名：介護福祉課

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                              | 備考                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>福生市介護保険条例<br/>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第6条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで<br/>第2期 8月1日から同月31日まで<br/>第3期 9月1日から同月30日まで<br/>第4期 10月1日から同月31日まで<br/>第5期 11月1日から同月30日まで<br/>第6期 12月1日から同月28日まで</p> <p>第7期 1月1日から同月31日まで<br/>第8期 2月1日から同月28日まで(うるう年の場合は、2月1日から同月29日まで)</p> <p>2 省略<br/>3 省略<br/>附 則<br/>(平成20年度における保険料率の特例)</p> <p>第6条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第4条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 45,800円</p> <p>(2) 第4条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 45,800円</p> <p>(3) 第4条第4号に該当する者であつ</p> | <p>福生市介護保険条例<br/>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第6条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 8月1日から同月31日まで<br/>第2期 9月1日から同月30日まで<br/>第3期 10月1日から同月31日まで<br/>第4期 11月1日から同月30日まで<br/>第5期 12月1日から同月28日まで<br/>第6期 2月1日から同月28日まで(うるう年の場合は、2月1日から同月29日まで)</p> <p>2 省略<br/>3 省略<br/>附 則</p> | <p>納期の変更<br/>6期から8期</p> <p>平成20年度介護保険料激変緩和措置を継続するため追加</p> <p>所得段階別の保険料(年額)</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 現行                                                                      | 備考         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p>て、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 50,200円</p> <p>(4) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者(以下この条において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 55,200円</p> <p>(5) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 55,200円</p> <p>(6) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 59,600円</p> <p>(7) 第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第4号に該当するもの 64,000円</p> |                                                                         |            |
| <p>(関係条例の廃止)</p> <p>第7条 福生市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年条例第23号)は、廃止する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>(関係条例の廃止)</p> <p>第6条 福生市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年条例第23号)は、廃止する。</p> | <p>条ずれ</p> |

### 第3期(平成18～20年度) 所得段階別介護保険料

| 所得段階 | 対 象 者                               | 平成18年度      |           |           | 平成19年度      |           |           | 平成20年度      |           |           |
|------|-------------------------------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
|      |                                     | 負担割合<br>(%) | 月額<br>(円) | 年額<br>(円) | 負担割合<br>(%) | 月額<br>(円) | 年額<br>(円) | 負担割合<br>(%) | 月額<br>(円) | 年額<br>(円) |
| 第1段階 | 生活保護被保護者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者         | 0.50        | 2,297     | 27,600    | 0.50        | 2,297     | 27,600    | 0.50        | 2,297     | 27,600    |
| 第2段階 | 市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者 | 0.50        | 2,297     | 27,600    | 0.50        | 2,297     | 27,600    | 0.50        | 2,297     | 27,600    |
| 第3段階 | 市民税世帯非課税で第2段階に該当しない者                | 0.75        | 3,445     | 41,400    | 0.75        | 3,445     | 41,400    | 0.75        | 3,445     | 41,400    |
| 第4段階 | 市民税世帯課税者                            | 基準額         | 4,593     | 55,200    | 基準額         | 4,593     | 55,200    | 基準額         | 4,593     | 55,200    |
| 4-1  | 第1段階からの激変緩和措置対象者                    | 0.66        | 3,032     | 36,400    | 0.83        | 3,813     | 45,800    | 0.83        | 3,813     | 45,800    |
| 4-2  | 第2段階からの激変緩和措置対象者                    | 0.66        | 3,032     | 36,400    | 0.83        | 3,813     | 45,800    | 0.83        | 3,813     | 45,800    |
| 4-3  | 第3段階からの激変緩和措置対象者                    | 0.83        | 3,813     | 45,800    | 0.91        | 4,180     | 50,200    | 0.91        | 4,180     | 50,200    |
| 第5段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の者        | 1.25        | 5,742     | 69,000    | 1.25        | 5,742     | 69,000    | 1.25        | 5,742     | 69,000    |
| 5-1  | 第1段階からの激変緩和措置対象者                    | 0.75        | 3,445     | 41,400    | 1.00        | 4,593     | 55,200    | 1.00        | 4,593     | 55,200    |
| 5-2  | 第2段階からの激変緩和措置対象者                    | 0.75        | 3,445     | 41,400    | 1.00        | 4,593     | 55,200    | 1.00        | 4,593     | 55,200    |
| 5-3  | 第3段階からの激変緩和措置対象者                    | 0.91        | 4,180     | 50,200    | 1.08        | 4,961     | 59,600    | 1.08        | 4,961     | 59,600    |
| 5-4  | 第4段階からの激変緩和措置対象者                    | 1.08        | 4,961     | 59,600    | 1.16        | 5,328     | 64,000    | 1.16        | 5,328     | 64,000    |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の者        | 1.50        | 6,890     | 82,700    | 1.50        | 6,890     | 82,700    | 1.50        | 6,890     | 82,700    |



福生市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

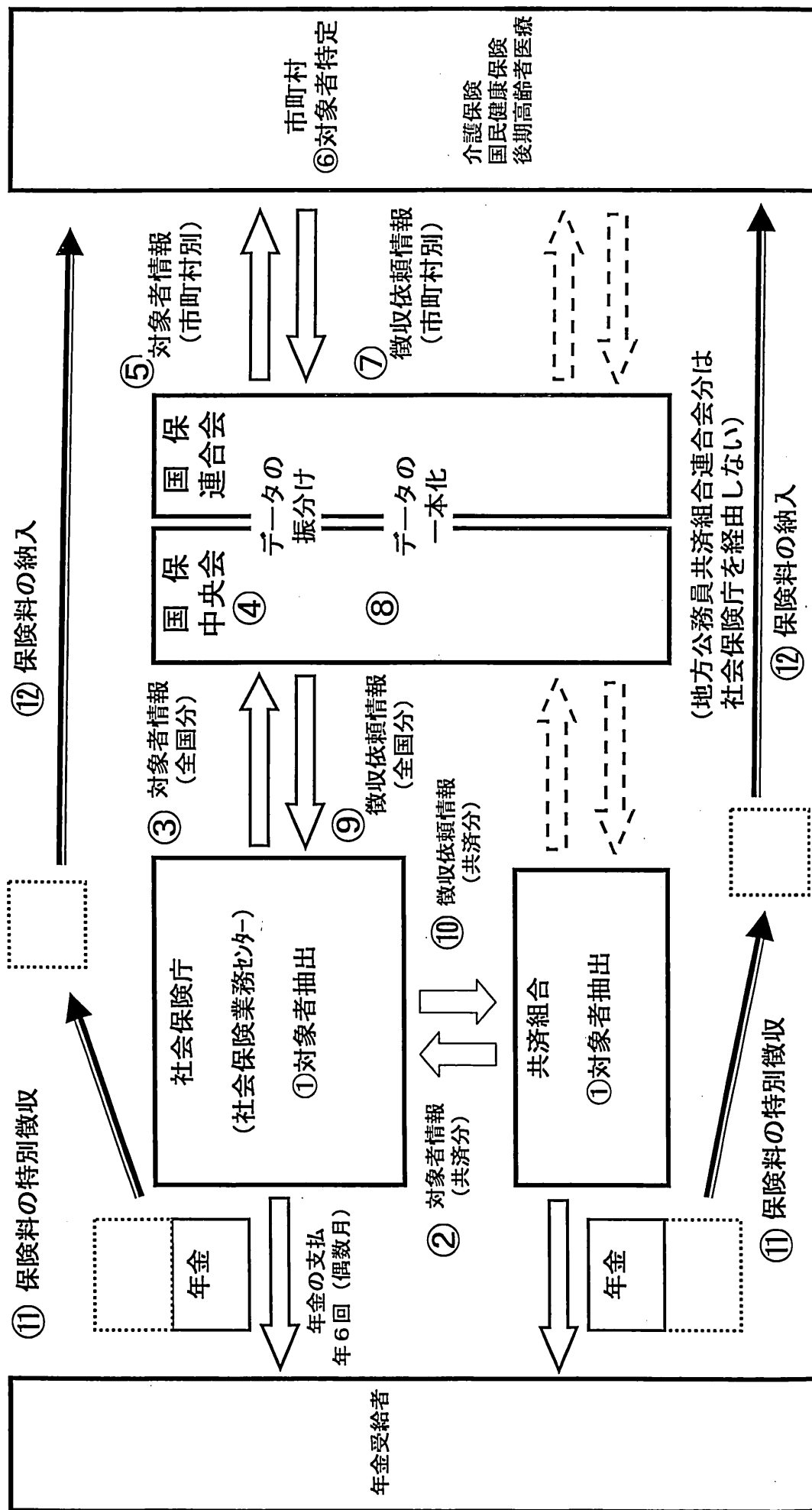
| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 備考                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(賦課期日)<br/>第11条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>(徴収の方法)<br/>第11条の2 国民健康保険税は、第13条の2、第13条の6及び第13条の7の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(納期)<br/>第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで<br/>第2期 8月1日から同月31日まで<br/>第3期 9月1日から同月30日まで<br/>第4期 10月1日から同月31日まで<br/>第5期 11月1日から同月30日まで<br/>第6期 12月1日から同月28日まで<br/>第7期 1月1日から同月31日まで<br/>第8期 2月1日から同月28日まで(うるう年の場合は、2月1日から同月29日まで)</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)<br/>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第14条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下本条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(特別徴収)<br/>第13条の2 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 当該年度の初日の属する年の4月2日</p> | <p>(賦課期日)<br/>第11条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>(納期)<br/>第12条 国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 8月1日から同月31日まで<br/>第2期 9月1日から同月30日まで<br/>第3期 10月1日から同月31日まで<br/>第4期 11月1日から同月30日まで<br/>第5期 12月1日から同月28日まで<br/>第6期 2月1日から同月28日まで(うるう年の場合は、2月1日から同月29日まで)</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)<br/>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(次条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下本条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> | <p>徴収方法に特別徴収を加える。</p> <p>納期を変更</p> <p>引用する条を変更</p> <p>特別徴収の対象者を規定(65歳以上の年金受給者である国保の世帯主)</p> <p>4月2日から8月1までに年金を受給できる</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <p>から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収することができる。</p> <p>(特別徴収義務者の指定等)</p>                                                                                                                              | <p>ようになった国保世帯主に対し特別徴収ができる規定</p>                     |
| <p>第13条の3 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)とする。</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p>                                                                                                                                      | <p>年金を支払う者を特別徴収義務者と規定</p>                           |
| <p>第13条の4 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。</p> <p>(被保険者資格喪失等の場合の通知等)</p>                                                                                                                                                 | <p>年金保険者に徴収済保険税の納入義務を規定</p>                         |
| <p>第13条の5 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。</p> <p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p>                                           | <p>資格喪失者の通知(法718の5-1)により特別徴収をしない規定</p>              |
| <p>第13条の6 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の37第1項に規定する額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> | <p>平成21年度より、2月分の本算定額を基準に4、6、8月支払い分の年金から仮徴収をする規定</p> |
| <p>2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収することができる。</p> <p>(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)</p>                             | <p>特別な事情がある場合、仮徴収額の変更ができる規定</p>                     |
|                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>新たに年金</p>                                        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------|
| <p>第13条の7 次の各号に掲げる者について、<br/> <u>それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額に よることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を特別徴収の方法によって徴収するものとする。</u></p> <p>(1) 第13条の2第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間</p> <p>(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間</p> <p>(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間<br/> (普通徴収税額への繰入れ)</p> |  | <p>を受給できるようになった被保険者について、その受給開始時期により仮徴収の額（前年の国保税/支払い回数）及び期間を定める規定</p> |
| <p>第13条の8 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別</p>                                                                                                                                                                     |  | <p>支給停止等により年金の受給ができなくなった場合、普通徴収に切り替える規定</p> <p>過納・誤納を未納分に充当できる規定</p> |

徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に  
充当することができる。

# 保険料の特別徴収の基本的な事務処理の流れ(図)



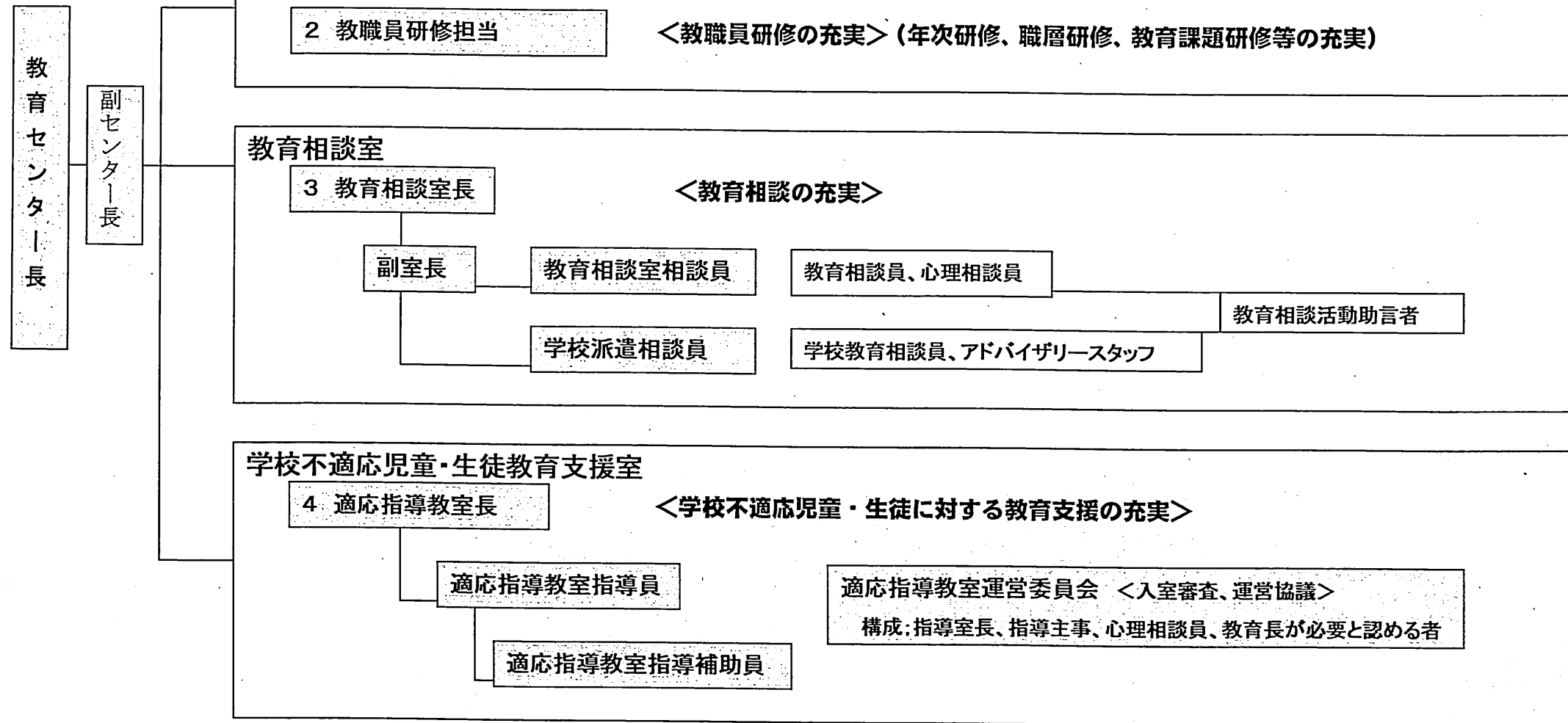


# 福生市教育センター構成及び機能

教育センター組織図

本 会 議 資 料

平成20年3月4日



## 1 教育に関する専門的、技術的事項の研究開発及び教育情報の収集と活用に関すること

- ・ 教科用図書の公開・閲覧及び研究図書、CD、ビデオ、DVD、官公図書などの管理、活用
- ・ カリキュラム開発、授業サポートデスク  
(学習格差を補う教材開発、資料作成・収集)
- ・ 研究授業サポート(指導案の共有)・校務運営合理化の推進
- ・ 小、中学校教育研究会運営指導・助言

）ネットワークサーバー設置

## 2 教職員研修に関すること

教職員研修の拠点（人材育成、授業力向上）

- ①年次研修；初任者、2年次、3年次、4年次、10年次等
- ②職層研修；校長、副校長、主幹教諭、主任教諭 等
- ③課題別研修；人権、特別支援教育、情報教育、学校経営、服務事故防止、学校事故防止等

## 3 教育相談に関すること

- ・ スクールカウンセラー、教育相談員（学校配置、教育相談室配置）、心理相談員、適応指導教室指導員、アドバイザースタッフ、教育相談助言者等のマネジメント及びケース会議の運営
- ・ 不登校、集団不適応、非行傾向、言葉に関する問題、神経症、発達障害、進路等の教育相談、就学相談の来所相談、電話相談、学校巡回相談等
- ・ 教育相談活動の普及、諸調査、教育相談に関する研修

## 4 学校不適応児童・生徒に対する教育支援に関すること

### 小学生教室

- ・ 不登校児童に個別指導による学習の補充、通室児童の学力を向上、学校復帰

### 中学生教室

- ・ 不登校生徒に個別指導による学習の補充、通室生徒の学力を向上、学校復帰
- ・ 中学校との連携のもと、適切な進路指導、高等学校進学等への支援



平成20年第1回定例会会期日程(案)

(会期25日間)

| 月 | 日  | 曜 | 種 別   | 内 容               |
|---|----|---|-------|-------------------|
| 3 | 4  | 火 | 本 会 議 | 一般質問              |
|   | 5  | 水 | 本 会 議 |                   |
|   | 6  | 木 | 本 会 議 |                   |
|   | 7  | 金 | 本 会 議 | 一般質問・議案審議         |
|   | 8  | 土 | 休 会   |                   |
|   | 9  | 日 | 〃     |                   |
|   | 10 | 月 | 〃     |                   |
|   | 11 | 火 | 〃     | 予算審査特別委員会(予定) A9  |
|   | 12 | 水 | 〃     | 予算審査特別委員会(予定) A9  |
|   | 13 | 木 | 〃     | 予算審査特別委員会(予定) A9  |
|   | 14 | 金 | 〃     | 予算審査特別委員会(予定) A9  |
|   | 15 | 土 | 〃     |                   |
|   | 16 | 日 | 〃     |                   |
|   | 17 | 月 | 〃     | 建設環境委員会 A10       |
|   | 18 | 火 | 〃     | 市民厚生委員会 A10       |
|   | 19 | 水 | 〃     |                   |
|   | 20 | 木 | 〃     | (春分の日)            |
|   | 21 | 金 | 〃     | 総務文教委員会 A10       |
|   | 22 | 土 | 〃     |                   |
|   | 23 | 日 | 〃     |                   |
|   | 24 | 月 | 〃     | 庁舎建設特別委員会 P1:30   |
|   | 25 | 火 | 〃     | 横田基地対策特別委員会 P1:30 |
|   | 26 | 水 | 〃     | 議会運営委員会 A10       |
|   | 27 | 木 | 〃     |                   |
|   | 28 | 金 | 本 会 議 | 審査報告              |



# 一 般 質 問

平成20年第1回福生市議会定例会

| 通 告 者            | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                             | 時 間        |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br><br>大 野 聰   | 1 平成20年度予算編成について<br>(1) 編成の基本的な考え方(再編交付金の考え方を含む)<br>(2) 主な新規、レベルアップ、廃止事業とその理由<br>(3) 第3期福生市総合計画の達成状況<br>2 野澤市政8年間を振り返って<br>(1) 野澤市政の成果と課題<br>(2) 次期市長に望むこと<br>(3) 職員に望むこと                           | 45分        |
| 2<br><br>青 海 俊 伯 | 1 平成20年度予算全般について<br>(1) 税収増・歳出削減に対する取り組みについて<br>(2) 再編交付金・地域再生交付金の使途について<br>(3) 高齢者施策について<br>(4) 子育て支援策について<br>2 市営住宅について<br>(1) 第二市営住宅のエレベーター設置について<br>(2) 市営住宅の今後について<br>3 環境行政について<br>4 がん対策について | 1時間<br>30分 |
| 3<br><br>清 水 義 朋 | 1 防災について<br>(1) 横田基地との防災協定について<br>2 市民との協働について<br>(1) ボランティア活動支援事業について<br>3 環境政策について<br>(1) 環境マネジメントシステム(EMS)について                                                                                   | 40分        |
| 4<br><br>乙 津 豊 彦 | 1 市民との情報の共有について<br>2 三位一体による税源移譲の影響について<br>3 後期高齢者医療制度について<br>4 福祉バスの試行について<br>5 ITの推進について<br>(1) ホームページの目的と期待される効果について<br>(2) ホームページの運用について                                                        | 1時間        |

| 通 告 者            | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                        | 時 間           |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5<br><br>堀 雄 一 朗 | 1 商工業振興策について<br>(1) 現状と市での取り組みについて<br>(2) チャレンジショップ支援事業について<br>2 福祉交通網の試行実施について<br>3 特定健診・特定保健指導について<br>(1) 特定健診項目の充実と保健指導について<br>(2) 近隣市での健診の受診について                                                                                                                           | 1 時間<br>1 5 分 |
| 6<br><br>杉 山 行 男 | 1 地域の文化・歴史的景観の保存と活用について<br>(1) 歴史的景観について<br>(2) 地域の活性化について<br>(3) 片倉跡地について<br>(4) 熊川分水について<br>(5) 地頭井戸について<br>2 行政の窓口業務サービスについて<br>(1) 窓口サービスの向上について<br>(2) 窓口サービスの民営化について                                                                                                     | 1 時間          |
| 7<br><br>末 次 和 夫 | 1 行財政改革の一環としての選挙開票事務短縮への取り組みについて<br>2 学校給食について                                                                                                                                                                                                                                 | 4 5 分         |
| 8<br><br>阿 南 育 子 | 1 食の安全・安心への取り組みについて<br>(1) 中国産加工品に関する市民への影響について<br>(2) 学校給食とランチルームの食材について<br>(3) 学校給食センター運営審議会のあり方について<br>(4) 福生の食育の取り組みについて<br>2 横田基地について<br>(1) 横田基地に所属の軍人軍属の現状について<br>(2) 横田基地による、環境への影響について<br>3 高次脳機能障害への支援体制について<br>(1) 地域リハビリテーション支援センターの設置について<br>(2) 高次脳機能障害の方の状況について | 1 時間<br>3 0 分 |

| 通 告 者             | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                        | 時 間           |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 9<br><br>原 田 剛    | 1 後期高齢者医療制度について<br>(1) 負担について<br>(2) 徴収について<br>(3) 診療について<br>2 高齢者福祉について<br>(1) 介護家族について<br>(2) 介護予防について<br>3 踏切の安全対策について<br>(1) 市内の踏切及び交差する道路の安全対策について<br>(2) 今後の整備計画について                                                     | 1 時間<br>2 0 分 |
| 10<br><br>大 野 悦 子 | 1 環境行政について<br>(1) 環境行政の成果について<br>(2) エコライトハウスの成果と今後について                                                                                                                                                                        | 3 0 分         |
| 11<br><br>串 田 金 八 | 1 地籍調査について<br>(1) 地籍調査とは、どのようなものか<br>(2) 地籍調査の今後の考え方について<br>2 商店街の活性化について<br>(1) 集客について<br>(2) 要望事項の検討について<br>3 ストリートスポーツ施設の建設について<br>(1) スケートボードや自転車モトクロスの苦情について<br>(2) ストリートスポーツ施設を建設するには<br>4 交通規制について<br>(1) 交通規制の時間短縮について | 1 時間          |
| 12<br><br>田 村 正 秋 | 1 横田基地について<br>(1) 横田基地での合同訓練について<br>2 市民参加のまちづくりについて<br>3 南公園の復興について<br>(1) 現在の進捗状況について<br>(2) 今後の復興スケジュールについて<br>4 教育問題について<br>(1) 小・中学校区と児童・生徒の定員について<br>(新年度)                                                               | 1 時間          |

| 通 告 者             | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 時 間          |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 13<br><br>小野沢 久   | 1 市長8年間の行政運営について<br>(1) 8年間の成果及び所感について<br>2 公立福生病院について<br>(1) 市民病院としてのあり方等について<br>(2) 工事中の近隣等への影響等について<br>3 偽装表示について<br>(1) 古紙偽装、インク偽装について<br>(2) 市民へのPRについて<br>4 職員給与について<br>(1) 高いラスパイレスについて<br>(2) 対応策について                                                                                                      | 1 時間<br>15 分 |
| 14<br><br>羽 場 茂   | 1 健康ふっさ21について<br>(1) 事業の進捗状況について<br>(2) 今後の課題について<br>2 都市基盤整備について<br>(1) 熊川団地前交差点の改良について<br>(2) 南公園の整備について<br>(3) 田園通りの信号について<br>3 子育て支援策について<br>(1) 小児救急医療体制整備の進捗状況について<br>(2) 教育も含めた総合計画の策定について<br>4 米軍横田基地について<br>(1) 再編の進展状況について<br>(2) 米軍人の市内居住の実態把握について<br>(3) 情報収集の体制について                                   | 1 時間         |
| 15<br><br>奥 富 喜 一 | 1 安全安心のまちづくりの最大の障害、横田基地について その2<br>2 生活保護行政について その2<br>3 障害者雇用「チーム支援」「障害者就業・生活支援センター」について<br>4 信用保証協会の「保証料」と「責任共有制度」について<br>5 小規模工事等契約希望者登録制度について<br>6 高齢者や障害者にやさしい行政、経済的支援策について<br>(1) 75歳以上の後期高齢者医療制度での健康診査について<br>(2) 75歳以上の後期高齢者の診療報酬の新設について<br>(3) 高齢者住宅家賃助成などの復活について<br>(4) お年寄りの生活を支援する取り組み、痛み和らげ手当支給などについて | 1 時間<br>30 分 |

| 通 告 者 | 質 問 内 容                                                                                                                 | 時 間 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|       | 7 C型肝炎ウイルス感染者対策について<br>8 妊婦検診の公費負担を14回とすることについて<br>9 中央公園や南公園にごみ指導員を常設配置する取り組みについて<br>10 交通弱者対策としてのバスを、走らせる計画の進捗状況等について |     |



議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成20年3月4日第1回福生市議会定例会

| 付託委員会名  | 議案（請願・陳情）番号 | 付託件名                                          |
|---------|-------------|-----------------------------------------------|
| 総務文教委員会 | 議案第1号       | 福生市組織条例の一部を改正する条例                             |
|         | 議案第2号       | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例        |
|         | 議案第3号       | 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例                         |
|         | 議案第4号       | 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例                         |
|         | 議案第5号       | 福生市民会館条例の一部を改正する条例                            |
|         | 議案第6号       | 福生市体育施設条例の一部を改正する条例                           |
|         | 議案第7号       | 福生市体育館条例の一部を改正する条例                            |
|         | 議案第14号      | 福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例                      |
|         | 議案第15号      | 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例                 |
|         | 議案第16号      | 福生市再編交付金事業基金条例                                |
|         | 議案第17号      | 福生市教育センター条例                                   |
|         | 議案第20号      | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分） |
| 建設環境委員会 | 議案第12号      | 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例             |
|         | 議案第13号      | 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例                         |
|         | 議案第20号      | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）     |
|         | 議案第23号      | 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第5号）                     |
|         | 議案第29号      | 平成20年度福生市下水道事業会計予算                            |
|         | 議案第30号      | 平成20年度福生市受託水道事業会計予算                           |

| 付託委員会名    | 議案（請願・陳情）番号 | 付 託 件 名                                        |
|-----------|-------------|------------------------------------------------|
| 市民厚生委員会   | 議案第8号       | 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例              |
|           | 議案第9号       | 福生市介護保険条例の一部を改正する条例                            |
|           | 議案第10号      | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例                          |
|           | 議案第11号      | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                         |
|           | 議案第18号      | 福生市後期高齢者医療に関する条例                               |
|           | 議案第20号      | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）      |
|           | 議案第21号      | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）                   |
|           | 議案第22号      | 平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）                   |
|           | 議案第25号      | 平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算                          |
|           | 議案第26号      | 平成20年度福生市老人保健医療特別会計予算                          |
|           | 議案第27号      | 平成20年度福生市介護保険特別会計予算                            |
|           | 議案第28号      | 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算                         |
|           | 陳情第20-1号    | 介護保険の改善を国に求める陳情書                               |
| 特 別 委 員 会 | 陳情第20-2号    | 「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」厚生労働省通達（事務連絡）を徹底させる陳情書 |
|           | 陳情第20-3号    | 国民健康保険税に関する陳情書                                 |
| 特 別 委 員 会 | 議案第24号      | 平成20年度福生市一般会計予算                                |